

草津市バリアフリー基本構想

平成 22 年 3 月

草 津 市

～ 目 次 ～

	頁
第 1 章 基本構想策定の背景と基本的な考え方	1
1-1 基本構想策定の背景と目的	1
1-2 基本構想の基本的な考え方	2
1-3 バリアフリー新法について	3
第 2 章 草津市の概況	6
2-1 位置及び地勢	6
2-2 人口・世帯数等の状況	7
2-3 交通の状況	10
2-4 草津駅、南草津駅の状況	15
2-5 草津市の観光の状況	20
2-6 土地利用計画	22
2-7 駅周辺の主要施設の立地状況	23
第 3 章 バリアフリー化推進の基本理念と基本方針	25
3-1 上位計画・関連計画の整理	25
3-2 バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針	33
第 4 章 重点整備地区の区域，生活関連施設・経路の設定	35
4-1 重点整備地区の要件	35
4-2 重点整備地区・特定旅客施設の設定	36
4-3 生活関連施設の設定	37
4-4 生活関連経路の設定	38
4-5 重点整備地区の区域の設定	40
第 5 章 重点整備地区の課題・問題点	43
5-1 タウンウォッチングの概要	43
5-2 タウンウォッチングの結果	46
5-3 生活関連経路（全経路）におけるバリア点検結果	59

～ 目 次 ～

	頁
第6章 バリアフリー化事業の概要	70
6-1 公共交通特定事業の概要	71
6-2 道路特定事業の概要	73
6-3 交通安全特定事業の概要	76
6-4 その他の事業の概要	76
6-5 こころのバリアフリーの推進施策	77
6-6 事業実施における一般的留意事項及び検討課題	78
第7章 バリアフリー化事業の推進	85
7-1 バリアフリー化事業の推進に向けた今後の取り組み	85
7-2 バリアフリー化推進の流れ（段階的・継続的發展）	86
7-3 特定事業に関する主な公的支援措置	87
【参考資料 1】	
用語の解説	106
【参考資料 2】	
草津市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱	108
【参考資料 3】	
草津市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿	110

第1章 基本構想策定の背景と基本的な考え方

1 - 1 基本構想策定の背景と目的

現在、わが国では他の先進諸国に例をみない程の急速な高齢化が進んでおり、平成 27 年（2015 年）には国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会が到来すると予想されています。また、草津市においても、全国平均は下回るものの高齢化が進展する一方、市内には障害者や妊産婦、外国人などの多様な方々が生活しています。

こうした社会では、障害のある方がない方と同じように生活し、活動することができる共生社会の実現（ノーマライゼーション）が求められるとともに、すべての人が様々な生き方を主体的に選択し、元氣と誇りを持って生活を送ることができる社会が望まれています。

このように、高齢者や障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる都市環境の整備が求められている状況の下、国においては、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念に基づいて国土交通行政を推進するため、平成 17 年 7 月に「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定しました。また、平成 18 年 12 月には、従来の「交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）」と「ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」を統合した、「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」が施行され、生活空間のバリアフリー化を一体的に進める制度が確立しました。

そこで、草津市においても、すべての人が安心して移動できるまちづくりを目指してバリアフリー基本構想を策定します。そして、新たに作成した「草津市バリアフリー基本構想」（以下、基本構想とする）に基づき、バリアフリーの側面から、市の将来像である「出会いが織りなすふるさと “元氣” と “うるおい” のあるまち 草津」の実現を目指していきます。

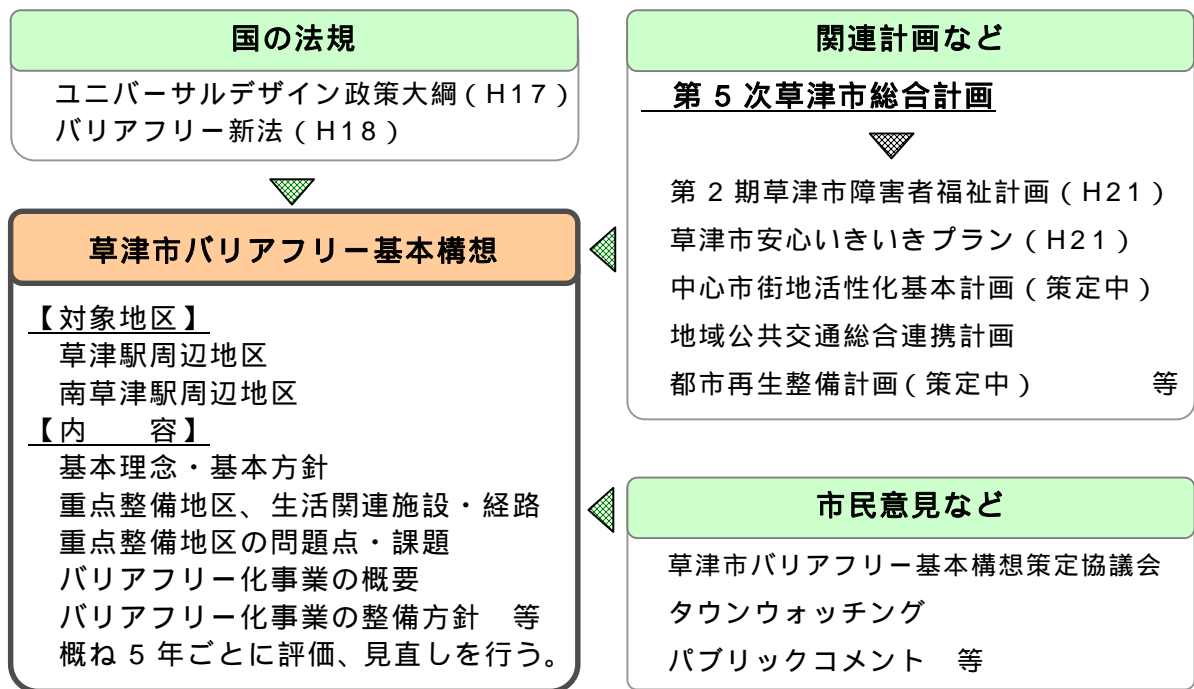
1 - 2 基本構想の基本的な考え方

(1) 基本構想の位置付け及び内容

本基本構想は、バリアフリー新法に基づいて策定するものであり、すべての人が安全・安心に移動し、主体的に参画できる社会の実現に向け、「草津駅周辺地区」と「南草津駅周辺地区」の2地区について基本理念や基本方針、バリアフリー化事業の概要等について定めます。

また、基本構想の策定にあたっては、草津市総合計画をはじめとする上位・関連計画との整合を図るとともに、協議会やタウンウォッチング、パブリックコメント等を通じて、可能な限り市民の皆様のご意見を内容に反映させるものとします。

基本構想の位置付け及び内容



(2) 目標年次

バリアフリー新法に基づいて定められた「基本方針（移動等円滑化の促進に関する基本方針）」において、バリアフリー化事業の目標年次は平成22年とされており、平成23年以降の整備目標については現在、国土交通省バリアフリー推進本部において検討が行われているところです。

ここで、平成22年までに全てのバリアフリー化事業を実施することは困難であるため、草津市においては、事業を「短期」、「中期」、「長期」に分け、短期事業については概ね3年以内、中期事業については概ね5年以内の事業完了を目指す一方、長期事業については5年後以降も継続して事業の実施を検討していきます。

また、ソフト施策については、可能な限り早期に着手し、今後継続的に実施していきます。

1 - 3 バリアフリー新法について

一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が策定されました。(平成 18 年 6 月 21 日公布、12 月 20 日施行)

この法律の内容は以下のとおりです。

(1) 法律の趣旨

高齢者、障害者(身体障害・知的障害・精神障害・発達障害等全ての障害者)、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。

また、バリアフリー化のためのソフト施策も充実します。

(2) 法律の基本的な枠組み

基本方針の策定

主務大臣が、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を作成します。

バリアフリー化のために施設設置管理者等が講ずべき措置

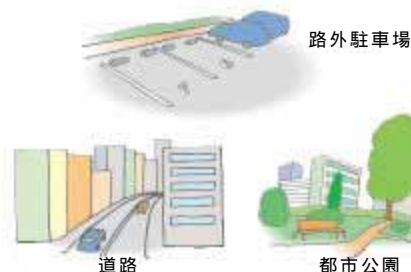
公共交通機関(駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両)、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)」への適合を義務づけます。



旅客施設及び車両等
(福祉タクシーの基準を追加)



建築物
(既存建築物の基準適合努力義務を追加)



道路

都市公園

重点整備地区でのバリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

市町村による基本構想の作成

市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができます。

基本構想に基づく事業の実施

関係する事業者・建築主などの施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、事業を実施します。

住民などの計画段階からの参加の促進を図るための措置

基本構想を作成する際に高齢者、障害者などの当事者参加を図るために、協議会制度を法律に位置づけ、また、高齢者、障害者などから、市町村に対して、基本構想の作成・見直しを提案できる制度が創設されました。

「スパイラルアップ」と「心のバリアフリー」の促進

「スパイラルアップ」の導入

具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者、障害者など当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」を国(地方公共団体)の責務とします。

「心のバリアフリー」の促進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力を求める「心のバリアフリー」を国(地方公共団体)や国民の責務とします。

(3) 基本構想で定める必要のある事項

基本構想で定める必要のある事項は、以下のとおりです。

基本構想で定める必要のある事項

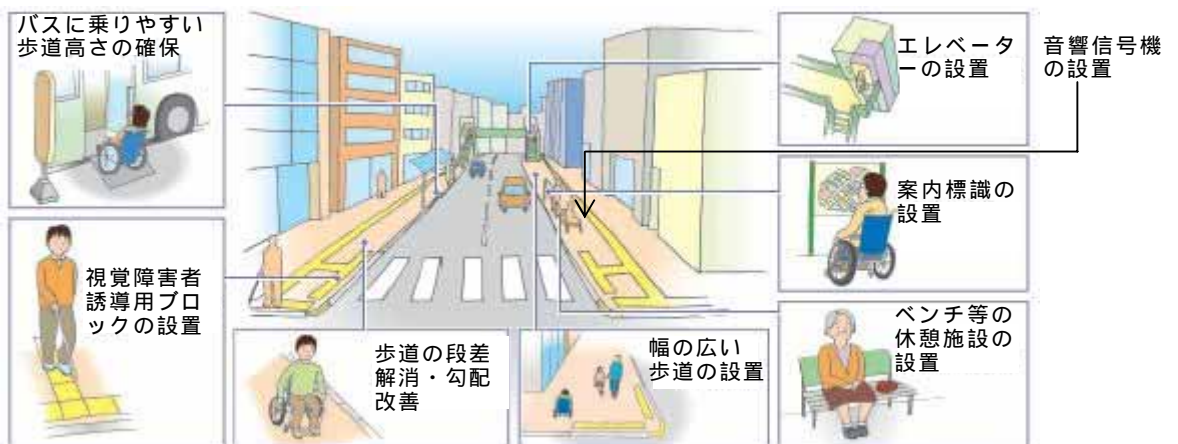
重点整備地区の区域
生活関連施設（旅客施設も含む）
生活関連経路
バリアフリー化整備の基本方針

(4) 道路における主な整備項目及び移動円滑化基準の概要

草津市では、旅客施設である草津駅、南草津駅のバリアフリー化が進んでいるため、主に道路についてバリアフリー化整備を推進していきます。

そこで、以下、参考までに道路における主な整備項目と移動円滑化基準を示します。

道路における主な整備項目



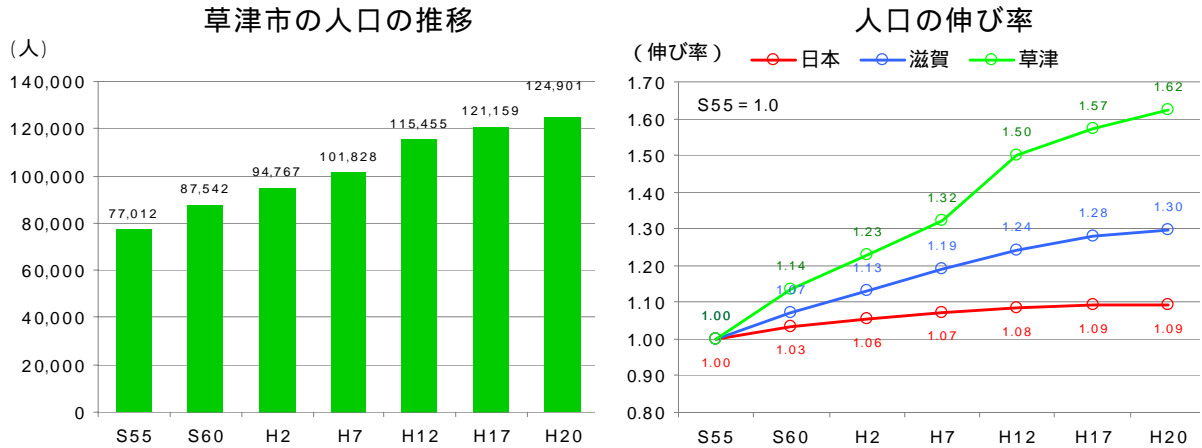
道路における主な移動円滑化基準

歩道等の幅員については、基準に定められた有効幅員を確保すること。
歩道等の舗装は、平坦かつ滑りにくく水はけの良い仕上げとする。
歩道等の縦断勾配は、5%以下とする。横断勾配は、1%以下とする。
歩道構造は、基本的に車道との高低差が5cmのセミフラット型とする。
歩道等の通路には、必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを設置する等。

2 - 2 人口・世帯数等の状況

(1) 人口の推移

草津市の人口は増加傾向にあり、平成 20 年には 124,901 人となっています。昭和 55 年を 1.0 とした場合の草津市の人口伸び率は 1.62 と、日本、滋賀県の伸び率を大きく上回っています。

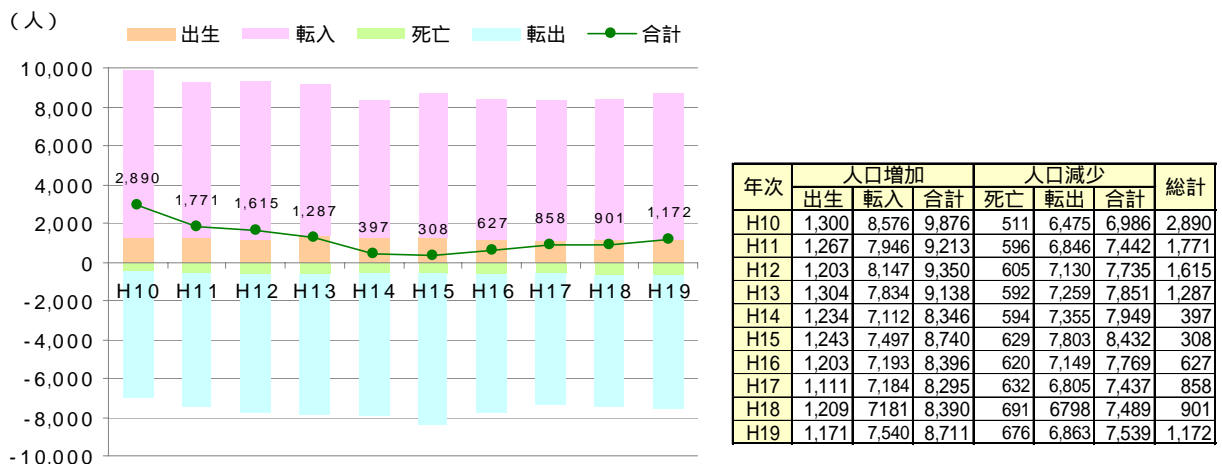


資料：日本・滋賀・草津（S55～H17）「国勢調査」
 日本（H20）「総務省統計局 HP」
 滋賀・草津（H20）「滋賀県総務部統計課」

(2) 人口増減の状況

草津市では、毎年人口の増加（出生+転入）が減少（死亡+転出）を上回り、人口が増加し続けています。年間の人口増加数は、平成 10 年に 2,890 人増を示した後、平成 15 年には 308 人増まで減少しましたが、その後平成 19 年には 1,172 人増となっています。

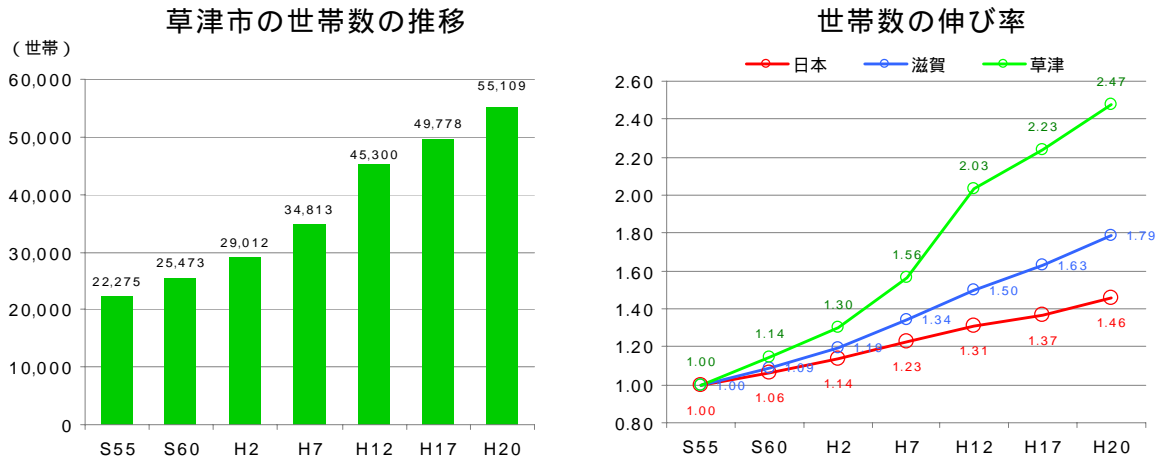
草津市の人口増減の状況



資料：「滋賀県統計書」（各年）

(3) 世帯数の推移

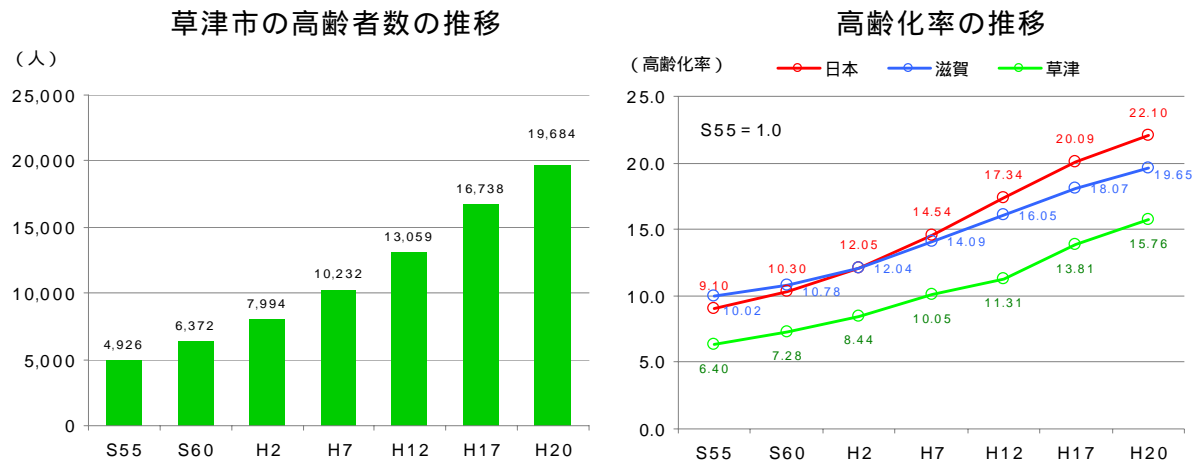
草津市の世帯数は増加傾向にあり、平成 20 年には 55,109 世帯となっています。昭和 55 年から平成 20 年までの 28 年間で草津市の世帯数は 2.47 倍に増加しており、人口と同様に日本、滋賀県の伸び率を大きく上回っています。



資料：日本・滋賀・草津（S55～H17）「国勢調査」
 日本（H20）「総務省報道資料」住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（平成 20 年 3 月 31 日現在）
 滋賀・草津（H20）「滋賀県総務部統計課」

(4) 高齢化率の推移

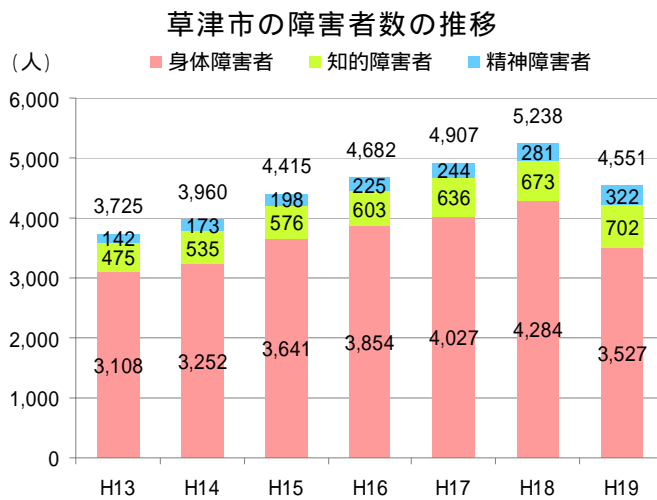
草津市の高齢者数は年々増加を続け、昭和 55 年の 4,926 人から平成 20 年の 19,684 人へと 28 年間で約 4 倍に増加しています。高齢化率についても 28 年間で約 10% 増加していますが、草津市における平成 20 年の高齢化率は 15.76% と、日本（22.10%）、滋賀県（19.65%）と比べると低い数値となっています。



資料：日本・滋賀・草津（S55～H17）「国勢調査」
 日本（H20）「総務省統計局 HP」
 滋賀・草津（H20）「滋賀県総務部統計課」

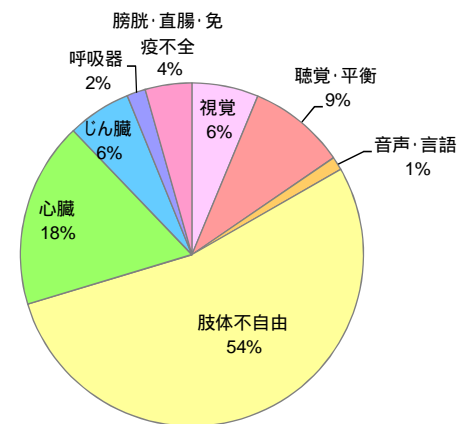
(5) 障害者数の推移

草津市の障害者数は平成 18 年まで増加傾向にありましたが、その後減少を示し、平成 19 年には 4,551 人となっています。障害別では身体障害者が 3,527 人と最も多く、以下知的障害者（702 人）、精神障害者（322 人）となっています。平成 19 年における身体障害者の部位別内訳をみると、肢体不自由が 54% と最も多い他、心臓（18%）、聴覚・平衡（9%）、視覚（6%）、じん臓（6%）が多くなっています。



資料：「第 2 期草津市障害福祉計画」

身体障害者の部位別内訳（H19）

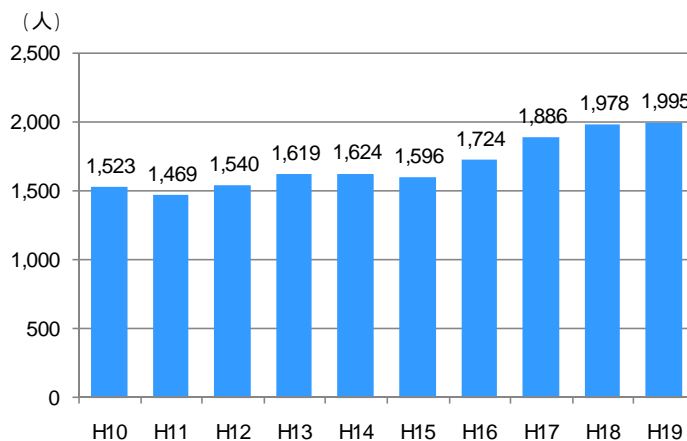


(6) 外国人居住者数の推移

草津市の外国人居住者数は増加傾向にあり、平成 19 年には約 2,000 人となっています。

草津市の人口が約 12 万 5 千人であるため、草津市の人口のうち 100 人に約 1.6 人が外国人という割合となっています。

草津市の外国人居住者数の推移



資料：「滋賀県統計書」

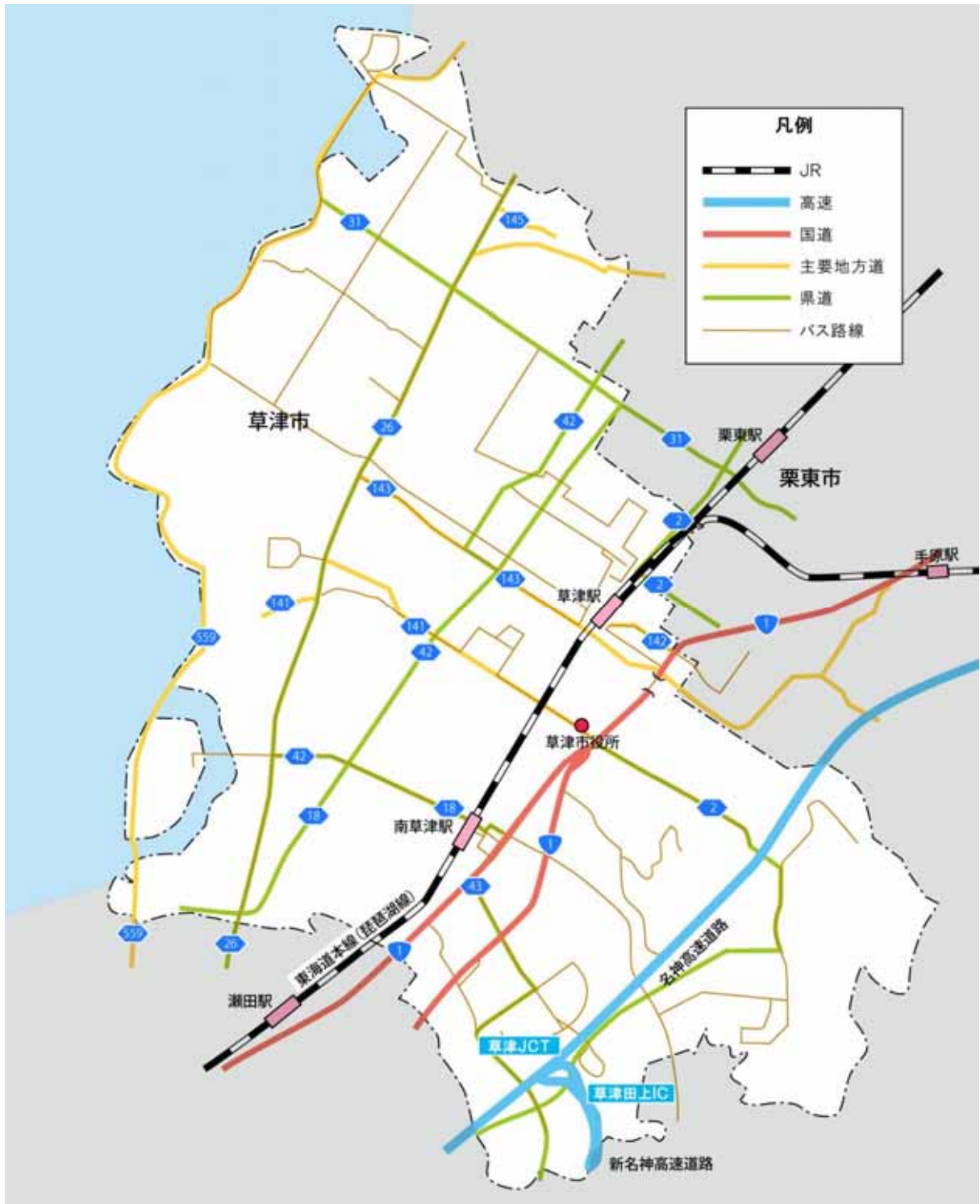
2 - 3 交通の状況

(1) 交通網の状況（道路、鉄道、バス路線）

JR、国道1号、名神高速道路等の広域交通網が草津市を南北に貫いているように、本市は交通の要衝となっています。

また、草津駅、南草津駅を中心にバス路線が市の北西部、南東部に広がっています。

草津市の交通網の状況

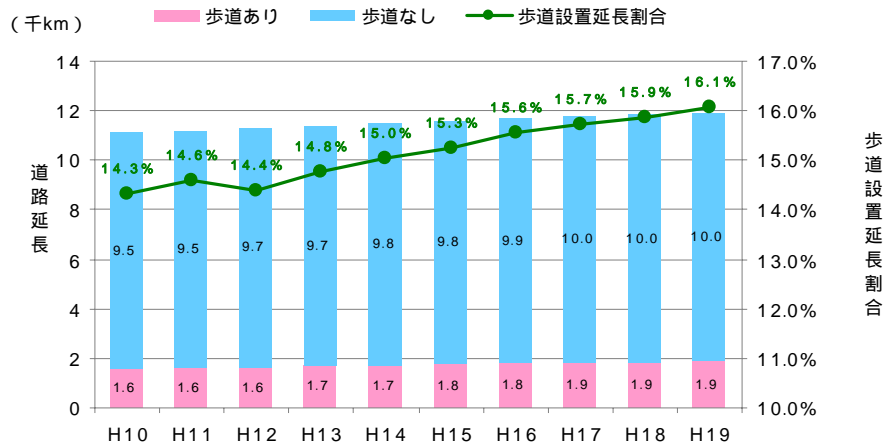


(2) 歩道の整備状況

滋賀県の歩道整備延長は年々増加しており、平成10年の14.3%から平成19年の16.1%へと9年間で2%程度増加しています。

平成19年における滋賀県の道路延長は、歩道ありが1,900km、歩道なしが10,000kmとなっています。

歩道有無別道路延長と歩道設置延長割合



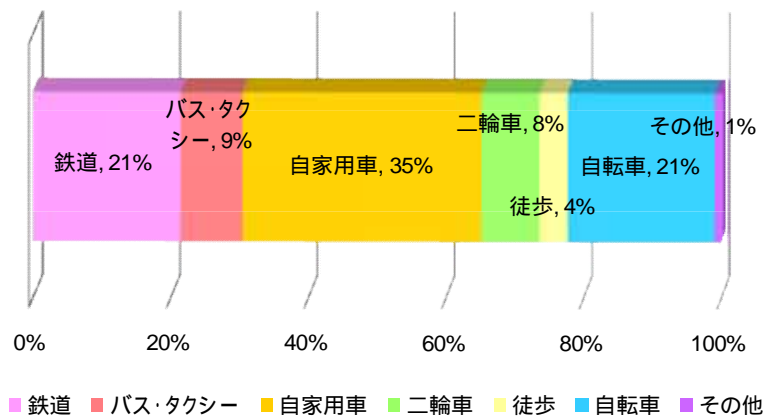
資料：「滋賀県統計書」

(3) 通勤・通学時の利用交通手段

草津市在住の方の通勤・通学時における利用交通手段をみると、自家用車が35%と最も多く、次いで鉄道(21%)、自転車(21%)が多くなっています。

上記の他では、「バス・タクシー」が9%、「二輪車」が8%、「徒歩」が4%となっています。

通勤・通学時の利用交通手段



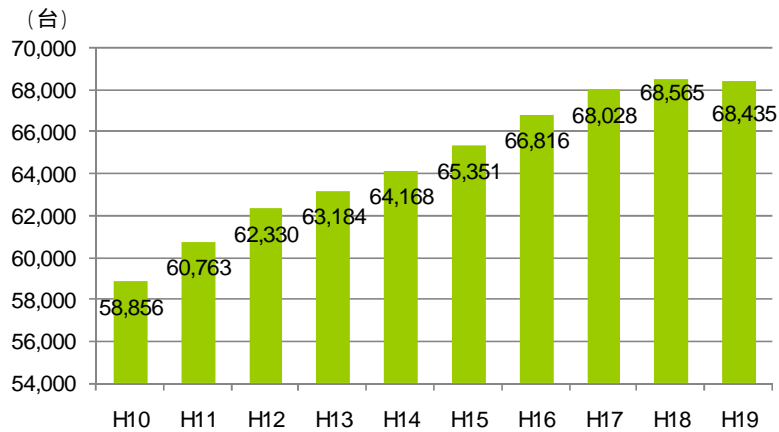
資料：「国勢調査」(H12)

(4) 自動車保有台数の推移

草津市における自動車保有台数は年々増加を続けていましたが、平成 18 年から平成 19 年にかけて減少に転じています。

平成 19 年における自動車保有台数は 68,435 台です。

自動車保有台数の推移



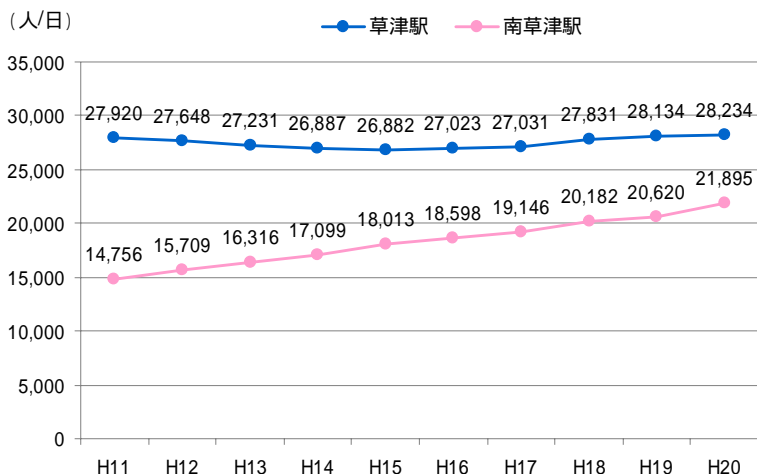
資料：「滋賀県統計書」

(5) 鉄道の利用状況

草津駅の日平均旅客乗車人員は横ばい傾向となっており、平成 20 年には 28,234 人/日となっています。また、南草津駅の日平均旅客乗車人員は年々増加を続け、平成 20 年には 21,895 人/日となっています。

草津駅の利用者数は滋賀県内第 1 位、南草津駅は第 3 位となっています。

草津駅・南草津駅の日平均旅客乗車人員の推移



資料：「滋賀県統計書」

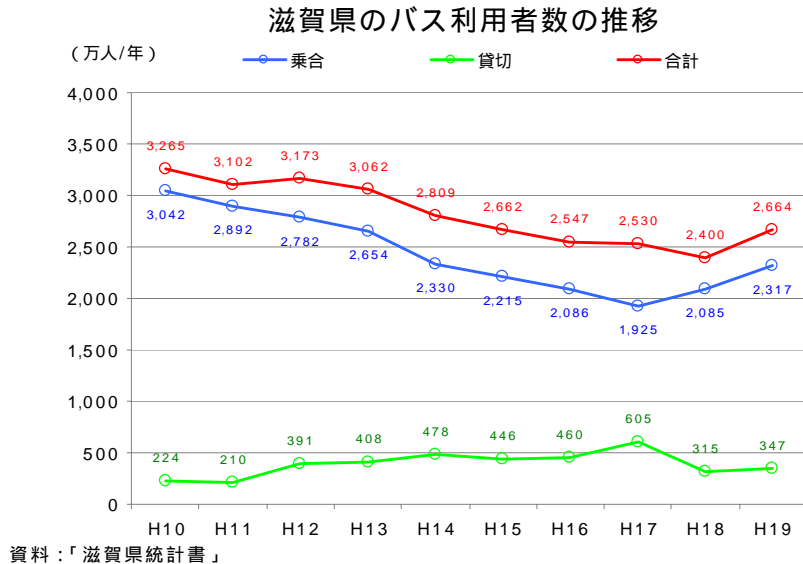
乗車人員が多い駅ベスト 10
(平成 20 年・滋賀県内)

順位	駅名	定期	定期外	合計
1	草津	19,606	8,628	28,234
2	石山	17,619	6,793	24,412
3	南草津	15,489	6,406	21,895
4	大津	11,944	5,784	17,729
5	瀬田	13,013	4,470	17,484
6	近江八幡	11,505	5,971	17,476
7	守山	11,145	3,941	15,086
8	野洲	9,891	3,853	13,744
9	膳所	9,125	3,716	12,841
10	栗東	6,253	5,250	11,503

(6) バスの利用状況

滋賀県の年間バス利用者数（乗合・貸切合計）は、平成 10 年の 3,265 万人から平成 18 年の 2,400 万人へと 8 年間で 865 万人減少していますが、平成 19 年には増加に転じ、2,664 万人となっています。

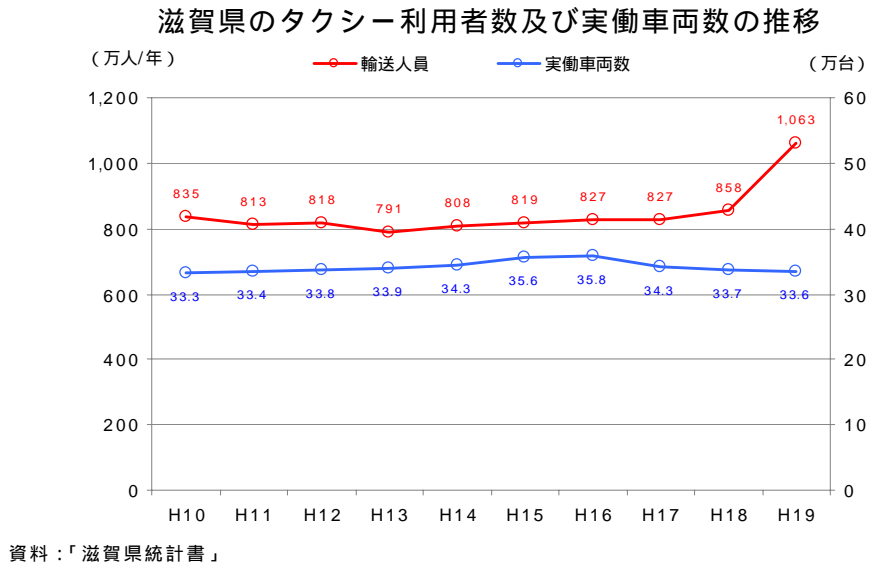
乗合バス利用者は平成 17 年を境に減少から増加に転じている一方、貸切バス利用者は平成 17 年を境に減少に転じています。



(7) タクシーの利用状況

滋賀県のタクシー利用者数は平成 13 年の 791 万人から平成 18 年の 858 万人と増加を続けた後、平成 19 年には 1,063 万人に急増しています。

滋賀県のタクシー実働車両数をみると、平成 10 年の 33.3 万台から微増を続け、平成 16 年には 35.8 万台に達していますが、その後減少し、平成 19 年には 33.6 万台となっています。



(8) バス事業における低床式バスの導入状況

滋賀県におけるバスの総台数は、近江鉄道（株）で 183 台、帝産湖南交通（株）で 98 台、滋賀バス（株）で 61 台、合計で 342 台となっています。
低床式バスの導入台数（ノンステップ・ワンステップ合計）は、近江鉄道（株）で 43 台、帝産湖南交通（株）で 25 台、滋賀バス（株）で 15 台であり、3 社の合計の低床式バス導入率は 24.3%となっています。

低床式バスの導入状況

	総台数	低床式バス			低床式バス 導入率
		ノンステップ	ワンステップ	合計	
近江鉄道（株）	183	33	10	43	23.5%
帝産湖南交通（株）	98	10	15	25	25.5%
滋賀バス（株）	61	9	6	15	24.6%
合計	342	52	31	83	24.3%

資料：「滋賀県下における低床式バス導入状況（平成 20 年 3 月末現在）」（草津市）

(9) タクシー事業における福祉車両の導入状況

草津市におけるタクシー保有台数は、一般タクシー事業者で 92 台、介護タクシー事業者で 27 台、特定旅客運送事業者で 40 台、合計 159 台となっています。
そのうち福祉車両の保有台数は、一般タクシー事業者で 2 台、介護タクシー事業者で 22 台、特定旅客運送事業者で 25 台あり、全事業者合計の福祉車両導入率は 30.8%となっています。

福祉車両の導入状況

	総台数	福祉車両 保有台数	福祉車両 導入率
一般タクシー事業者（3社）	92	2	2.2%
介護タクシー事業者（5社）	27	22	81.5%
特定旅客運送事業者（6社）	40	25	62.5%
合計	159	49	30.8%

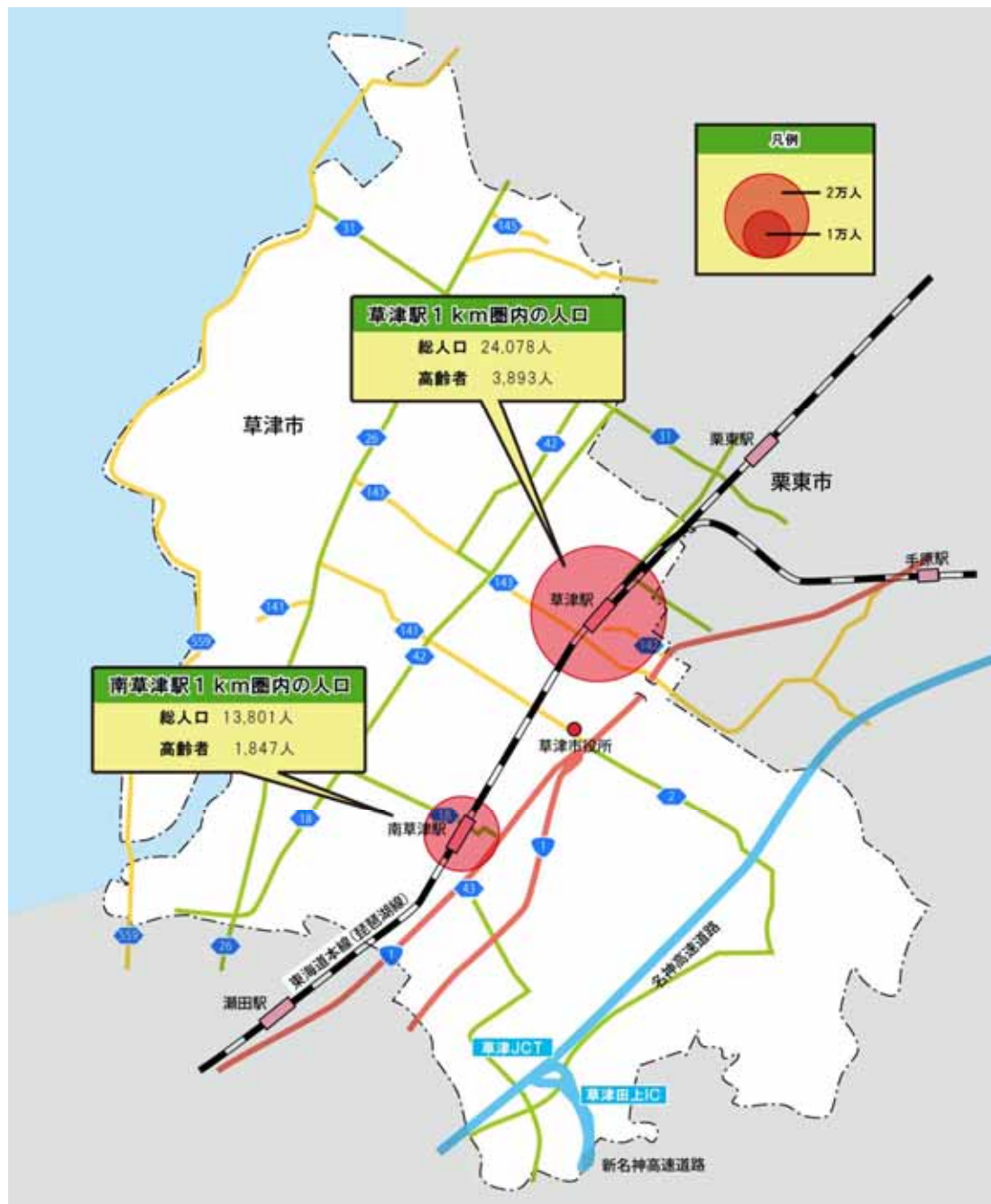
資料：「平成 20 年 3 月 19 日第 2 回草津市福祉有償運送運営協議会資料」（草津市）

2 - 4 草津駅、南草津駅の状況

(1) 草津駅、南草津駅の1km圏内人口

草津駅から1km圏内に居住する人口は、総人口が24,078人、高齢者が3,893人となっています。
南草津駅の1km圏内に居住する人口は、総人口が13,801人、高齢者が1,847人となっています。

草津駅、南草津駅の1km圏内人口



資料：「住所別年齢別人口統計表」(草津市)
駅から1km圏内の総面積の半分以上が含まれている丁目の人口を集計

(2) 草津駅構内のバリアフリー化状況

草津駅構内はバリアフリー化が進んでいます。

- 草津駅には、駅前広場～改札～ホーム間にエレベーターやエスカレーター、誘導ブロックが設置されています。
- トイレはオストメイト対応の多機能トイレが整備されており、入口部にはトイレ内の位置を示す点字案内板が設置されています。
- 券売機付近には、駅構内の点字案内板や点字運賃表が設置されています。

草津駅構内図



草津駅構内のバリアフリー化状況（一覧表）

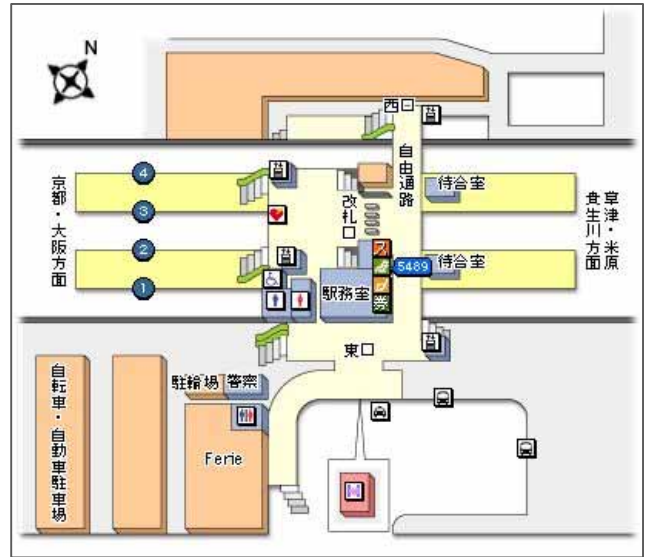
駅名		草津駅			
路線名		JR東海道本線、JR草津線			
1日平均旅客乗車人員（平成20年度）		28,234人			
エレベーター	駅前広場～改札	東出口			近鉄百貨店内・エルティ932内のエレベーター、東口地下駐車場へのエレベーター
		西出口			
	改札～ホーム	貴生川・柘植方面			
		京都・大阪方面			
		米原・大垣方面			
エスカレーター	駅前広場～改札	東出口	上り	×	
			下り	×	
		西出口	上り		
			下り		
	改札～ホーム	貴生川・柘植方面	上り		
			下り		
		京都・大阪方面	上り		
			下り		
		米原・大垣方面	上り		
			下り		
幅広改札					
その他施設	車いす対応券売機				
	多機能トイレ	改札内			オストメイト対応
改札外					
視覚障害者誘導用ブロック及び警告ブロック	駅前広場～改札				
	改札～ホーム				
	ホームの警告ブロック				
	ホーム端部の対策				
点字案内	運賃				
	点字券売機				
	構内案内板				
音声誘導装置	駅前広場～改札				
	改札～ホーム				
	ホームアナウンス				
列車運行案内	改札電光掲示案内				
	ホーム電光掲示案内				
階段手すり点字案内	駅前広場～改札				
	改札～ホーム				
階段の手すり	駅前広場～改札			×	生活関連経路ではないが、2段手すりが望ましい
	改札～ホーム				
プラットホーム転落防止柵の有無				×	

(3) 南草津駅構内のバリアフリー化状況

南草津駅構内も草津駅と同様にバリアフリー化が進んでいます。

- 駅前広場～改札～ホーム間にエレベーターやエスカレーター、誘導ブロックが設置されています。
- トイレはオストメイト対応の多機能トイレが整備されており、入口にはトイレ内の位置を示す点字案内板が設置されています。
- 券売機付近には、点字運賃表が設置されています。

南草津駅構内図



南草津駅構内のバリアフリー化状況

		
エレベーター	エスカレーター	階段（二段式手すり）
		
お手洗の点字案内図	駅入口の誘導ブロック	テンキーのついた券売機
		
駅構内に設置されたベンチ	遅延情報の電光掲示	優先座席位置の案内表示 (はがれあり)

南草津駅構内のバリアフリー化状況（一覧表）

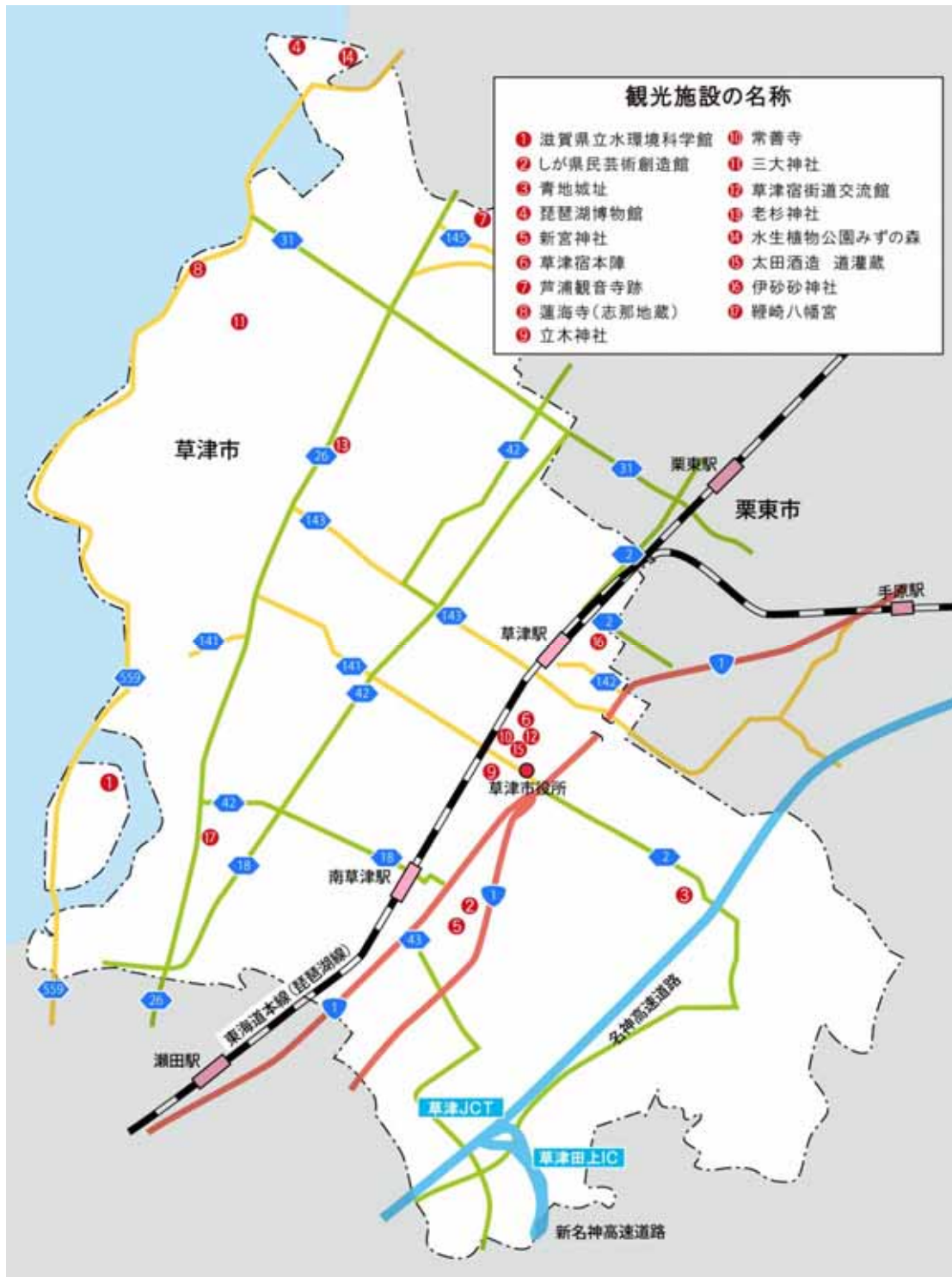
駅名		南草津駅			
路線名		JR東海道本線			
1日平均旅客乗車人員（平成20年度）		21,895人			
エレベーター	駅前広場～改札	東出口			
		西出口			
エレベーター	改札～ホーム	京都・大阪方面			
		草津・米原方面			
エスカレーター	駅前広場～改札	東出口	上り		
			下り		
		西出口	上り		
			下り		
	改札～ホーム	京都・大阪方面	上り		
			下り	×	
		草津・米原方面	上り		
			下り	×	
幅広改札					
その他施設	車いす対応券売機				
	多機能トイレ	改札内			オストメイト対応
視覚障害者誘導用ブロック及び警告ブロック		駅前広場～改札			
	改札～ホーム				
	ホームの警告ブロック				
	ホーム端部の対策				
点字案内	運賃				
	点字券売機				
	構内案内板				
音声誘導装置	駅前広場～改札				
	改札～ホーム				
	ホームアナウンス				
列車運行案内	改札電光掲示案内				
	ホーム電光掲示案内				
階段手すり点字案内	駅前広場～改札				
	改札～ホーム				
階段の手すり	駅前広場～改札				
	改札～ホーム				
プラットホーム転落防止柵の有無				×	

2 - 5 草津市の観光の状況

(1) 草津市の観光施設

草津市には、国指定史跡である草津宿本陣や芦浦観音寺跡等の旧跡や神社仏閣が点在している他、県立水環境科学館、県民芸術創造館、琵琶湖博物館等の施設が整備されています。

草津市の観光施設立地状況

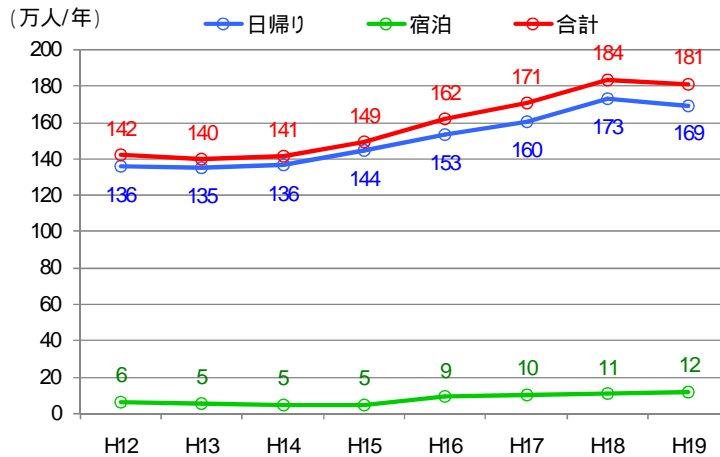


(2) 草津市の観光客数の推移

草津市の観光客数は日帰り、宿泊ともに増加傾向で推移しています。

日帰り客と宿泊客を合わせた観光客数の合計は、平成 12 年の 142 万人から平成 19 年の 181 万人へと 7 年間で約 40 万人増加しています。

草津市の観光客数の推移



資料：「滋賀県観光入込客統計調査書」

(3) 滋賀県内の観光地入込客数ベスト 30

滋賀県の観光地の中で最も入込客数が多いのは黒壁ガラス館の約 211 万人です。

草津市では滋賀県立琵琶湖博物館(入込客数約 45 万人)が 15 位に入っています。

草津市の観光客数の推移

順位	観光地名	市町名	入込客数(人)
1	黒壁ガラス館	長浜市	2,113,900
2	多賀大社	多賀町	1,776,800
3	彦根城	彦根市	876,200
4	比叡山ドライブウェイ	大津市	734,500
5	滋賀県希望が丘文化公園	野洲市、湖南市、竜王町	682,300
6	伊吹の里(道の駅)	米原市	674,800
7	日牟礼八幡宮	近江八幡市	620,800
8	道の駅「竜王鏡の里」	竜王町	619,200
9	豊公園	長浜市	611,700
10	八幡堀	近江八幡市	610,800
11	長浜オルゴール堂	長浜市	609,600
12	延暦寺	大津市	546,800
13	道の駅 藤樹の里あどがわ	高島市	533,000
14	みずどりステーション(道の駅)	湖北町	495,500
15	滋賀県立琵琶湖博物館	草津市	451,800
16	奥比叡ドライブウェイ	大津市	427,900
17	びわ湖鮎家の郷	野洲市	427,500
18	夢京橋キャッスルロード	彦根市	420,900
19	琵琶湖ホテル	大津市	379,200
20	滋賀県立陶芸の森(産業展示館)	甲賀市	372,300
21	近江神宮	大津市	366,000
22	近江舞子水泳場	大津市	362,700
23	ウェルサンピア滋賀	近江八幡市	362,300
24	あいとうマレットステーション(道の駅)	東近江市	358,500
25	マキノ高原	高島市	355,400
26	道の駅 びわ湖大橋米ブラザ	大津市	351,700
27	伊吹山ドライブウェイ	米原市	350,300
28	びわ湖大花火大会	大津市	350,000
29	あがりゃんせ(スバリゾート雄琴)	大津市	334,200
30	アグリパーク竜王	竜王町	326,600

(公開了承施設についてのみ掲載)

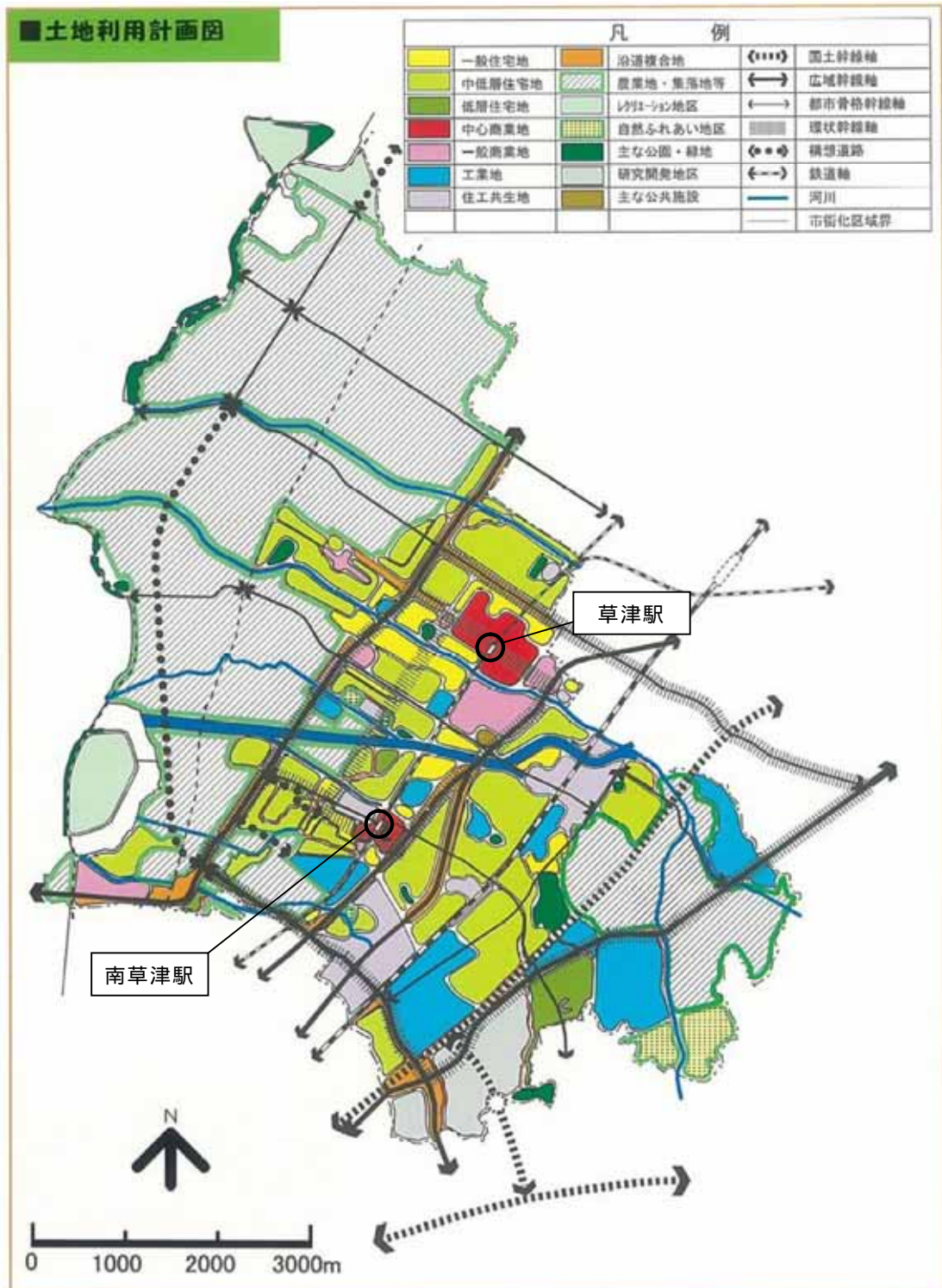
資料：「滋賀県観光入込客統計調査書」(H19)

2 - 6 土地利用計画

草津駅周辺は中心商業地に指定されており、その周りは一般住宅地、中低層住宅地、一般商業地に指定されています。

南草津駅周辺も、草津駅周辺より面積は狭いものの中心商業地に指定されており、その周りは中低層住宅地、住工共生地、工業地に指定されています。

草津市の土地利用計画



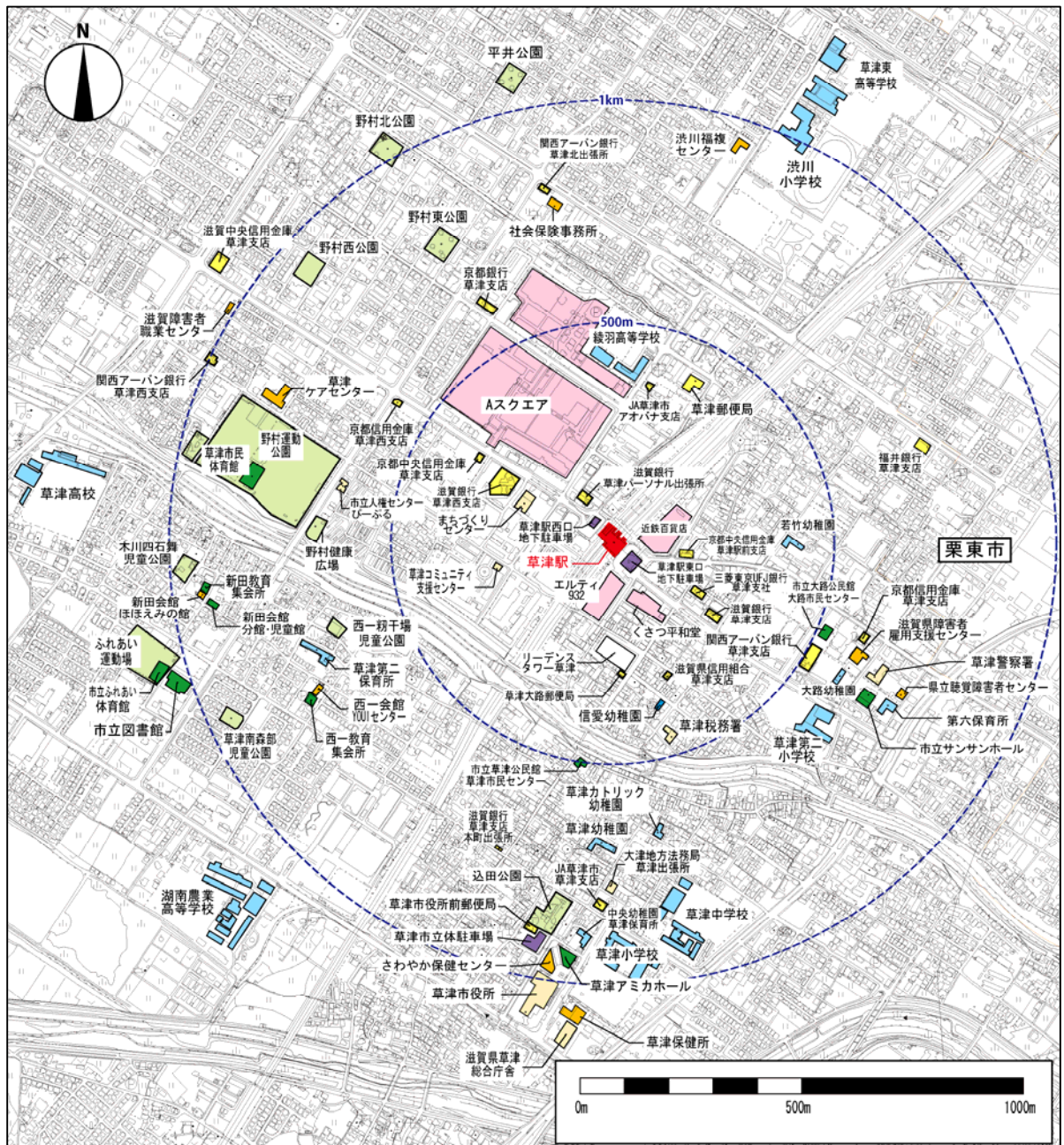
資料：「草津市都市計画マスタープラン」

2 - 7 駅周辺の主要施設の立地状況

(1) 草津駅周辺の主要施設の立地状況

草津駅周辺には、半径 500m 以内に A スクエア、近鉄百貨店、エルティ 932、くさつ平和堂等の商業施設が集積しています。
 また、半径 1 km 以内には都市公園、教育施設、文化レクリエーション施設、保健・福祉施設、官公庁施設等が点在しています。

草津駅周辺の主要施設の立地状況



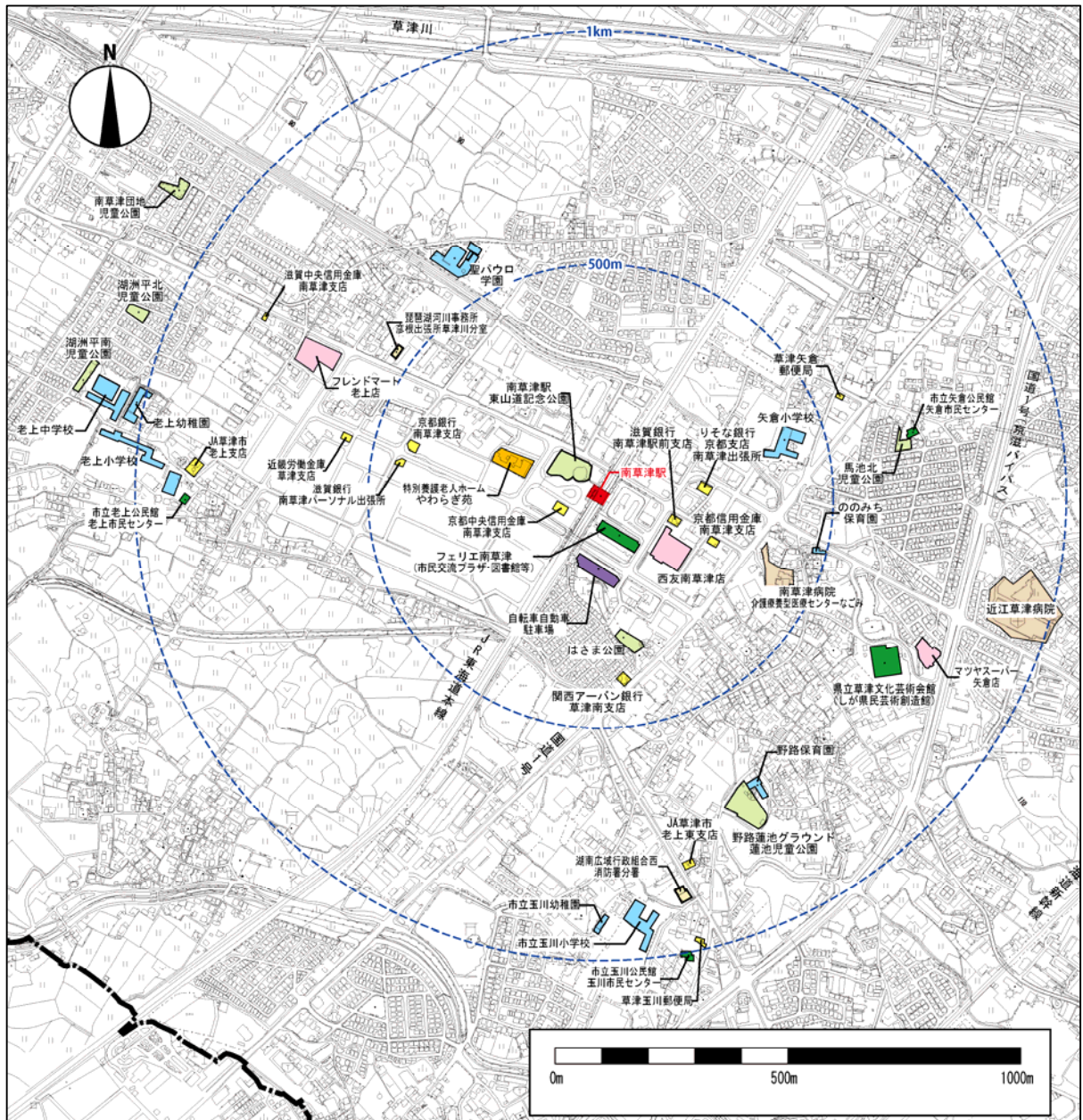
凡例 (主要施設)					
■	旅客施設	■	教育施設	■	都市公園
■	官公庁施設	■	文化・レクリエーション施設	■	路外駐車場
■	保険・福祉施設	■	公益サービス施設		
■	医療施設	■	商業施設		

(2) 南草津駅周辺の主要施設の立地状況

南草津駅の近隣には、東山道記念公園、特別養護老人ホームやわらぎ苑、フェリエ南草津、西友南草津店、路外駐車場等の施設が立地しています。

また、その周囲には教育施設が多数立地している他、医療施設、文化・レクリエーション施設、都市公園等が点在しています。

南草津駅周辺の主要施設の立地状況



凡例 (主要施設)

- | | | |
|---|--|--|
| ■ 旅客施設 | ■ 教育施設 | ■ 都市公園 |
| ■ 官公庁施設 | ■ 文化・レクリエーション施設 | ■ 路外駐車場 |
| ■ 保険・福祉施設 | ■ 公益サービス施設 | |
| ■ 医療施設 | ■ 商業施設 | |

第3章 バリアフリー化推進の基本理念と基本方針

ここでは、滋賀県や草津市の上位・関連計画に示されているまちづくりの理念や方向性を整理するとともに、それらを踏まえて基本構想の理念及び方針を設定します。

3-1 上位計画・関連計画の整理

基本構想を策定する上で既存の上位計画や関連計画との整合を図るため、これらの計画の理念やバリアフリーの位置付けについて整理を行います。

(1) 滋賀県の上位・関連計画

上位・関連計画

滋賀県の上位・関連計画は次のとおりです。

滋賀県道路整備マスタープラン

【5つの政策目標】

既存産業の振興と新規成長産業の育成・支援による県内産業の活性化
誰もが安心・安全に暮らせる優しい県土の実現
個性と潤いのある生活空間の創造
環境に対する負荷の軽減
地域の自立的発展の支援と教育・文化の育成

【バリアフリー関連施策】

既設歩道の段差や急勾配の解消をはじめとした歩行空間のバリアフリー化
低床式バスに対応した停留所の設置などの移動に関するバリアフリー化
車いすやベビーカーなどがすれ違える幅員の広い歩道の整備
電柱や照明灯等の共有化による有効幅員の確保
駅や公共施設を中心とした歩道ネットワークの形成

だれもが住みたくなる 福祉滋賀のまちづくり条例

【前文】

県民一人ひとりが自助と連帯の精神に基づき、社会に積極的にかかわるとともに、県、県民および事業者が協働して、高齢者、障害者等の行動を阻む様々な障壁を取り除き、一人ひとりの多様性を理解し、尊重することを基にして、すべての人が円滑に利用できるよう配慮された生活環境を整備することにより、だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいを持って暮らすことができる福祉のまちづくりを進める。

滋賀県道路整備アクションプログラム 2008

【道路整備の方向性とテーマ(H20～H29)】

高速道路へのアクセス強化など地理的優位性を活かす道路整備
渋滞を解消するための道路整備と交差点改良
子供やお年寄りなど交通弱者の安全のための歩道整備
道路施設の計画的維持管理

【道路整備に関するアンケート結果】



滋賀県道路整備アクションプログラム 2008 (南部振興局建設管理部)

【地域テーマ】

「なごみと活力ある湖南の創造を支える道づくり」
交通渋滞を緩和する道路の整備
沿道環境に配慮した道路の整備
誰もが安全・安心して使える道路の整備

関連基準

各種事業実施に際しては、道路構造令や移動等円滑化基準の他、滋賀県独自の以下の基準に従います。

近江の道づくりルール

【目的】

道路規格や幅員構成等については、その決定のための判断基準を示し、滋賀県の道づくりの基本的考え方を明確にする

道路構造令の改訂に伴い弾力的な運用が可能となることから、今までの全国画一的な道路整備から、地域に即した道路整備へと転換し、画一的であったために箇所によっては不適當であった部分を見直すことでコスト縮減を図る

滋賀県歩道整備マニュアル

【はじめに】

「滋賀県道路整備マスタープラン」における歩道整備の基本方針「交通事故の抑制」「誰もが利用しやすく、人に優しい道路整備」を実現するため、従来から滋賀県が標準としてきた歩道形式や横断歩道箇所縁端部の段差、車両乗り入れ部の構造、歩道の設置基準等について見直しを行い、設計施工の構造基準や基本的な考え方を示す「滋賀県歩道整備マニュアル」として取りまとめている。

参考：「自転車通行環境整備モデル地区」

近年、歩道における歩行者と自転車の混在による事故が社会的な問題となっています。

そのため、国土交通省と警察庁が合同で取り組んでいる自転車通行環境整備の模範となるモデル地区として滋賀県内の2箇所（瀬田地区、南草津地区）が指定され、積極的な整備が進められています。

以下に南草津地区における整備の概要を示します。

南草津地区における整備の概要

南草津地区における整備概要

●実施主体

国土交通省滋賀国道事務所、滋賀県、草津市、滋賀県警察

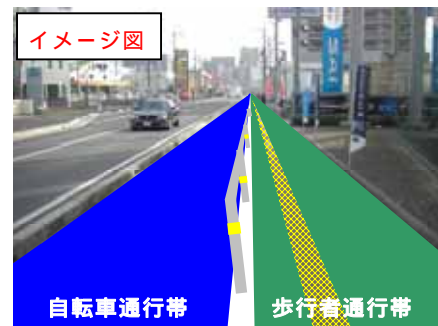
●実施内容

- ・自転車と歩行者との分離対策の整備を行います。
- ・下図のように、県道大津草津線の約800m区間と草津市道の約150m区間、国道1号の約300m区間を整備します。



危険な歩道上の走行

【施行前】自転車は車道通行が原則となっていますが、安全に走行できる空間が確保されていないため、歩道部や車道部を走行することにより、自転車に関わる事故が多くなっています。



(検討案)

【施行後】自転車が安全に走行できる空間が確保されるため、自転車事故が減少します。また、歩行者は歩道を安心・安全・快適に通行できます。

(2) 草津市の上位・関連計画

上位・関連計画

草津市の上位・関連計画は次のとおりです。

第5次草津市総合計画

【草津市の都市像】

『出会いが織りなすふるさと “元気”と“うるおい”のあるまち 草津』

【まちづくりの基本方向】

- 「人」が輝くまちへ
- 「安心」が得られるまちへ
- 「心地よさ」が感じられるまちへ
- 「活気」があふれるまちへ

【バリアフリー関連施策】

歩道の段差解消やわかりやすい案内表示等を行い、ハード面・ソフト面の両面からバリア(障壁)を無くし、誰にとっても安全で安心できる、快適なまちと社会をつくっていきます。

草津あんしんいきいきプラン

【基本理念】

『すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり』

市民一人ひとりがお互いを尊重しあい、思いやりの心を持って支えあう人権の尊重
高齢者が豊かな心で生きがいを持って社会参加のできる明るく活力ある高齢社会の実現
住み慣れた地域や家庭で自立した生活を尊厳を持って送ることのできる社会システムの構築

【バリアフリー関連施策】

バリアフリー基本構想の策定
高齢者が安心して暮らせるまちづくりへの促進(ユニバーサルデザイン化の促進)
道路のバリアフリー化(歩行空間の整備)

草津市都市計画マスタープラン

【都市づくりの基本テーマ】

『ゆとりと活力のある生活実感都市 草津
～美しく魅力あふれる都市空間をめざして～』

【都市づくりの目標】

- 安全で安心できる都市の形成
- 立地特性を活かした賑わいと活力ある都市の形成
- 歴史と調和した美しく潤いのある都市環境の形成
- 人にやさしく環境に配慮した都市空間の形成
- 協働によるまちづくり文化の醸成

【バリアフリー関連施策】

歩行者空間の総合的・計画的なバリアフリー化の促進

交通バリアフリー法に基づく基本構想を策定し、JR草津駅、JR南草津駅周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー化を促進します。
道路、公園等は、歩行者の利用者ニーズを踏まえたバリアフリー化を促進します。

建築物のバリアフリー化の促進

多数の人が利用する公共公益的施設や大規模な商業施設、学校等については、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」や「バリアフリー新法」に基づき、施設のきめ細かなバリアフリー化を促進します。

ユニバーサルデザインの促進

歩行空間や様々な建築物は、安全性や環境面に配慮し、すべての人が快適で安心して利用できるユニバーサルデザインの導入を図ります。
すべての人が利用しやすい低床バスの導入などをバス事業者等に要望します。

草津市障害者計画・第1期障害福祉計画

【基本理念】

『ノーマライゼーションによるインクルーシブな社会の実現』

【計画目標】

『障害のある人もない人も、誰もが生き生きと輝けるまち』
安心して地域に暮らせる
自分らしい生活が選べる
社会参加が保障される

【バリアフリー関連施策】

障害と障害のある人への理解の促進
ユニバーサルデザインのまちづくり

草津市地域公共交通総合連携計画

【全体目標】

『人が元気になり、まちが元気になり、地球も元気になる』

【バリアフリー関連目標】

空白地における公共交通の確保
誰もが移動しやすい公共交通の体系化
バスのバリアフリー化(車両、バス停等)
駅のバリアフリー化(駅舎、駅前広場等)
わかりやすいバス案内表示
ユニバーサルの視点の導入
福祉有償運送ほか福祉移送サービス(STS)との連携

草津市次世代育成支援対策地域行動計画

【基本理念】

『子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津』

【基本目標】

子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり
心身ともに健やかな育ちを支援するしくみづくり
子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり
すべての子育て家庭を支援するしくみづくり
安全なまちづくり

【バリアフリー関連施策】

子どもたちや子育て中の人々が利用する施設、道路、交通機関等におけるバリアフリー化の推進
授乳コーナーやおむつ替えスペース、子どもとともに利用できるトイレなど、利用しやすい施設等の情報提供の推進（新規目標事業）
バリアフリー、ユニバーサルデザインに関する啓発の充実

草津市地域福祉計画

【基本理念】

『みんなで育む地域福祉・人にやさしい福祉のまち』

【基本目標】

みんなで育てあう人づくり
みんなで支えるまちづくり
みんなで創る・人にやさしい福祉のまち

草津市サインマニュアル

【基本コンセプト】

『やさしさのあるまちづくり - 人・街・自然 - 』

【基本目標】

人にやさしい

- ・高齢者や子どもなどにわかりやすく
- ・必要な情報をコンパクトに見やすく

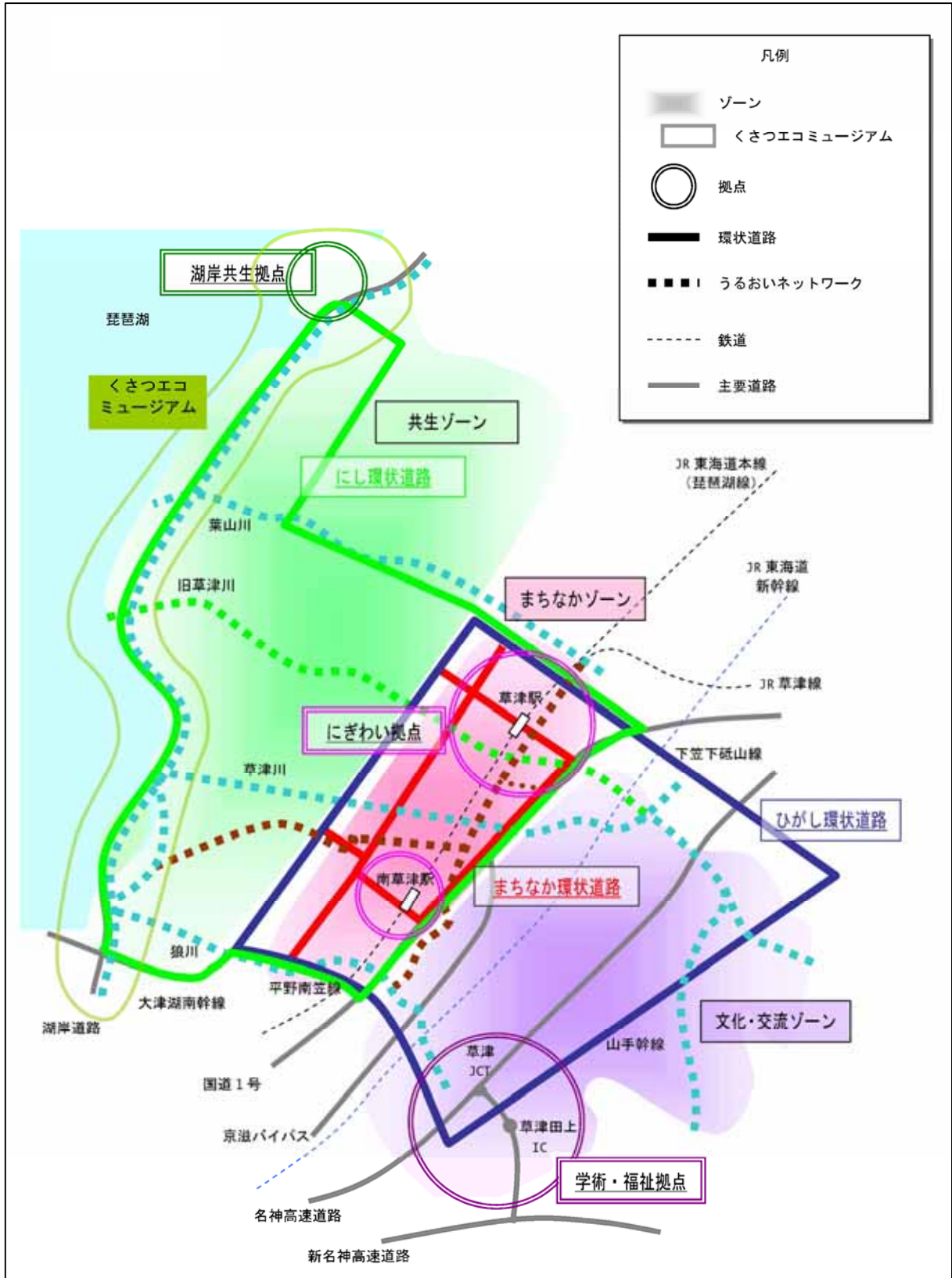
街にやさしい

- ・周囲の建物や樹木、他の情報などとの調和を
- ・設置される地域にあった個性的なものを自然にやさしい
- ・周囲の自然環境に対応した素材で
- ・周囲の自然環境に溶け込むデザインで

参考1：第5次草津市総合計画におけるまちの構造に関する将来ビジョン

第5次草津市総合計画では、草津市のまちの構造に関する将来ビジョンが次のように示されています。

草津市におけるまちの構造に関する将来ビジョン



参考2：草津市都市計画マスタープランにおける地域別構想（草津地域）

草津市都市計画マスタープランにおいて、草津駅を含む草津地域の将来構想は次のように示されています。

草津地域における将来構想



参考3：草津市都市計画マスタープランにおける地域別構想（老上地域）

草津市都市計画マスタープランにおいて、南草津駅を含む老上地域の将来構想は次のように示されています。

老上地域における将来構想



3 - 2 バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

第5次草津市総合計画に掲げられたまちづくりの基本理念『出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち 草津』をバリアフリーの側面から支援し、草津市に暮らす方から来訪者まで、すべての人が安全・安心・快適に移動できるまちづくりを目指して、基本理念と基本方針を次のように定めます。

基本理念

すべての人が心地よく移動できるまち“草津”

基本方針

すべての市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の推進

バリアフリー化の推進にあたっては、高齢者・障害者等をはじめとした市民、公共交通事業者、建築物管理者、駐車場管理者、公園管理者、行政機関などが互いに密に連携し、協働による継続的なバリアフリー化整備を推進していきます。

また、駅や駅前広場、歩道等の「移動」に関するバリアフリー化整備にはとどまらず、主要な建築物、都市公園、路外駐車場のバリアフリー化整備も図っていきます。

すべての人で進める「こころのバリアフリー」の推進

バリアフリー化整備にあわせ、市民が高齢者・障害者等に対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備し、ふれあいと温もりのある行動によってお互いに助け合う心配りをもつ「こころのバリアフリー」を推進します。

そのため、市民への啓発活動等を積極的に行い、市民一人ひとりがバリアフリー化の重要性や高齢者・障害者等に対する理解を深められるような環境整備を図っていきます。

すべての人が安全・安心・快適に利用できる駅のバリアフリー化の充実

草津駅、南草津駅はともに、一定のバリアフリー化が図られていますが、高齢者・障害者等、すべての人が利用しやすいと感じる駅を目指して、ソフト、ハードの両面からバリアフリー化のさらなる充実を図っていきます。

すべての人が安全・安心・快適に利用できる駅前広場のバリアフリー化の充実

草津駅、南草津駅の駅前広場においては、交通結節機能も持つことから、駅からバス・タクシー等の公共交通機関への乗り換え動線のバリアフリー化や行き先案内などの情報提供施設の整備を行い、まちの玄関口としてすべての人が利用しやすくなるように機能の充実を図っていきます。

すべての人が安全・安心・快適に移動できる歩行環境の整備

生活関連施設相互を結ぶ経路において、安全で円滑に徒歩、車いすで移動できるような歩行環境を整備するため、道路や信号機などのバリアフリー化を重点的に推進します。特に草津駅周辺では、車道と分離された歩道だけでなく、商店街や歩車共存道路等の歩行者と自転車が混在した経路においても、できる限りのバリアフリー化整備が必要です。

段差、勾配などの歩道のバリアフリー化をはじめ、高齢者・障害者等、歩道を通行するすべての人や自転車を優先したみちづくり、すべての人が同様に必要な情報を入手し利用できるような情報提供の充実など、すべての人が安全に快適に移動できる歩行環境づくりを目指していきます。

第4章 重点整備地区の区域、生活関連施設・経路の設定

バリアフリーを進めるにあたっては、個別箇所について単独でバリアフリーを行うのではなく、個々にバリアフリー化された施設や経路を有機的に結びつけ、バリアのない円滑な移動経路を連続して確保することが必要です。そこで、基本構想の作成にあたっては、集中的にバリアフリー化整備を行う「重点整備地区」を設定し、重点的・一体的なバリアフリー化事業を行っていきます。

4-1 重点整備地区の要件

バリアフリー新法第2条21項に定める重点整備地区とは、バリアフリー化を重点的に進めていく地域であり、以下の要件全てに該当する必要があります。

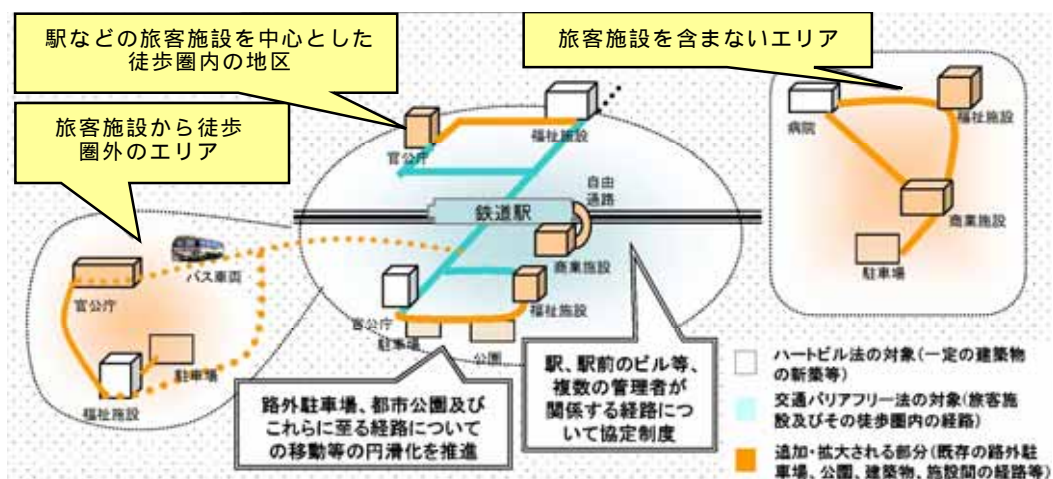
【重点整備地区の要件】

生活関連施設（高齢者、障害者等がよく利用する駅や官公庁施設、福祉施設等）を含み、生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
生活関連施設や生活関連施設を結ぶ経路についてバリアフリー化事業を実施することが特に必要であると認められる地区であること。
当該地区においてバリアフリー化を重点的・一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

ここで、 の「生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区」とは、次のとおり規定されています。

- ・生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区
- ・地区全体の面積が概ね400ヘクタール未満の地区
- ・原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等特別特定建築物に該当するものが概ね3つ以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われると見込まれる地区

重点整備地区の範囲



また、バリアフリー新法の制定により、重点整備地区を設定する際の要件として、特定旅客施設（駅・バスセンター等）が存在することは必ずしも必須ではなくなりましたが、地区の連続的な移動の円滑化を図る上で、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き求められています。

なお、特定旅客施設の要件を満たすためには、次に示すいずれかの要件に該当する必要があります。

【特定旅客施設の要件】

1日あたりの平均的な利用人数が5,000人以上であること。

当該旅客施設を利用する高齢者数（又は障害者数）が、の旅客施設を利用する平均的な高齢者数（又は障害者数）よりも多いこと。

「(当該旅客施設の一日あたりの平均的な利用人数)×(草津市の高齢化率(障害者割合))」
> 「5,000人×全国平均の高齢化率(障害者割合)」

当該旅客施設及び周辺施設の状況からみて、当該旅客施設におけるバリアフリー化事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められること。

4-2 重点整備地区・特定旅客施設の設定

草津駅周辺、南草津駅周辺の2地区を重点整備地区として設定し、重点的にバリアフリー化事業を実施します。

本市では、JR東海道本線の草津駅、南草津駅の2駅が特定旅客施設に該当します(いずれも1日あたりの平均的な利用人数が5,000人以上)。そして、草津駅・南草津駅周辺は、相当数の高齢者、障害者等が利用する官公庁施設や医療・福祉施設等の施設が集積しているため、これらの地区を一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区として位置づける必要があります。

そこで、基本構想では、様々な官公庁施設や医療・福祉施設が集積し、高齢者、障害者等を含めた多くの人々が集まる草津駅周辺、南草津駅周辺の徒歩圏内(概ね駅から半径500m~1km以内)を対象に生活関連施設及び生活関連経路を設定し、当該施設を含む範囲を重点整備地区として設定します。

4 - 3 生活関連施設の設定

草津駅、南草津駅の周辺に立地する主要施設のうち、特に重要性の高い施設を生活関連施設として設定します。

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」の全てであり、具体的には、駅やバスセンターなどの旅客施設、市役所や保健所などの官公庁施設、老人福祉施設や障害者福祉施設などの福祉施設、病院、診療所、博物館、美術館、劇場、図書館、百貨店、公園、路外駐車場などの施設が含まれます。

基本構想では、「特定旅客施設（草津駅、南草津駅）周辺の徒歩圏内に立地して、不特定多数の人々が利用し、相当数の高齢者・障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設」のうち、特に重要性の高い施設を抽出し、生活関連施設として設定します。また、特定事業等の実施見込みや生活関連経路を設定して道路特定事業を実施していく見込みは現段階ではないが、長期的な展望に立ち段階的な整備を検討する施設（銀行、信用金庫、信用組合、郵便局、JA）も生活関連施設に含めています。

草津駅周辺の生活関連施設

立地	分類	施設名	立地	分類	施設名
中心	特定旅客施設	草津駅			
JR西側	公益サービス施設	草津郵便局	JR東側	官公庁施設	草津税務署
		関西アーバン銀行 草津西支店			草津警察署
		京都銀行 草津支店			草津市役所
		京都信用金庫 草津西支店			大津地方務局草津出張所
		関西アーバン銀行 草津北出張所		公益サービス施設	草津大路郵便局
		京都中央信用金庫 草津支店			草津市役所前郵便局
		滋賀銀行 草津西支店			三菱東京UFJ銀行 草津支社
		滋賀銀行 草津パーソナル出張所			滋賀銀行 草津支店
	JA草津市 アオバナ支店	滋賀県信用組合 草津支店			
	文化・レクリエーション施設	市立図書館		京都信用金庫 草津支店	
	草津市民体育館	関西アーバン銀行 草津支店			
	商業施設	Aスクエア		JA草津市 草津支店	
	保健・福祉施設	渋川福祉センター		文化・レクリエーション施設	市立サンサンホール
		社会保険事務所		草津アミカホール	草津アミカホール
滋賀障害者職業センター		商業施設	近鉄百貨店		
草津ケアセンター	エルティ932	くさつ平和堂			
都市公園	野村運動公園	保健・福祉施設	滋賀県障害者雇用支援センター		
路外駐車場	草津駅西口地下駐車場		県立聴覚障害者センター		
			さわやか保健センター		
		草津保健所			
		都市公園	込田公園		
		路外駐車場	草津市立体駐車場		
			草津駅東口地下駐車場		

南草津駅周辺の生活関連施設

立地	分類	施設名	立地	分類	施設名
中心	特定旅客施設	南草津駅			
JR西側	公益サービス施設	京都銀行 南草津支店	JR東側	公益サービス施設	りそな銀行 京都支店 南草津出張所
		京都中央信用金庫 南草津支店			滋賀銀行 南草津駅前支店
	商業施設	フレンドマート老上店			京都信用金庫 南草津支店
	保健・福祉施設	特別養護老人ホーム・やわらぎ苑		文化・レクリエーション施設	フェリエ南草津 (市民交流プラザ・図書館等)
					南草津駅東山道記念公園
都市公園		医療施設	近江草津病院		
			南草津病院・介護療養型医療センターなごみ		
			商業施設	西友南草津店	
			路外駐車場	自転車自動車駐車場	

4 - 4 生活関連経路の設定

生活関連施設間を結ぶ主要な経路のうち、移動等円滑化基準に適合したバリアフリー整備を行う経路を「生活関連経路」として設定します。

また、地形や沿道土地利用等の状況により、移動等円滑化基準の全てを満足させることはできないものの、実施可能な範囲でバリアフリー整備を行う経路を「準生活関連経路」として位置づけます。

基本構想では、重点整備地区内の特定旅客施設を含む生活関連施設相互間を結ぶ主要な経路を、バリアフリー化事業を重点的に推進する生活関連経路として設定します。

なお、生活関連経路については、今後、移動等円滑化基準に基づき優先的にバリアフリー化を実施しますが、地形的制約や沿道の市街化状況などにより、移動等円滑化基準の全てを満たす整備が困難な経路もあります。そのため、設定する生活関連経路を以下のように区分します。

生活関連経路

生活関連施設相互間を結ぶ主要な経路のうち、移動等円滑化基準に適合したバリアフリー整備を行う経路や、すでに移動等円滑化基準を満足する経路を生活関連経路として設定します。

準生活関連経路

地形や沿道土地利用の状況、交通状況等により、やむを得ず移動等円滑化基準を全て満足することができない経路を「準生活関連経路」として位置づけます。これらの経路については、移動等円滑化基準の中で実施可能なバリアフリー整備を行います。

また、未整備の都市計画道路等が供用されるまでの暫定的な経路及び、バス・タクシー等の公共交通機関でアクセスする施設の補助的な経路も準生活関連経路として位置づけます。

草津駅周辺の生活関連経路

区分	種別	路線名称	区分	種別	路線名称
生活 関連経路	駅及び 駅前広場	草津駅自由通路	準生活 関連経路	国道	国道1号
		草津駅西口駅前広場		県道	県道下笠大路井線
		草津駅東口駅前広場 (地上部)		市道	木山川原線
		草津駅東口駅前広場 (ペDESTリアンデッキ)			東高校線
	県道	県道草津停車場線			川原渋川線
		県道下笠大路井線			西渋川南3号線
	市道	草津駅下笠線 (びわ湖通り)			西渋川南6号線
		草津中央線 (大江霊仙寺線)			大路14号線
		野村平井中央線 (大江霊仙寺線)			大路27号線
		西渋川下笠線 (淡海くさつ通り)			大路26号線
		西渋川南9号線 (きらら通り)			宮町渋川線 (旧東海道、旧中山道)
		草津駅裏線 (駅西ロード)			草津木川線
		西渋川南2号線		込田公園内の園路	
		大路中央線 (宮町若竹線)		草津8号線	
		大路4号線		草津木川線	
		草津駅前線 (サンサン通り)		生活 関連経路 (未整備)	市道
		市役所東線	市道		宮町若竹線

南草津駅周辺の生活関連経路

区分	種別	路線名称	区分	種別	路線名称
生活 関連経路	駅及び 駅前広場	南草津駅自由通路	準生活 関連経路	国道	国道1号
		南草津駅西口駅前広場			
		南草津駅東口駅前広場 (地上部)			
		南草津駅東口駅前広場 (ペDESTリアンデッキ)			
	国道	国道1号			
	県道	主要地方道大津草津線			
	市道	野路南60号線			
		南草津駅西線			
		野路南65号線			
		南草津駅東西線			
		南草津駅中央線			
野路若草線 (かがやき通り)					
野路36号線					

4 - 5 重点整備地区の区域の設定

草津駅を中心とした面積約 160ha の区域および、南草津駅を中心とした面積約 40ha の区域を重点整備地区として設定します。

重点整備地区の要件でみたとおり、重点整備地区の区域の設定にあたっては、生活関連施設を含み、生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区であることが必要です。また、重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要です。

これらの点を考慮し、草津駅周辺、南草津駅周辺のそれぞれの地区について生活関連施設、生活関連経路を含む形で重点整備地区を設定します。

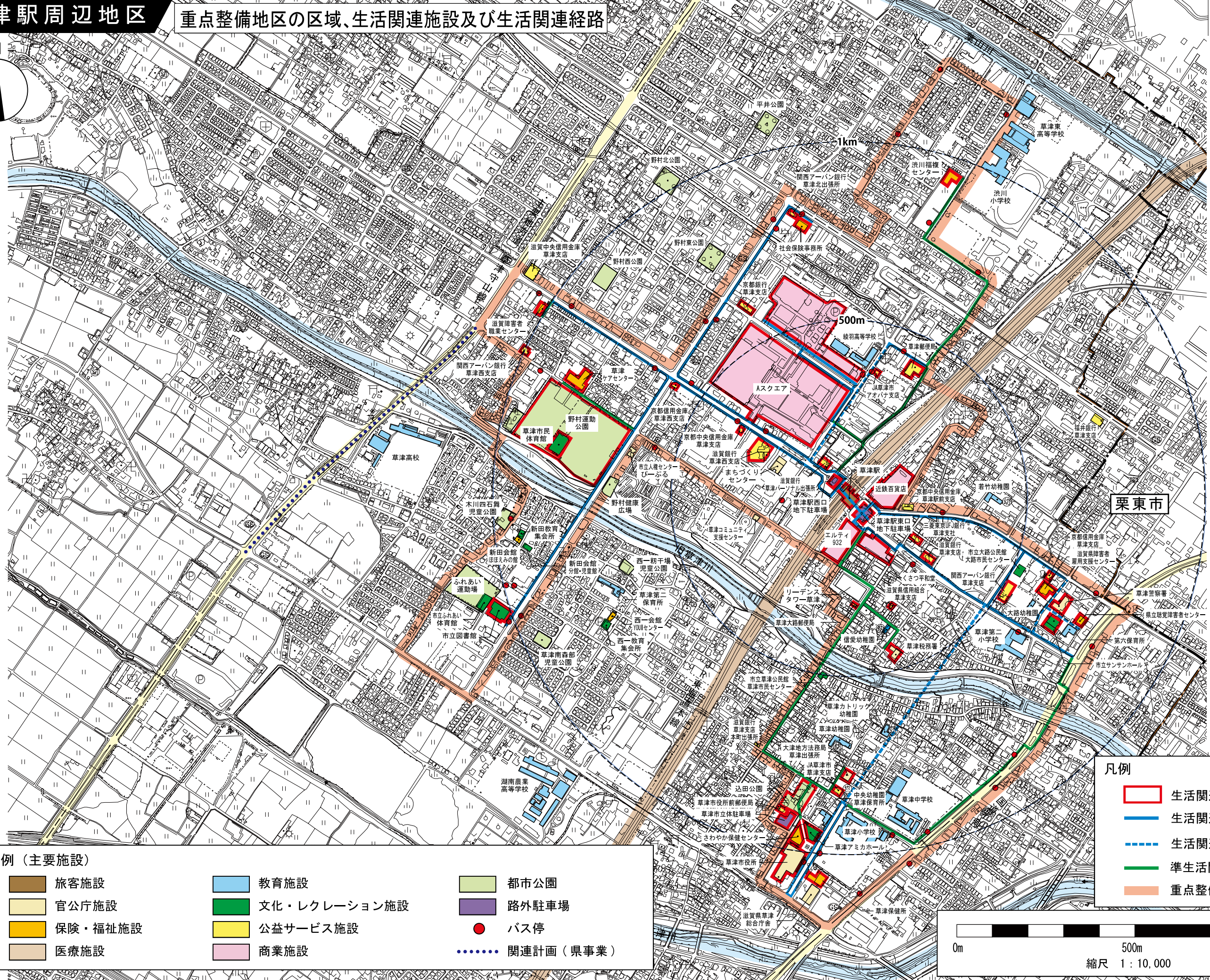
重点整備地区の概要

重点整備地区	特定旅客施設	面積	区域の概況
草津駅周辺	草津駅	163ha	草津駅を中心に、エルティ932、近鉄百貨店、Aスクエア、野村運動公園等の生活関連施設を含む区域
南草津駅周辺	南草津駅	37ha	南草津駅を中心に、近江草津病院、県立草津文化芸術会館、フェリエ南草津等の生活関連施設を含む区域

これまでに設定した草津駅周辺および南草津駅周辺の生活関連施設、生活関連経路、重点整備地区の範囲は次ページのとおりです。

草津駅周辺地区

重点整備地区の区域、生活関連施設及び生活関連経路



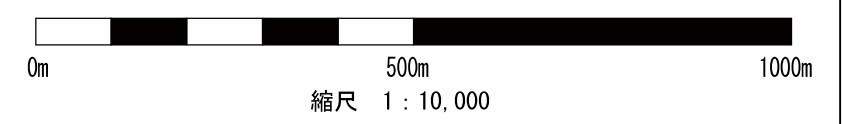
栗東市

凡例 (主要施設)

	旅客施設		教育施設		都市公園
	官公庁施設		文化・レクリエーション施設		路外駐車場
	保険・福祉施設		公益サービス施設		バス停
	医療施設		商業施設		関連計画 (県事業)

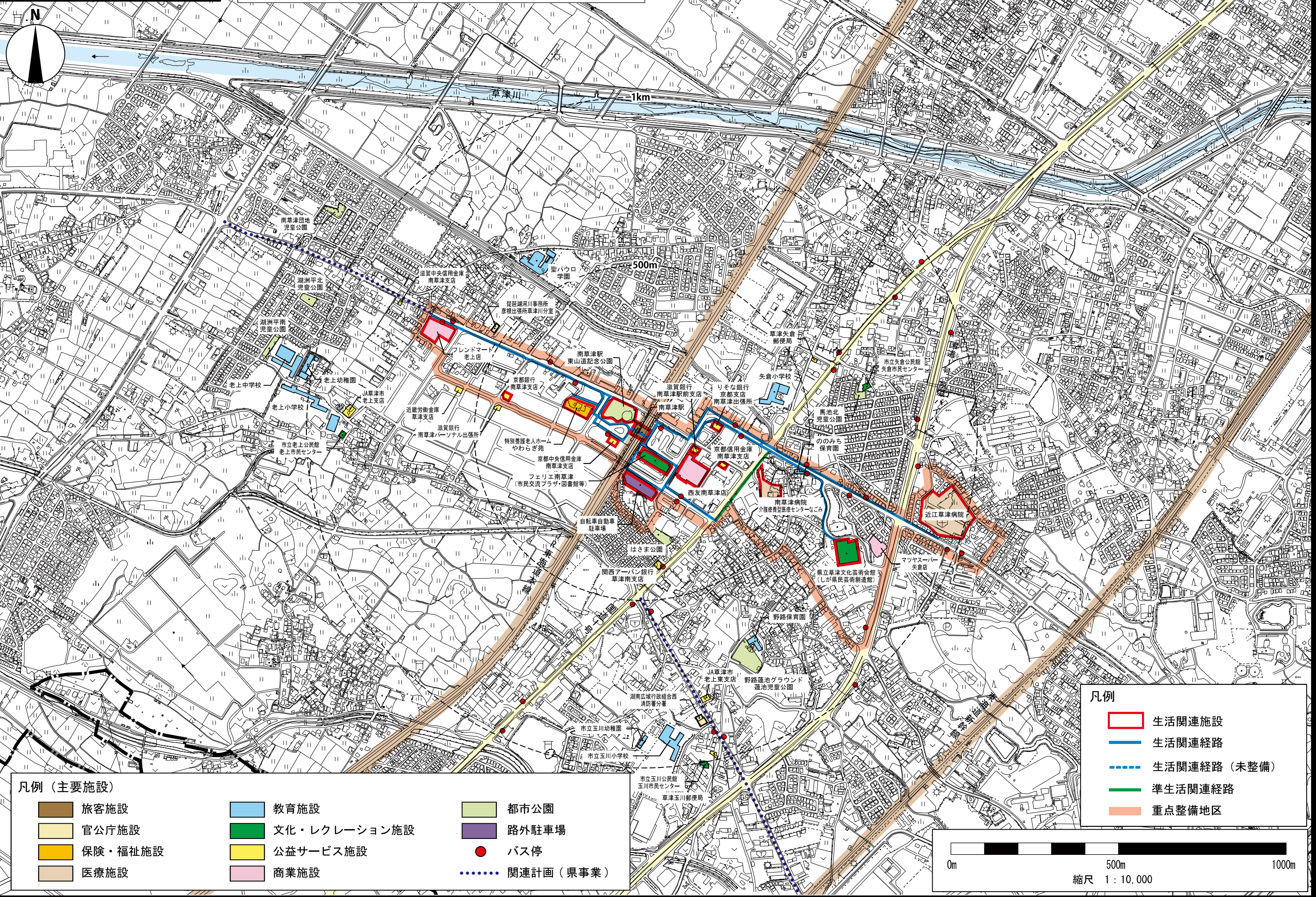
凡例

	生活関連施設
	生活関連経路
	生活関連経路 (未整備)
	準生活関連経路
	重点整備地区



南草津駅周辺地区

重点整備地区の区域、生活関連施設及び生活関連経路

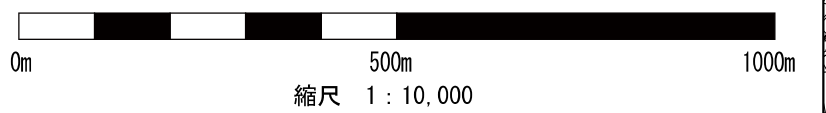


凡例 (主要施設)

- | | | |
|---------|---------------|------------|
| 旅客施設 | 教育施設 | 都市公園 |
| 官公庁施設 | 文化・レクリエーション施設 | 路外駐車場 |
| 保険・福祉施設 | 公益サービス施設 | バス停 |
| 医療施設 | 商業施設 | 関連計画 (県事業) |

凡例

- | |
|--------------|
| 生活関連施設 |
| 生活関連経路 |
| 生活関連経路 (未整備) |
| 準生活関連経路 |
| 重点整備地区 |



第5章 重点整備地区の課題・問題点

ここでは、タウンウォッチングにおいて挙げられた意見を参考に、生活関連施設や生活関連経路の問題点を整理します。

なお、タウンウォッチングでは全ての生活関連経路の点検を行うことができなかったため、生活関連経路についてはタウンウォッチングで挙げられたバリアの状況を参考に、改めて全ルートของバリア確認を行いました。

5-1 タウンウォッチングの概要

(1) 目的

高齢者や障害者、道路管理者、事業者等の方々とともに実際に現地を移動しながら、重点整備地区内の駅や道路等のバリアを確認し、そこで抽出された問題点、改善策を基本構想に反映させることを目的として実施しました。

(2) 日時及び場所

以下に示す日程でタウンウォッチングを行いました。

回数	場所	日時
第一回	草津駅周辺	平成21年9月17日(木) 13:30~17:00(3時間30分)
第二回	南草津駅周辺	平成21年9月29日(火) 13:30~17:00(3時間30分)

(3) 参加メンバー

タウンウォッチングに参加いただいた方々は次のとおりです。

第一回タウンウォッチング(草津駅周辺)の参加メンバー

区分	氏名	所属	備考	通訳	補佐
協議会委員	小嶋正隆	草津市健康福祉部副部長(福祉推進担当)			
	浅見善廣	草津市都市建設部副部長(建設担当)			
	入江満	草津市都市建設部副部長(都市政策担当)			
	田中伸人	草津市都市建設部主監(建築指導課長事務取扱)内田委員の代理			
	藤野喜多郎	滋賀県南部土木事務所 建設管理部管理調整課長			
	北川裕之	滋賀県草津警察署交通課長 北川郁夫委員の代理			
	田畑太郎	滋賀バス株式会社 代表取締役 隠岐委員の代理			
	樋口俊助	(社団)滋賀県バス協会 専務理事			
	前野奨	(特活)滋賀県脊髄損傷者協会理事長・(財)滋賀県身体障害者福祉協会会長 岡本委員の代理	手動車いす利用者		
	研谷三枝	(社福)滋賀県視覚障害者福祉協会 理事	視覚障害者(弱視)		植田
	岡猪三郎	(社団)滋賀県ろうあ協会 理事	聴覚障害者	2名	野田
	福井勲	滋賀自立生活センター 代表 垣見委員の代理	電動車いす利用者		檜崎
	稲沢文啓	近畿運輸局滋賀運輸支局 首席運輸企画専門官 野村委員の代理			
桂田博	(特活)草津まちづくりNPO 理事				
宮下千代美	(特活)ディフェンス 理事				
特別参加	丸本武	(社福)滋賀県視覚障害者福祉協会 歩行訓練士	歩行訓練士		
事務局	田中好紀	草津市都市建設部交通政策課 副参事			
	川元康弘	草津市都市建設部交通政策課 主査			
		合計	18名		

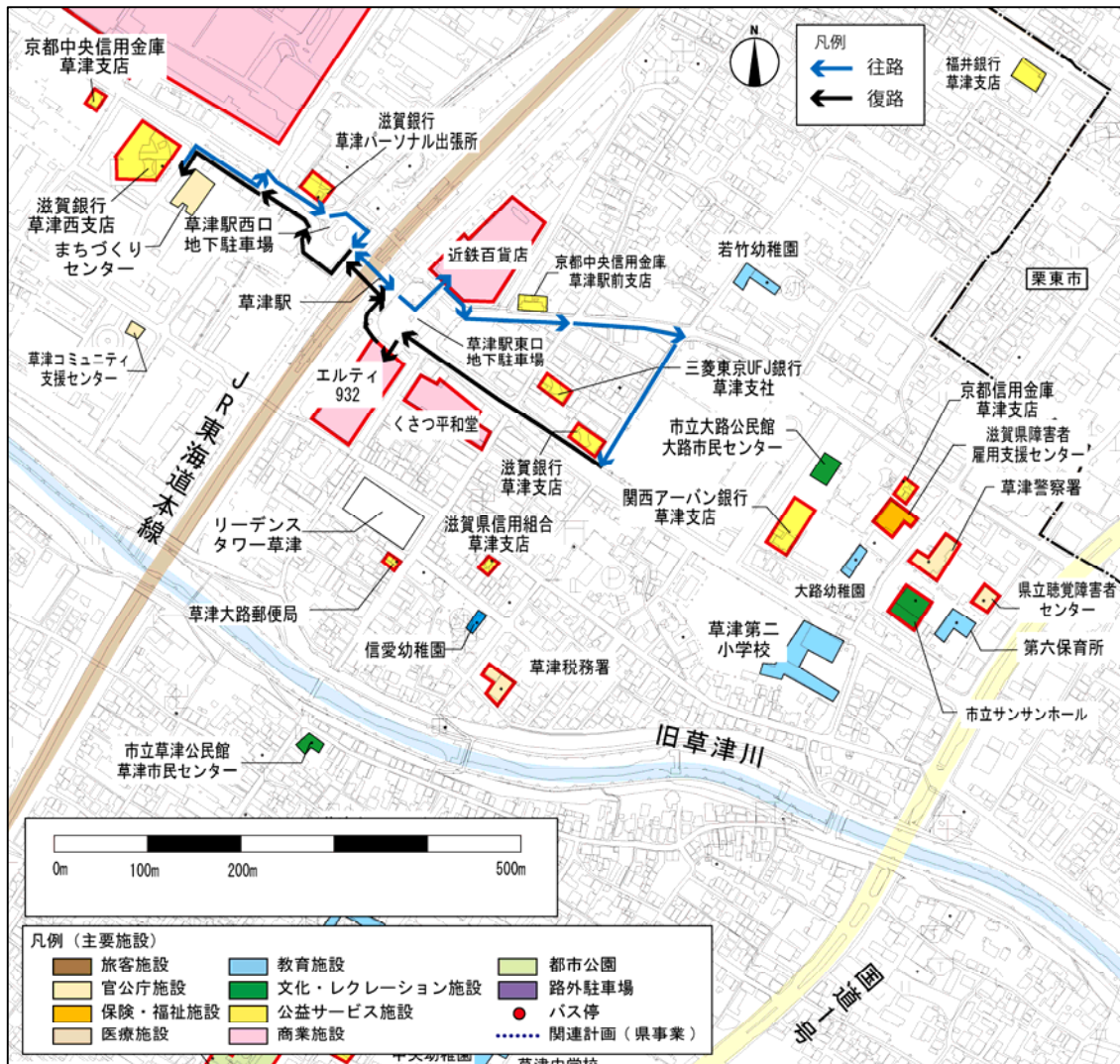
第二回タウンウォッチング（南草津駅周辺）の参加メンバー

区分	氏名	所属	備考	通訳	補佐
協議会委員	浅見 善廣	草津市都市建設部副部長(建設担当)			
	入江 満	草津市都市建設部副部長(都市政策担当)			
	内田 收	草津市都市建設部主監(建築指導課長事務取扱)			
	澤崎 広一郎	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 交通対策課長			
	小坂 喜亮	滋賀県南部土木事務所 建設管理部管理調整課長 藤野委員の代理			
	小林 洋之	滋賀バス株式会社 代表取締役 隠岐委員の代理			
	樋口 俊助	(社団)滋賀県バス協会 専務理事			
	前野 奨	(特活)滋賀県脊髄損傷者協会理事長・(財)滋賀県身体障害者福祉協会会長 岡本委員の代理	手動車いす利用者		
	研谷 三枝	(社福)滋賀県視覚障害者福祉協会 理事	視覚障害者(弱視)		植田
	岡 猪三郎	(社団)滋賀県ろうあ協会 理事	聴覚障害者	2名	野田
	垣見 節子	滋賀自立生活センター 代表	電動車いす利用者		檜崎
稲沢 文啓	近畿運輸局滋賀運輸支局 首席運輸企画専門官 野村委員の代理				
宮下 千代美	(特活)デフェンス 理事				
特別参加	丸本 武	(社福)滋賀県視覚障害者福祉協会 歩行訓練士			
事務局	田中 好紀	草津市都市建設部交通政策課 副参事			
	川元 康弘	草津市都市建設部交通政策課 主査			
合計			16名		

(4) 点検ルート

タウンウォッチングでは次のルートのバリアを点検しました。

第一回タウンウォッチング（草津駅周辺）の点検ルート



5 - 2 タウンウォッチングの結果

参加者の皆様には、様々な立場から点検を行った 2 地区のバリア状況について記入シートに記入していただきました。また、個々に挙げられた意見の紹介・集約を行うために、タウンウォッチング終了後に意見集約会を行い、実際のまちあるきの中で感じたバリアの状況を発表していただきました。

以下に、タウンウォッチングの結果について整理を行います。

タウンウォッチングの説明の状況



意見集約会の状況



(1) 草津駅周辺地区での指摘事項

1) 草津駅に関する指摘事項

草津駅に関する指摘事項

細目	指摘事項	指摘者
エレベーター	駅東口にエレベーターがない。	車いす利用者
	地下駐車場用のエレベーターで1階に出ても、島状の空間のため行き場がない。また、階段とエレベーター出口の間が狭く、使い勝手が悪い。	車いす利用者
	東口の地下駐車場用エレベーター1階に車いす利用者用の一般車乗降場があるのを知らなかったため、わかりやすい案内をしてほしい。	車いす利用者
	エレベーターのボタンが全体的に上にある。低い位置にしてほしい。	車いす利用者
	東口ではエルティ932か近鉄百貨店のエレベーターを使うが、時間帯が限定されており深夜は利用できない。また、エレベーターまで遠い。	車いす利用者
	西口エレベーターの案内がわかりにくい。車いすの目線にも配慮してほしい。	車いす利用者
階段	西口のエレベーターのインターホンの場所と掲示板の位置がわかりにくい。	車いす利用者
	駅西口階段は上りと下りで分けるべきである。(下りを広く、上りを狭く)	聴覚障害者
	階段手すりに点字案内(手すり点字)の設置が必要。	視覚障害者
段差	階段に手すりがないので、真ん中に手すりがほしい。	視覚障害者
	西口の階段前の段差は危険。健常者でもつまずいている。	視覚障害者
トイレ	草津駅の外のトイレについて、肢体不自由で手が高くまで上がらない人にとっては手洗い場の手すりが邪魔になる。	車いす利用者
	トイレが車いす利用者にとってはせまい。	車いす利用者
案内	駅の音響案内の音(ピンポン音)が聞こえない。	視覚障害者
	駅の改札口を出たところにバス・タクシーの案内があるが、乗り場や行き先がわかりにくい。西口・東口の情報を統合したわかりやすい案内が必要。	協議会委員
注意表示	エスカレーターの黄色の線は見やすい。	視覚障害者
誘導用ブロック	プラットホーム縁端警告用内方表示ブロックが設置されていない箇所には、設置してほしい。	視覚障害者
その他	エルティ932のエレベーターに音声案内がない。	視覚障害者
	ハードの限界で困った場合、最終的に頼れるのは人との会話であるため、駅に案内してくれるボランティアセンターがあれば良い。	視覚障害者
	JRの方が挨拶してくれるのはわかりやすい。	視覚障害者
	バス乗務員へのJR遅延情報の提供を検討してほしい。	協議会委員

草津駅の状況



2) 駅前広場・ペDESTリアンデッキ等に関する指摘事項

駅前広場・ペDESTリアンデッキ等に関する指摘事項

細目	指摘事項	指摘者
バス停	バス降車場に点字ブロックがあり、視覚障害者が横断歩道と間違えて本線に誘導されてしまう。	視覚障害者
	バス停から降りて駅への誘導放送が聞こえない。(西口バス停)	視覚障害者
	降車と乗車の場所が別になっていて、バス停看板がわかりにくい。	協議会委員
	バス停の時刻表にノンステップバスの運行時間をわかりやすく表示してほしい。	車いす利用者
	クリちゃんバスの案内が所定の位置に設置されていない。	協議会委員
	バス乗り場に音声案内がない。	視覚障害者
	バス停と点字ブロックの繋がりがない。	視覚障害者
	バスの時刻表に点字表示をつけてほしい。	視覚障害者
	バス停の屋根が小さい。	協議会委員
	J R 西口側にバス案内等がない。	協議会委員
	東口の左右階段の間にバス総合案内があるが、わかりやすい場所にしてほしい。	協議会委員
視覚障害者がバス停であることを認識できる方法を考えてほしい。	視覚障害者	
タクシー乗場	西口駅前広場は、タクシー乗り場に切り下げがないため、車椅子はタクシーに乗る際に段差を迂回する必要がある。	車いす利用者
一般車乗降場	駅西口南側の身体障害者用の乗降場は勾配が11%であり、危険である。	車いす利用者
誘導用ブロック	点字ブロックがタイルの色と同色のため、弱視の方が認識できない。	視覚障害者
	点字ブロックの配置は最短距離のルートにするべきである。 点字ブロックが曲がってばかりで、方向が分らなくなる。	視覚障害者
	点字ブロックは階段状に配置せず、直線で繋げてほしい。	視覚障害者
	東口ペDESTリアンデッキと駅コンコースの接続部では、誘導ブロックが不連続となっている。	視覚障害者
スロープ	スロープの距離が長い。	車いす利用者
	近鉄百貨店及びエルティ932前のスロープが勾配7%に加えてタイル張りのため滑りやすい。晴れの日でも電動車いすのタイヤがスリップする。	車いす利用者
段差	近鉄百貨店1階出入口の段差を解消してほしい。	車いす利用者
障害物	草津アニマート跡地での横断部分の東側に中高木街路樹があり横断歩行者が見えない。	協議会委員
	店の幟が歩道に並べられていて歩道幅員が狭くなっている。	協議会委員
	東口駅前広場のエルティ側のデッキ下は柱とベンチが移動空間を遮っている。	車いす利用者
注意表示	地下駐車場入口の場所には注意喚起のために、黄色のラインをつけてほしい。(弱視の方が間違っず階段に落ちないために)	視覚障害者
案内	デッキ下に障害のある方用の乗り場があることを知らなかった。案内板を充実すべきである。	協議会委員
その他	西口のポストの位置が高すぎる。	車いす利用者
	近鉄のエレベーターホール入口の幅が狭く、車椅子が入りにくい。	車いす利用者
	近鉄のエレベーターのボタンが壁ギリギリにあるため押しにくい。	車いす利用者
	近鉄百貨店1階のエレベーターまで点字ブロックを付けてほしい。	視覚障害者
	近鉄百貨店の自動ドアはマットがあって車椅子が通りにくい。	車いす利用者
	近鉄百貨店の2階入口がせまい。	車いす利用者

駅前広場・ペDESTリアンデッキ等の状況

		
バス降車場の誘導用ブロック	タクシー乗場（段差あり）	身体障害者用乗降場
		
東口エレベーター1階 （離れ小島になっている）	ブロック舗装と同系色の 誘導用ブロック	ブロック舗装と同系色の 誘導用ブロック
		
遠回りの誘導	階段状の誘導用ブロック	長いスロープ
		
タイル張りのスロープ （すべりやすい）	障害物 （ベンチ）	障害物 （柱）
		
障害物（店の幟）	階段（注意表示あり）	階段（注意表示なし）

3) 生活関連経路に関する指摘事項

生活関連経路に関する指摘事項

細目	指摘事項	指摘者
歩道有無	歩道や横断歩道がない箇所がある。	視覚障害者
横断歩道	横断歩道の設置位置が歩道からずれている箇所がある。横断歩道を渡りきったあとに歩道がなく、自分の位置を見失ってしまう。	視覚障害者
	横断歩道にエスコートゾーンがほしい。	視覚障害者
信号	押しボタンの位置を20cm低くしてほしい。	車いす利用者
	横断歩道交差点部にカウント表示の信号機がほしい。	聴覚障害者
	歩車分離信号の場合、通常の音響信号と音を変えてほしい。(歩車分離信号であることが認識できない)	視覚障害者
	信号の青の時間が短い箇所がある。	協議会委員
	信号機の横のボックスが邪魔。歩いていて、わからずにぶつかってしまう。	視覚障害者
誘導用ブロック	誘導用ブロックがない箇所がある。	視覚障害者
	誘導用ブロックが不連続の箇所がある。誘導用ブロックが不連続だと、次の行先が分らなくなる。	視覚障害者
	誘導用ブロックがめくれている箇所がある。	視覚障害者
	誘導用ブロックが歩道の色と同色であると、弱視の方が認識できない。	視覚障害者
	視覚障害者は人によって誘導用ブロックの上、右、左等様々な場所を踏んで歩くため、ブロックの両脇を30cmは空けてほしい。	視覚障害者
	横断歩道幅より点字ブロックを広く設置しているため、視覚障害者が横断歩行部の外側を通行する恐れがある。横断歩道と同じ幅で設置してほしい。	視覚障害者
	横断歩道がないのに点字ブロックがある箇所があると、横断歩道と間違えて渡ってしまう危険性がある。	視覚障害者
	マンション入口に点字ブロックがあり、横断歩道と間違えてしまう。	視覚障害者
	交差点で点字ブロックが階段状に設置されていると、行き先が分らなくなる。点字ブロックは横断歩道と垂直に設置してほしい。	視覚障害者
	植樹帯を避けるために点字ブロックがずれて設置されている。	視覚障害者
	点字ブロックが橋脚にぶつかる形で設置されている。	視覚障害者
点字ブロックの高さが低い(不良)箇所がある。	視覚障害者	
幅員	歩道幅員は2m以上必要である。	協議会委員
グレーチング	グレーチングについては細目でないと白杖がはまる。	視覚障害者
	グレーチングのボルト止め穴で車いすが脱輪する。キャップを付けるなどの工夫が必要。	車いす利用者
	横断歩道でグレーチングが歩道ラインと重なっている箇所では細目のグレーチングを使用してほしい。	視覚障害者 車いす利用者
側溝	側溝蓋が浮いていて危険である。	協議会委員
	溝蓋の取っ手穴に杖や車いすのタイヤが挟まる。	視覚障害者 車いす利用者
勾配	車両乗り入れ部や歩道巻込み部で波打ち歩道になっており、車椅子が流されて車道に出てしまう可能性がある。	車いす利用者
車止め	車止めの色が周りの風景に溶け込んでいるため、ぶつかることがある。車止めを認識できるように回りを白ライン等で囲ってほしい。	視覚障害者

生活関連経路に関する指摘事項

細目	指摘事項	指摘者
段差	特に直接道路に面している商業施設の出入口では、民地と歩道との段差を極力なくしてほしい。	車いす利用者
	段差注意の黄色線はわかりやすい。段差がある場合、色を分けてはっきりさせるべきである。	視覚障害者
	車いすにとって段差2cmはやっぱりきつい。	車いす利用者
	視覚障害者にとっては多少の段差がある方が良い。	視覚障害者
	東口ではエルティ932か近鉄百貨店のエレベーターを使うが、時間帯が限定されており深夜は利用できない。また、エレベーターまで遠い。 西口エレベーターの案内がわかりにくい。車いすの目線にも配慮してほしい。	車いす利用者 車いす利用者
バス停	バス停では運転手が視認できる位置に車椅子で待ってられる場所が必要である。（離れて待っていると、運転手が気付かずに通り過ぎてしまうことがある。）	車いす利用者
	バス停がマウントアップになっていない。	協議会委員
	バス停がわかりづらい。	視覚障害者
障害物	店舗のノボリや看板が通行の邪魔である。	協議会委員
	駐輪禁止の案内板が危険である。	視覚障害者
	自転車が放置されている。また、歩道内に車が止まっている箇所がある。	協議会委員
植樹	植樹帯の段差が点字ブロックぎりぎりにあり、躓いてしまう。	視覚障害者
舗装	歩道はインターロッキングでは振動が大きいので、車椅子にはアスファルトが良い。	車いす利用者
その他	誘導ブロックがない場合、視覚障害者は路肩線などを目印にするので、視認性の高い高輝度の白線を使ってほしい。	視覚障害者
	特に出勤時等は自転車と歩行者が錯綜するため、歩行者と自転車の通行帯を分離する必要がある。	協議会委員
	マンホールと周囲の舗装で段差が生じている。	視覚障害者
その他 (意見集約会で挙げられた個別箇所に関する意見)	エルティ932のエレベーターに音声案内がない。	-
	聴覚障害者センターへどこから入ったらよいか表示が分かりづらい。	-
	警察署前の道の交差点の傾斜がきつく、狭すぎる。また、歩道が途切れている。	-
	第六保育所と聴覚センターの間の自販機が危険。	-
	市道宮町洪川線・大路商店街については、誘導用ブロックもなく、特に大路商店街は常に歩行者等で混雑していて自転車も多く通行しているため、視覚障害者の方が通れないのではないかな？	-
	道路を広くとるために側溝には蓋を付けてほしい。（聴覚センター前の道路）	-
	歩道が狭く車いすが通れない。（旧草津川隧道）	-
	エルティ932東側の歩道（公開空地）に上がるスロープがきつい。	-
	警察署前道路の水路を暗梁化して歩道にしたらどうか。	-
	そもそも障害者センターなのにアクセスがお粗末なので、警察署、サンサンホールの間にアクセス道路を設置してはどうか。	-
	県道草津停車場線（警察署付近）の歩道がせまい。	-
草津警察署前で歩道が途切れている。	-	

生活関連経路の状況

		
横断歩道が歩道からずれて設置されている	ブロック舗装と同系色の誘導用ブロック	誘導用ブロックがずれて設置
		
誘導用ブロック横にスペースなし	横断歩道より広い誘導用ブロック	横断歩道と垂直でない誘導用ブロック
		
誘導用ブロックの先に横断歩道がない	階段状の誘導用ブロック (はがれあり)	車止め
		
歩道・車道間の段差	グレーチング(1)	グレーチング(2)
		
違法駐輪	薄くなった路肩線	誘導用ブロックの横の植樹帯

(2) 南草津駅周辺地区での指摘事項

1) 南草津駅に関する指摘事項

南草津駅に関する指摘事項

細目	指摘事項	指摘者
案内	エレベーターの横にしかエレベーター表示がない。情報提供、サインの工夫、充実をしてほしい。	車いす利用者
階段	中央に手すりがあるとよい。	視覚障害者
誘導用ブロック	南草津駅東口北側階段の点字ブロックが階段の全幅で設置されていない。	視覚障害者
	プラットホーム縁端警告用内方表示ブロックが設置されていない箇所には、設置して欲しい。	視覚障害者
その他	ハードの限界で困った場合、最終的に頼れるのは人との会話であるため、駅に案内をしてくれるボランティアセンターがあれば良い。	視覚障害者

南草津駅の階段の状況



プラットホーム縁端警告用内方表示ブロック



2) 駅前広場・ペDESTリアンデッキ等に関する指摘事項

駅前広場・ペDESTリアンデッキ等に関する指摘事項

細目	指摘事項	指摘者
バス停	駅広のバス停でバスが点状ブロックの位置に停車してくれない。バス運転手への職員教育をお願いしたい。	視覚障害者
	シェルター電灯が下方式になっていて非常に暗い。	協議会委員
	ベンチ等のために、バスの6番乗り場付近の通行スペースが狭くなっている。	車いす利用者
	バス時刻表のわかりやすい工夫が必要。字が小さく高い位置にあって見えにくい。また、時刻表が柱の間にあるので見えにくい。	聴覚障害者
	バス会社によって乗り場案内やバス路線に関する表示がバラバラでわかりにくい。サインの統一を図るとともに、どのバスがどの方面に行き、乗り場はどこなのか、図的なわかりやすい案内をしてほしい。	聴覚障害者
	バスの案内が音声だけのため、電光掲示板やバスロケーションシステムのようなものがほしい。	聴覚障害者
	バス停の降車位置に支柱が立っていてぶつかる危険性あり。	視覚障害者
バス車両	バスの車体に「車いすを折りたたんで乗車してください」というステッカーが貼ってあるが、車いす利用者には無理なため、改善をお願いしたい。	車いす利用者
タクシー乗場	タクシー乗り場がマウントアップになっており、車いす利用者は一度車道に回らなければタクシーに乗れない。一般車の車いす乗降場でタクシーに乗れるよう、ご指導いただきたい。	車いす利用者
一般車乗降場	身体障害者用乗降場の勾配が15%あり、登るのに非常にきつい。また、降りるときに車道に出てしまう。	車いす利用者
階段	県道大津草津線を横断する立体横断施設では両端で急に階段が現れるため、落ちてしまう危険性がある。夜は特に危険である。	車いす利用者
スロープ	県道大津草津線を横断する歩道橋に接続するスロープの勾配が約9%と急であり、昇り降りが困難。	車いす利用者
	スロープが長い箇所では、途中でフラット部があるとよい。	車いす利用者
段差	マンホール部に歩道との段差があり、躓く危険がある。	協議会委員
グレーチング	フェリエ前の側溝のグレーチングは目が粗いため、細目グレーチングに替える必要がある。	協議会委員
側溝	コンクリートの側溝蓋にキャスターがはまる。	車いす利用者
車止め	駅前広場から県道歩道に出る所に車止めがあるが、いらぬのではないか。	協議会委員

駅前広場・ペDESTリアンデッキ等に関する指摘事項

細目	指摘事項	指摘者
誘導用ブロック	駅の階段に誘導する点字ブロックがない。	視覚障害者
	誘導用ブロックの近くに柱が立っていてぶつかってしまう。	視覚障害者
	誘導用ブロックがシェルター外に設置されているので、誘導用ブロック上にも屋根をつけてほしい。	車いす利用者
	点字ブロックが歩道の舗装やタイルと同系色だと弱視の方が認識できないため、色のトーンを変えてほしい。	視覚障害者
	駅からフェリエ3Fへのデッキに点字ブロックがない。	視覚障害者
	点字ブロックの色が黒ずんできていて視認性が悪いので、新しく塗り直してほしい。	視覚障害者
	東口駅前広場から県道大津草津線にアクセスする階段の点字ブロックをもっと長くしてほしい。	視覚障害者
	交番前電話BOXへの誘導用ブロックがない。	視覚障害者
障害物	階段から下りてきてすぐにシェルターの柱があり、通行の支障となっている。また、シェルターの柱がやたらと多い。	視覚障害者
	シェルターの柱が銀色であるため、弱視の方には認識しにくい。	視覚障害者
	通行中、コンビニの看板が邪魔になる。	視覚障害者
	草津市のノボリが点字ブロック近くの支柱についていると邪魔である。	視覚障害者
	自転車が点字ブロック上に駐輪しており通行の支障となっている箇所がある。	視覚障害者
上屋	エレベーターと東口駅前広場バス停までの経路で上屋が途中で途切れている。また、トイレまで上屋が連続していない。	協議会委員
	屋根がかまぼこ型のため、両側に雨だれが生じて利用しづらい。	車いす利用者
舗装	インターロッキング舗装のところに凸凹があり、車いすで走ると振動がある。	車いす利用者
	段差の注意喚起をするために、タクシー乗り場の縁石は色をかえてほしい。	視覚障害者
案内	全体的な案内図がないため、使いにくい。	車いす利用者
勾配	交番前の車両乗り入れ部の勾配が急である。	車いす利用者
安全対策	デッキに設置されている階段下にフェンスがないので頭をぶつける可能性がある。2.5m以下のところは立入防止柵を設置する必要がある。	視覚障害者
	歩車道境界に横断防止柵を設置したほうがよい。	協議会委員
その他	フェリエ入口部において、点字ブロックは階段幅いっぱいにつけてほしい。	視覚障害者
	フェリエ出入口（駅側）の階段は歩道と同色のため、段差が認識しにくい。注意を促すライン等の設置が必要である。	視覚障害者
	ペDESTリアンデッキからフェリエの建物に入ると、エレベーターまでの通路に誘導用ブロックがないので、誘導用ブロックか誘導用シートを設置して欲しい。	視覚障害者
	フェリエ西側出入口はスロープが駅の逆側についているので利用しにくい。階段部は3段で高低差46cmなのでスロープを設置してほしい。	車いす利用者
	フェリエ出入口部に段差があり危険である。	車いす利用者
	フェリエ1階のトイレが入口正面にあるので、介助の人が待っている間丸見えになってしまう。	車いす利用者
	多目的トイレを使用中、ノックされたときに声で応答するのは抵抗があるので、便器横のブザー、使用中のランプなど、デリケートな工夫を施してほしい。	車いす利用者
	フェリエ1階の車いす用トイレにたばこの煙探知器をつけてほしい。中で煙草を吸っている人がいて待つことが多い。	車いす利用者
	ポストの向きが通路に面していないので使いづらい。また、ポストの投函口が高い。	車いす利用者
	喫煙スペースの灰皿箱が高すぎる。	車いす利用者
	電話BOX内開閉ボタンは左側につけるべき。入口の内側にボタンがあると、開閉ボタンを押す時にドアが突然閉まってぶつかりそうになる。また、閉まるまでの時間が長い。	車いす利用者

駅前広場・ペDESTリアンデッキ等の状況

		
バスの案内表示	バス降車位置	タクシー乗車場
		
一般車両乗降場（身障者マス）	誘導用ブロック近くの鉄柱	スロープ端の階段（駅側）
		
フェリエのスロープ	フェリエの階段	フェリエ入口部の段差
		
マンホール	かまぼこ型の上屋	階段下の鉄柱
		
階段下のスペース	電話ボックス	郵便ポスト

3) 生活関連経路に関する指摘事項

生活関連経路に関する指摘事項

細目	指摘事項	指摘者
横断歩道	エスコートゾーンを設置したほうがよい。	視覚障害者
	国道1号の枝道（公道）が取り付いている所で横断歩道がない場所がある。	協議会委員
信号	南草津駅口交差点には押しボタンがあるが、点字の表示がボタンの横にないと分からない。音声信号と間違えやすい。	視覚障害者
	音響信号の音が小さいため、どちら向きの信号の音がなっているか分からない。	視覚障害者
	音響信号では音を頼りに移動するので、横断歩道から離れた位置で音が鳴っているとそれにつられて横断歩道からはみだしてしまうことがある。	視覚障害者
	音響信号でない交差点が多い。	視覚障害者
	信号の青時間が短い。	視覚障害者
	南草津駅口交差点（南側）の信号柱をもう少し車道側に移動できれば、その分歩道を広くとれる。	視覚障害者
	歩車分離信号にできないか。（通常とは違う音響で）	視覚障害者
誘導用ブロック	誘導用ブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障害者
	誘導用ブロックのはがれているところや消えているところがある。	視覚障害者
	マンホール等を避けるため、誘導用ブロックが急カーブしている箇所があるが、緩やかなカーブで設置することが望ましい。	視覚障害者
	点字ブロックが横断歩道向きに平行になっていない（階段状になっている）ところでは、進行方向がわからなくなる。	視覚障害者
	点字ブロック（停止）の所に鉄板蓋がある箇所がある。また、ブロックが1枚の所もある。	視覚障害者
	横断歩道の幅と同じだけ、点字ブロックがあったほうがよい。	視覚障害者
グレーチング	動線上にグレーチングが設置されている箇所では、細目のものに変えるべきである。	協議会委員
	グレーチングや溝ぶた（コンクリート）のすき間にキャスターがはまる。	車いす利用者
勾配	国道1号線の歩道の勾配がきつく、車いすの通行がきつい箇所がある。	車いす利用者
	国道1号線はマウントアップ歩道となっているため、車両進入口ですりつけ部が急勾配となっている。	車いす利用者
車止め	横断歩道の先に車止めがあり危ない。車止めを全体的に黄色のラインで囲ってほしい。また、当たっても痛くないやわらかい材質のものにしてほしい。	視覚障害者
	車両進入禁止用ポールが設置されているが、不要と思われるところが多い。	協議会委員
段差	歩道と車道の擦り付け部で段差が大きい（3.5～4.0cm）箇所がある。電動車いすでも体に痛みがある場合は段差がきつい。	車いす利用者
	横断歩道・歩道間の縁石は、車いす利用者、視覚障害者の方などの「安全と抵抗のなさ」の妥協点をとって整備していくべきである。	車いす利用者
	マンホール周辺のインターロッキングブロックが波打っているため、躓きの原因となる。	協議会委員
	歩道側からも車道側からも隆起している段差がある。車道から歩道への段差は想定しているが、歩道から車道への段差は想定外。	車いす利用者
バス停	バス停はマウントアップではなく、また、上屋、ベンチが設置されていない。	車いす利用者
	国道1号線の古いバス停の撤去が必要である（通行の障害になる）。	協議会委員
幅員	国道1号の野路南交差点付近は、有効幅員が1.5mしか確保されていない箇所がある。	協議会委員
障害物	民地の樹木が道路へはみ出している。また、歩道上に看板、違法駐車車両があり通行の支障となっている。	視覚障害者
	自転車が点字ブロック上に駐輪しており、通行の邪魔になっている。	視覚障害者

生活関連経路に関する指摘事項

細目	指摘事項	指摘者
植樹	植樹帯の段差で車いすが脱輪したり、高齢者がつまづく危険性がある。	車いす利用者
舗装	歩道はインターロッキングでは振動が大きいいため、車椅子にはアスファルト面が良い。	車いす利用者
	店舗出入口や歩道巻き込み部の縁石部分に、オレンジ色を塗ってくれているのは分かりやすい。(歩道巻き込み部だけの着色では逆にまぎらわしいので、歩道一般部にも一定区間着色するとよい。)	視覚障害者
安全対策	国道横の水路に転落防止柵が設置されていない箇所があり危険である。	車いす利用者
その他	幹線道路との交差部で店舗乗り入れと市道接続との違いがある。市道接続部に歩道を設けるなら、乗り入れと同様歩道を切らないようにした方がよい。擦り付け部の縁石には注意喚起が必要。弱視者は段差が区別できないために転倒の原因となる。	協議会委員 視覚障害者
	コンクリート蓋の間が開いている箇所があり危険である。	協議会委員
	歩道の幅が広いと自転車がスピードを出しやすし、狭いとぶつかる。適切な幅を検討してほしい。	協議会委員
	県道大津草津線J E U G I A 前の車止めが取れているが、跡穴処理がされていないので穴になっている。	協議会委員
	マンホールの周囲には黄色の着色をするなど注意喚起が必要である。	視覚障害者
	草津市営駐車場案内看板について、国道側から来たら手前を回ってしまうのではないかと。矢印を工夫すべき。	協議会委員

生活関連経路の状況

		
横断歩道なし	押しボタン式信号(点字が上についていてわかりづらい)	音響信号の悪い設置例 (音に向かって移動すると横断歩道から離れてしまう)
		
音響信号の望ましい設置例	誘導用ブロックが未設置	誘導用ブロックの劣化
		
誘導用ブロックが階段状で横断歩道と垂直でない	急カーブの誘導用ブロック (悪い設置例)	緩やかなカーブの誘導用ブロック(望ましい設置例)

生活関連経路の状況

		
動線上のグレーチング	縦断勾配が急な歩道	車止め
		
擦り付け部の段差	マンホール	バス停の跡
		
植樹帯部分の段差	注意喚起のない縁石 (躓く危険あり)	注意喚起のため色の付いた 縁石
		
看板や駐車車両	民家から飛び出た樹木	ポールの跡

5 - 3 生活関連経路（全経路）におけるバリア点検結果

タウンウォッチングでは駅や駅前広場、生活関連経路の一部について、実際のバリアの状況を確認しましたが、設定した生活関連経路全ての点検をすることはできませんでした。

そこで、タウンウォッチングで挙げられた様々なバリアに関する意見を参考に、生活関連経路全般のバリア状況について改めて確認を行いました。

なお、バリア確認項目及び評価基準は次のとおりです。

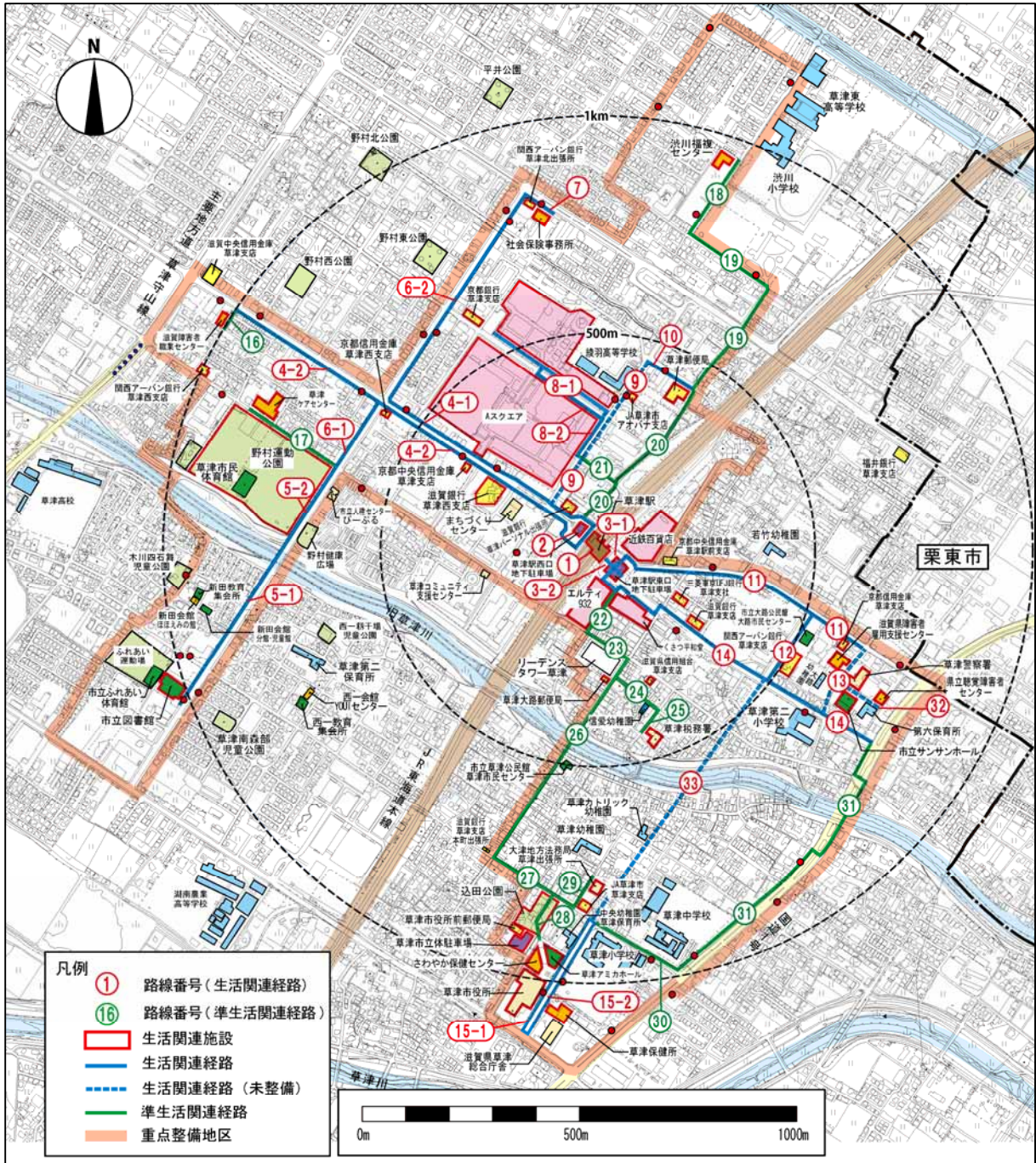
また、生活関連経路(全経路)におけるバリアの確認結果を次ページ以降に示します。

生活関連経路におけるバリア確認項目及び評価基準

項目	評価基準
歩道有無	「 」：全区間に歩道あり 「 」：一部歩道がない区間あり 「×」：全区間に歩道なし
歩道形式	「F」：フラット形式 「S」：セミフラット形式 「M」：マウントアップ形式 歩道形式の特性は参考資料「用語の解説」参照
幅員	「 」：全区間において有効幅員2m以上 「 」：一部の区間において有効幅員2m未満 「×」：全区間において有効幅員2m未満
誘導用ブロック	「 」：全区間に設置され、認識しやすい色を使用 「 」：全区間に設置されているが、色が認識しにくい 「 」：一部の区間に設置されていない、もしくは色が認識しにくい 「×」：全区間に設置されていない
段差 勾配 グレーチング・側溝	「 」：移動に全く支障がない 「 」：移動に支障がある箇所がある 「×」：全区間を通じて移動に支障がある もしくは、一部箇所において支障が大きい
バス停	「 」：上屋、ベンチが設置され、マウントアップ歩道 「 」：上記のうち満たさない項目がある 「×」：上記の全てを満たさない
植樹帯	「 」：植樹帯と歩道部との間に段差がない 「 」：植樹帯と歩道部との間に段差がある箇所がある 「×」：全区間を通じて植樹帯と歩道部との間に段差がある もしくは、一部箇所において段差が著しい
舗装	「 」：舗装に凹凸やひび割れがなく、透水性舗装 「 」：舗装に凹凸やひび割れはないが、透水性舗装ではない 「 」：舗装に凹凸やひび割れ、すべりやすい箇所がある 「×」：全区間を通じて凹凸やひび割れ、すべりやすい箇所がある もしくは、一部箇所において凹凸やひび割れが著しい
障害物	「 」：全区間を通じて障害物がない 「 」：障害物がある区間がある 「×」：全区間を通じて障害物がある もしくは、支障が大きい障害物がある
音響式信号機	「 」：全信号が音響式信号である 「 」：一部が音響式信号でない 「×」：全信号が音響式信号でない

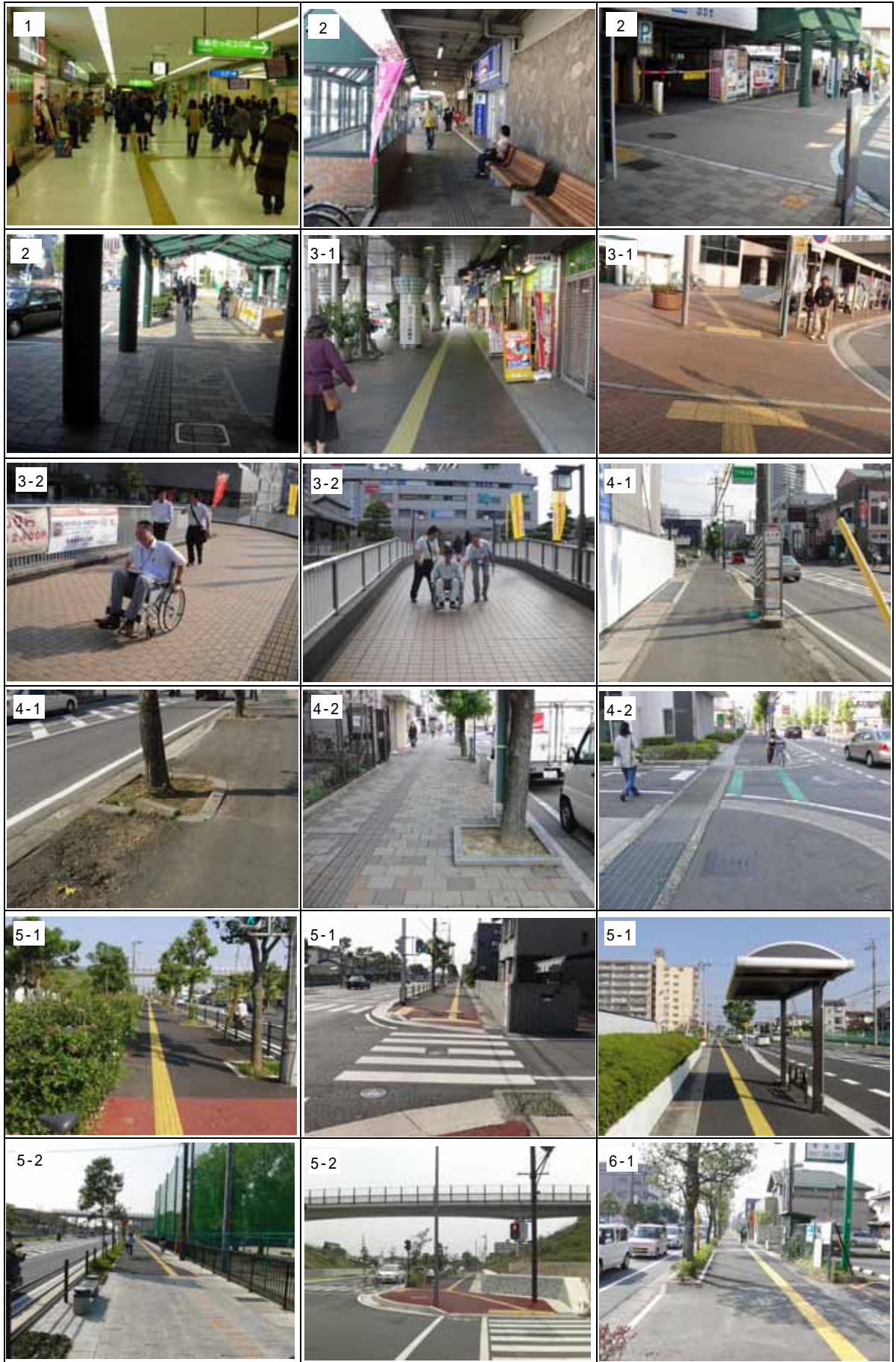
(1) 草津駅周辺地区

路線番号対応図



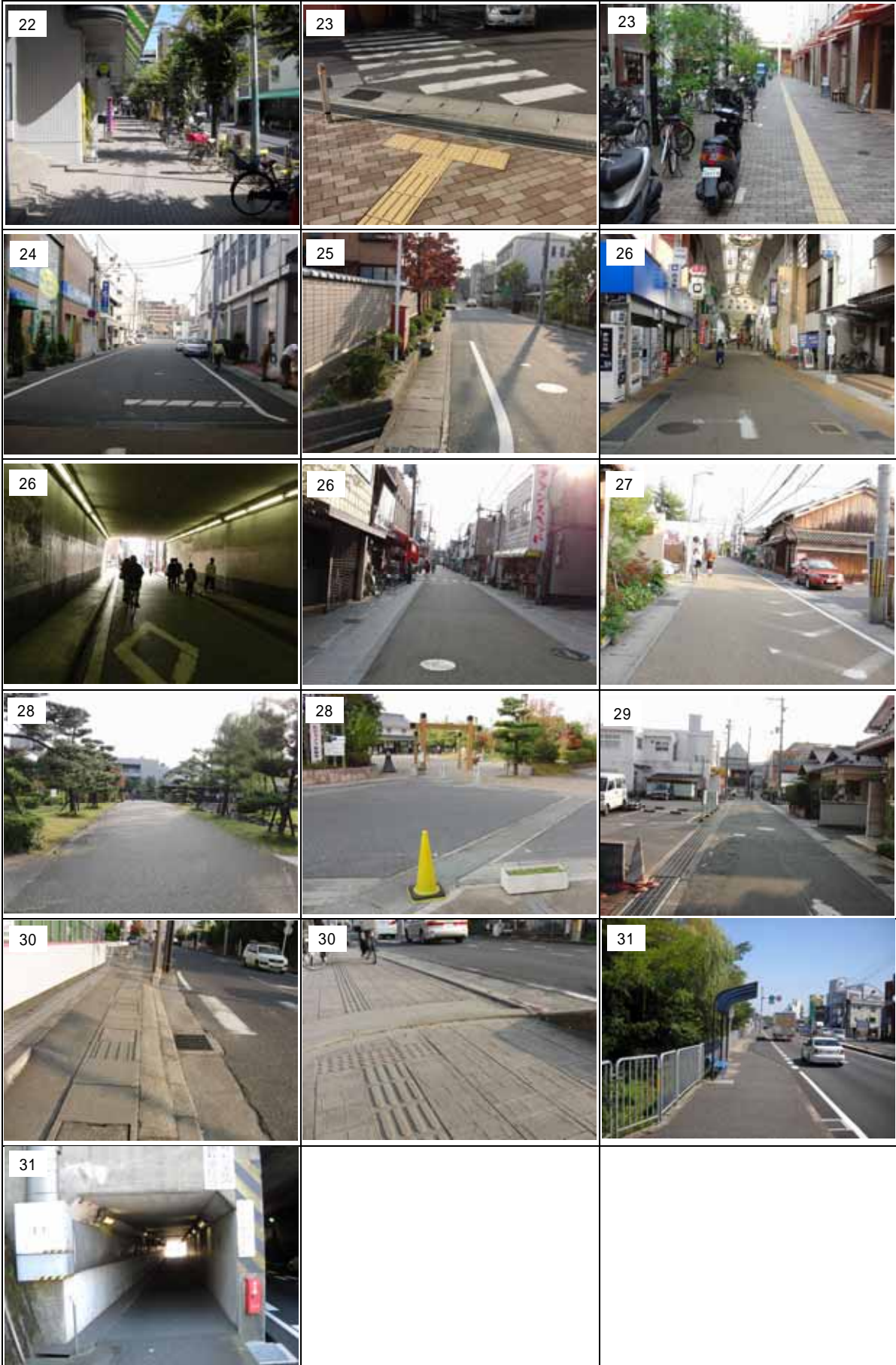
路線別バリア状況一覧表

区分	路線番号	路線名称	歩道有無	歩道形式	幅員	誘導用ブロック	段差	勾配	グレーチング・側溝	バス停	植樹帯	舗装	障害物	音響式信号機	その他 補足事項
生活 関連経路	1	草津駅自由通路		-						-	-			-	
	2	草津駅西口駅前広場		M										-	バスに関する総合案内がない
	3-1	草津駅東口駅前広場 (地上部)		M										-	バスに関する総合案内がない
	3-2	草津駅東口駅前広場 (ペDESTリアンデッキ)		-						-	-			-	
	4-1	草津駅下笠線 (びわ湖通り)北側		M	×			×	×	×					
	4-2	草津駅下笠線 (びわ湖通り)南側		M	×			×	×						・車止めが通行の障害になっている箇所あり
	5-1	草津中央線 (大江霊仙寺線)		S				×					×		・横断歩道上のマンホール部に段差あり ・公園植栽が歩道にはみ出している
	5-2	県道下笠大路井線 (大江霊仙寺線)		S						-			×		
	6-1	野村平井中央線 西側 (大江霊仙寺線)		M					×	-				×	
	6-2	野村平井中央線 東側 (大江霊仙寺線)		M	×				×	×				×	・駐車車両の歩道部へのはみ出しあり ・田んぼ部における官民境界に高低差あり ・横断歩道が歩道からずれていて、歩道を直進すると縁石につまづく箇所あり
	7	西洪川下笠線 (淡海くさつ通り)		S	×				×	×				×	
	8-1	西洪川南9号線 (きらら通り)北側		M	×					-					
	8-2	西洪川南9号線 (きらら通り)南側		M	×					-					・Aスクエアの用地内
	9	草津駅裏線 (駅西ロード) 将来計画あり		M	×	×		×	×	×	-	×			・電柱のために幅員が狭い箇所あり
	10	西洪川南2号線		M	×	×				-	-			×	
11	県道草津停車場線		S		×				-	-				・駐輪場の自転車が歩道にはみ出している ・横断歩道が歩行者動線上に設置されていない	
12	大路中央線 (宮町若竹線)		S						-	-					
13	大路4号線 将来計画あり		M	×			×		-	-				・幅員が狭い箇所に誘導用ブロックが設置されており、自転車や車椅子での通行時に危険	
14	草津駅前線 (サンサン通り)		S						-					・植樹の枝が歩道にはみ出している	
15-1	市役所東線 西側		M										×	・誘導用ブロックがあるが、小さく、色が見にくい。連続性がない ・車止めが通行の障害になっている箇所あり	
15-2	市役所東線 東側		M									×	×	・誘導用ブロックがあるが、小さく、色が見にくい。連続性がない ・バス停のベンチが誘導用ブロックをふさいでいる ・車止めが通行の障害になっている箇所あり	
準生活 関連経路	16	木川川原線	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	
	17	県道下笠大路井線	×	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	×	
	18	東高校線		M	×	×				-	-			-	
	19	川原洪川線		M,F	×	×			×	-				×	・歩道と田んぼに高低差あり
	20	西洪川南3号線		F	×	×			×	-	-			×	・歩道と車道の境界が不明確な箇所あり
	21	西洪川南6号線		F	×	×				-	-			-	・路肩線がうすれている
	22	大路14号線		M		×				-				-	・エルティ932の用地内
	23	県道下笠大路井線		S						-				-	・点字ブロックが横断歩道に対して斜めに設置 ・リーデンスタワー草津の用地内
	24	大路27号線	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	25	大路26号線	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	26	宮町洪川線 (旧東海道、旧中山道)	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・歩行空間上に商店街ののぼりや自転車あり ・旧草津川隧道内に歩道が設置されているが、幅員が狭いため十分機能を果たしていない
	27	草津木川線	×	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	
	28	込田公園内の園路		-		×				-	-			-	・車止めが通行の障害になっている箇所あり
	29	草津8号線	×	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	・路肩線が消えている
30	草津木川線		M			×	×	×	-	-			×		
31	国道1号		M	×	×		×		×	-				・建築限界(2.5m)を確保できていない箇所あり	
生活 関連経路 (未整備)	32	新規路線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	33	宮町若竹線 将来計画あり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



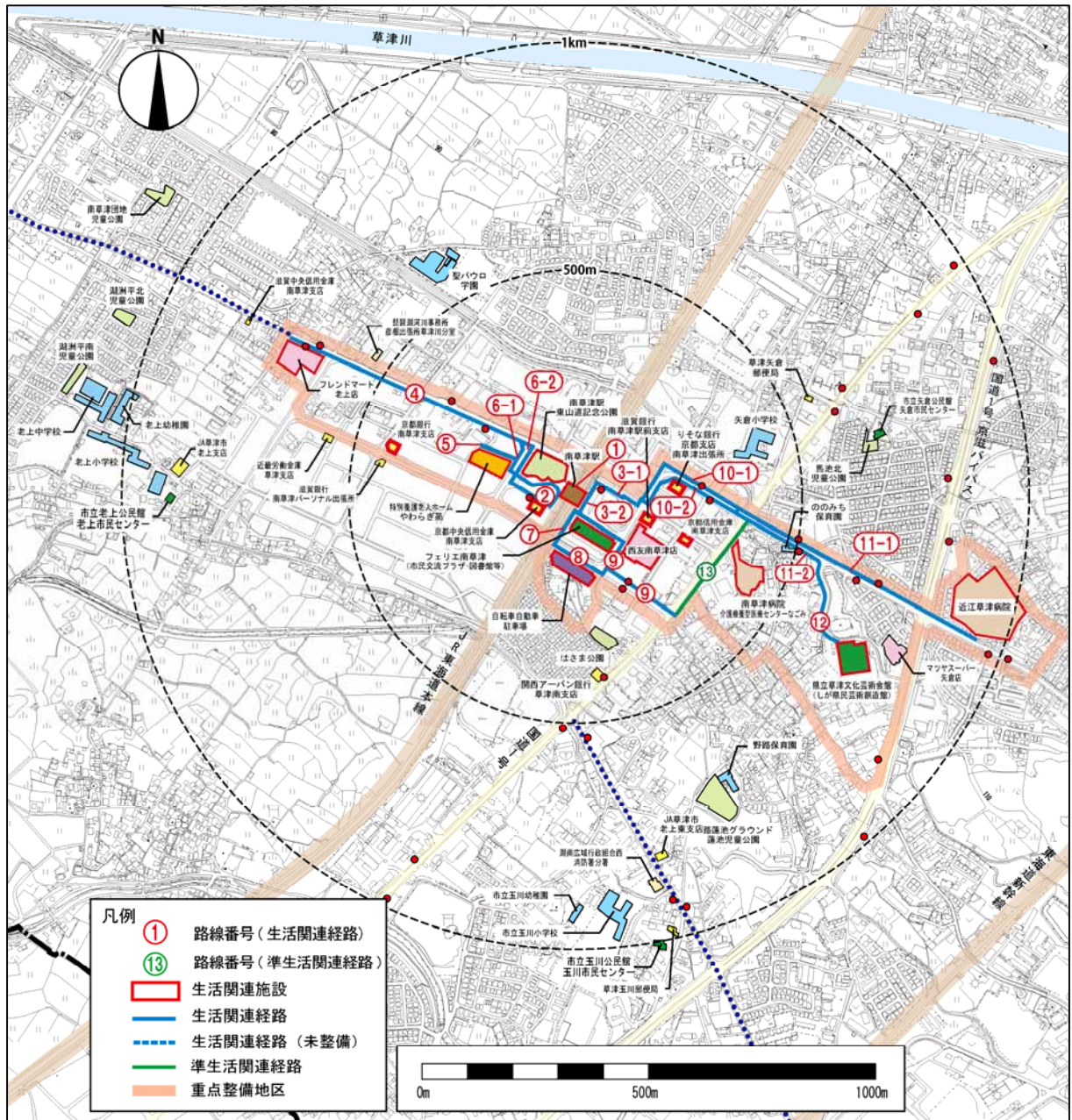






(2) 南草津駅周辺地区

路線番号対応図



路線別バリア状況一覧表

区分	路線番号	路線名称	歩道有無	歩道形式	幅員	誘導用ブロック	段差	勾配	グレーチング・側溝	バス停	植樹帯	舗装	障害物	音響式信号機	その他 補足事項	
生活 関連経路	1	南草津駅自由通路		-						-	-			-		
	2	南草津駅西口駅前広場		M										-	・車止めが通行の障害になっている箇所あり	
	3-1	南草津駅東口駅前広場 (地上部)		M					×					-	・車止めが通行の障害になっている箇所あり	
	3-2	南草津駅東口駅前広場 (ペDESTリアンデッキ)		-		×				-	-			-		
	4	主要地方道大津草津線		S						×	-			×	・車止めが通行の障害になっている箇所あり	
	5	野路南60号線		-						-					-	・車止めが通行の障害になっている箇所あり
	6-1	南草津駅西線 西側		S						-				×		
	6-2	南草津駅西線 東側		S						-				×		
	7	野路南65号線		-						-					-	
	8	南草津駅東西線		-						-	-				×	・車止めが通行の障害になっている箇所あり
	9	南草津駅中央線		F						×						・誘導用ブロックにはがれあり
	10-1	主要地方道大津草津線 北側		F		×	×		×	×						・駐車車両が歩道にはみ出ている箇所あり ・車止めが通行の障害になっている箇所あり
	10-2	主要地方道大津草津線 南側		F		×			×	×						・車止めが通行の障害になっている箇所あり
11-1	野路若草線 (かがやき通り)北側		S		×				×							
11-2	野路若草線 (かがやき通り)南側		S		×				×						・車止めが通行の障害になっている箇所あり	
12	野路36号線		S.M		×			×	-	-				-	・駐車車両が歩道にはみ出ている箇所あり ・車止めが通行の障害になっている箇所あり	
準生活 関連経路	13	国道1号		M		×		×	×	-	-				・使用されていないバス停あり ・縦断勾配がきつい	





第6章 バリアフリー化事業の概要

ここでは、バリアフリー化の推進に係る基本理念と基本方針及び、タウンウォッチング等で挙げられた草津駅周辺、南草津駅周辺の課題・問題点を踏まえ、今後、道路管理者、滋賀県公安委員会、公共交通事業者などが実施していくバリアフリー化事業の概要を整理します。

なお、事業別の目標年次については、下記のように区分します。

目標年次の種別

- 短期：原則として基本構想策定後、3年以内に事業を完了させることを目標とするもの
- 中期：原則として基本構想策定後、5年以内に事業を完了させることを目標とするもの
- 長期：事業実施時期は明確でないが、今後継続的に事業の実施を検討していくもの
- 継続実施：可能な限り早期に着手し、今後継続的に実施していくもの

(基本的に、事業ごとに設定した目標年次に沿って整備を進めていきますが、各事業者の予算の都合、その他の整備計画との調整などにより、目標年次までに整備が出来ない箇所が出てくる可能性もあります。)

また、特定事業については、草津市バリアフリー基本構想策定後、道路管理者、滋賀県公安委員会、公共交通事業者などが、それぞれ基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。

6 - 1 公共交通特定事業の概要

公共交通特定事業には、駅やバス停などの整備に関する事業や、鉄道、バス、タクシーなどの車両に関する事業、そして、バリアフリーに関する職員教育などのソフト事業が含まれます。

以下では、鉄道事業、バス事業、タクシー事業について、実施・検討すべき事業を定めます。

(1) 鉄道事業

草津駅、南草津駅について実施・検討する事業は次のとおりです。

鉄道事業においては、移動経路のバリアフリー化やわかりやすい情報案内を行い、「すべての人が安全・安心・快適に利用できる駅」を目指します。

鉄道事業の概要

対象	項目	整備内容	目標年次
草津駅 南草津駅 周辺地区 共通	階段	階段中央に手すりの設置	短期
		手すり点字の設置	短期
	案内	エレベーターの位置に関する案内の改善・充実	短期
	誘導用 ブロック	駅構内のホーム上にプラットフォーム縁端警告用内方表示ブロックを設置する	短期
	職員教育	案内を必要とする方への声掛けの実施（提案）	継続実施
		障害者へのサポート方法等に関する研修等の実施	継続実施
草津駅 周辺地区	案内	東口地上部の車いす利用者のための一般車乗降場に関する案内の強化	短期
	段差	西口階段前の段差解消	短期
	案内	駅の音響案内（ピンポン音）の改善	短期
南草津駅 周辺地区	誘導用 ブロック	階段全幅に点字ブロックを設置	短期
	案内	優先座席位置に関する案内表示のはがれ改善	短期

(2) バス事業

バス停やバス車両などについて実施・検討すべき事業は次のとおりです。

バス事業においては、行き先や乗り場に関するわかりやすい案内を行うとともに、歩行者などにも配慮したバス停の改善を行い、「利用しやすいバス」、「親しみやすいバス」を目指します。

バス事業の概要

対象	項目	整備内容	目標年次
草津駅 南草津駅 周辺地区 共通	案内	バスの路線、行き先、乗り場に関するわかりやすい案内板の設置	短期
		バス停に関する案内の改善（視覚障害者がバス停を認識できるような案内の検討）	短期
	時刻表	時刻表の改善（字の大きさ、点字の設置）	短期
	バス停	バス停部における通行スペースの確保	中期
		駅前広場の音声案内の整備	短期
		携帯電話やPC等でバスの運行状況を把握できるバスロケーションシステムの整備	中期
		車いす待機スペースの確保（運転手が認識できる位置に）	短期
		バス停における上屋、ベンチ等の設置・改善	中期
	車両	バス停設置位置の改善（誘導用ブロックとの連続性の確保、支柱の陰などを避けてわかりやすい位置に）	短期
		バスの車体に貼られている「車いすを折りたたんで乗車してください」というステッカーの改善	短期
		低床式バスの導入促進	長期
	職員教育	バス停車位置の徹底（降車用誘導用ブロックの位置に停車）	継続実施
案内を必要とする方への声掛けの実施（提案）		継続実施	
障害者へのサポート方法等に関する研修等の実施		継続実施	
草津駅 周辺地区	バス停	渋川福祉センター敷地内へのバス停の設置を検討	中期
南草津駅 周辺地区	バス停	国道1号線の古いバス停の撤去	短期
	車両	滋賀医大周辺の福祉施設方面のバス路線で優先的に低床式バスを導入	中期

(3) タクシー事業

タクシー事業について実施・検討すべき事業は次の通りです。

タクシーには、外出に不安を感じる方や長距離の歩行が困難な方に対して外出の機会を提供することができ、また、運転手とお客様が身近に接することができるという利点があります。そこで、タクシー事業においては職員教育を中心に実施し、「おもいやりにあふれたタクシー」、「身近なタクシー」を目指します。

タクシー事業の概要

対象	項目	整備内容	目標年次
草津駅 南草津駅 周辺地区 共通	車両	福祉タクシー導入の促進	長期
	職員教育	案内を必要とする方への声掛けの実施（提案）	継続実施
		障害者へのサポート方法等に関する研修等の実施	継続実施

6 - 2 道路特定事業の概要

生活関連経路及び準生活関連経路について実施・検討すべき事業は次のとおりです。
道路特定事業においては、歩道部における段差の解消や誘導用ブロックの設置などを行い、「安心・安全・快適に移動できる道路整備」を目指します。

なお、生活関連経路については可能な限り移動等円滑化基準に沿って整備を行い、準生活関連経路については、沿道状況等を加味しながら可能な限り歩きやすい歩道の整備を目指します。

草津駅周辺地区における道路事業の概要（１）

区分	路線番号	対象路線	事業主体	整備内容	目標年次
生活 関連経路	1	草津駅自由通路	JR	特になし	-
	2	草津駅西口駅前広場	市	・タクシー乗場にスロープを設置 ・身障者乗降場所の勾配の改善 ・誘導用ブロックの連続設置を検討	短期
	3-1	草津駅東口駅前広場 (地上部)	市	・段差の解消 ・タクシー乗場にスロープを設置 ・エレベーター・エスカレーターを設置	短期
	3-2	草津駅東口駅前広場 (ペDESTリアンデッキ)	市	・縦横断急勾配箇所での路面改良を検討 ・誘導用ブロックの改善 ・一般車乗降場利用者のためのエレベーター利用時間帯延長の検討	中期 短期
	4-1	草津駅下笠線 (びわ湖通り)北側	市	・歩道縦横断勾配の改善 ・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・バス停の改善	中期
	4-2	草津駅下笠線 (びわ湖通り)南側	市	・植樹帯における段差の解消 ・歩道縦横断勾配の改善 ・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置・改良 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・バス停の改善 ・植樹帯における段差の解消 ・車止めの改善	中期
	5-1	草津中央線 (大江霊仙寺線)	市	・グレーチング、側溝蓋の改良 ・植樹帯における段差の解消	中期
	5-2	県道下笠大路井線 (大江霊仙寺線)	県	特になし	-
	6-1	野村平井中央線 西側 (大江霊仙寺線)	市	・マウントアップ歩道をセミフラット化 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・マウントアップ歩道をセミフラット化	中期
	6-2	野村平井中央線 東側 (大江霊仙寺線)	市	・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・段差の解消 ・勾配の改善 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・バス停の改善	長期
	7	西洪川下笠線 (淡海くさつ通り)	市	・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・バス停の改善	長期
	8-1	西洪川南9号線 (きらら通り)北側	市	・歩道縦横断勾配の改善 ・誘導用ブロックの設置	中期
	8-2	西洪川南9号線 (きらら通り)南側 Aスクエアの用地	-	・歩道縦横断勾配の改善 ・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置	中期
	9	草津駅裏線 (駅西ロード) 将来計画あり	市	・移動等円滑化基準に適合した計画・設計の実施	長期
	10	西洪川南2号線	市	・歩道縦横断勾配の改善 ・透水性舗装への改善 ・幅員の確保 ・誘導用ブロックの設置	長期

草津駅周辺地区における道路事業の概要(2)

区分	路線番号	対象路線	事業主体	整備内容	目標年次
生活 関連経路	11	県道草津停車場線	県	・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・大路交差点の歩道の改良	中期 長期
	12	大路中央線 (宮町若竹線)	市	特になし	-
	13	大路4号線 将来計画あり	-	・移動等円滑化基準に適合した計画・設計の実施	長期
	14	草津駅前線(サンサン通り)	市	・グレーチング、側溝蓋の改良 ・誘導用ブロックの改善 ・歩道橋階段下の建築限界H=2.5m以内の箇所の対策	長期
	15-1	市役所東線 西側	市	・歩道縦横断勾配の改善 ・誘導用ブロックの改善、連続して設置 ・バス停の改善 ・舗装の改善を検討 ・車止めの改善	長期
	15-2	市役所東線 東側	市	・歩道縦横断勾配の改善 ・誘導用ブロックの改善、連続して設置 ・段差の解消 ・舗装の改善を検討 ・車止めの改善	長期
準生活 関連経路	16	木川川原線	市	・歩行スペースの確保を検討 ・グレーチング、側溝蓋の改良を検討	短期
	17	県道下笠大路井線	県	・路肩線の引きなおしを検討 ・グレーチング、側溝蓋の改良を検討 ・歩行スペースの確保を検討	短期 長期
	18	東高校線	市	・西側の水路の蓋掛けによる有効幅員2m以上の歩道設置を検討 ・バス停の改善を検討 ・歩道縦横断勾配の改善を検討	長期
	19	川原洪川線	市	・歩行スペースの確保を検討 ・幅員の確保を検討 ・誘導用ブロックの設置を検討 ・グレーチング、側溝蓋の改良を検討 ・バス停の改善を検討	長期
	20	西洪川南3号線	市	・歩道縦横断勾配の改善を検討 ・歩行スペースの確保を検討 ・幅員の確保を検討 ・誘導用ブロックの設置を検討 ・グレーチング、側溝蓋の改良を検討	中期
	21	西洪川南6号線	市	・歩道縦横断勾配の改善を検討 ・幅員の確保を検討 ・誘導用ブロックの設置を検討	長期
	22	エルティ932の公開空地	-	・歩道縦横断勾配の改善を検討 ・誘導用ブロックの設置を検討	中期
	23	県道下笠大路井線	県	特になし	-
	24	大路27号線	市	・歩行スペースの確保を検討	中期
	25	大路26号線	市	・歩行スペースの確保を検討	中期
	26	宮町洪川線 (旧東海道、旧中山道)	市	・歩行スペースの確保を検討 ・旧草津隧道内の歩行スペースの改良を検討	中期
	27	草津木川線	市	・歩行スペースの確保を検討 ・グレーチング、側溝蓋の改良を検討	短期
	28	込田公園内の園路	市	・誘導用ブロックの設置を検討 ・車止めの改善	短期
	29	草津8号線	市	・歩行スペースの確保を検討 ・舗装の更新 ・グレーチング、側溝蓋の改良を検討	中期
	30	草津木川線	市	・歩道縦横断勾配の改善を検討 ・幅員の確保を検討 ・段差の解消を検討 ・誘導用ブロックの改善を検討 ・グレーチング、側溝蓋の改良を検討	長期
31	国道1号	国	・マウントアップ歩道のセミフラット化を検討 ・幅員の確保を検討 ・誘導用ブロックの設置を検討 ・段差の解消を検討 ・勾配の改善を検討 ・グレーチング、側溝蓋の改良を検討 ・建築限界を確保できていない箇所への注意喚起のライン設置を検討 ・車止めの改良、撤去、適切な位置への設置	長期	
生活 関連経路 (未整備)	32	新規路線	市	・市立サンサンホール敷地内と聴覚障害者センターと市立第六保育所の間の道路に有効幅員2mの歩行スペースの確保を検討 ・移動等円滑化基準に適合した計画・設計の実施	短期
	33	宮町若竹線 将来計画あり	市	・移動等円滑化基準に適合した計画・設計の実施	長期

南草津駅周辺地区における道路事業の概要

区分	路線番号	対象路線	事業主体	整備内容	目標年次
生活 関連経路	1	南草津駅自由通路	市	特になし	-
	2	南草津駅西口駅前広場	市	・タクシー乗場にスロープを設置	長期
	3-1	南草津駅東口駅前広場 (地上部)	市	・身障者乗降場所の勾配の改善 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・タクシー乗場にスロープを設置 ・車止めの改善 ・バス停部の照明の改善 ・デッキ階段下の建築限界H=2.5m以内の箇所の対策	短期
	3-2	南草津駅東口駅前広場 (ペDESTリアンデッキ)	市	・誘導用ブロックの設置 ・縦横断急勾配箇所での路面改良を検討	短期 中期
	4	主要地方道大津草津線	県	・車止めの改善 ・バス停の改善を検討	短期 長期
	5	野路南60号線	市	・車止めの改善	中期
	6-1	南草津駅西線 西側	市	特になし	-
	6-2	南草津駅西線 東側	市	特になし	-
	7	野路南65号線	市	特になし	-
	8	南草津駅東西線	市	・車止めの改善	中期
	9	南草津駅中央線	市	・歩道縦横断勾配の改善 ・誘導用ブロックのはがれ部の修繕 ・グレーチング、側溝蓋の改良	短期
	10-1	主要地方道大津草津線 北側	県	・歩車道境界ブロック切り下げ部の改善 ・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・段差の解消 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・車止めの改善 ・バス停の改善を検討	中期 長期
	10-2	主要地方道大津草津線 南側	県	・歩車道境界ブロック切り下げ部の改善 ・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・車止めの改善 ・勾配の改善を検討 ・バス停の改善を検討	長期
	11-1	野路若草線 (かがやき通り)北側	市	・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・バス停の改善	長期
	11-1	野路若草線 (かがやき通り)北側 交差点部	国	・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・グレーチング、側溝蓋の改良	長期
	11-2	野路若草線 (かがやき通り)南側	市	・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・バス停の改善 ・車止めの改善	長期
	12	野路36号線	市	・歩道縦横断勾配の改善 ・誘導用ブロックの設置 ・段差の解消 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・車止めの改良、撤去、適切な位置への設置	長期
	準生活 関連経路	13	国道1号 (野路交差点から南草津病院 までの整備を優先的に検討 する。)	国	・マウントアップ歩道のセミフラット化を検討 ・透水性舗装への改善を検討 ・幅員の確保を検討 ・誘導用ブロックの設置を検討 ・段差の解消を検討 ・勾配の改善を検討 ・グレーチング、側溝蓋の改良を検討

6 - 3 交通安全特定事業の概要

交通安全特定事業について実施・検討すべき事業は次のとおりです。

交通安全特定事業においては、道路を通行する全ての人の安全を確保するために、信号機のバリアフリー化や横断歩道の設置を行い、「安心・安全な移動」を支援します。

交通安全特定事業の概要

対象	項目	整備内容	目標年次
草津駅 南草津駅 周辺地区 共通	信号機	信号機における音響機能、歩行者用青時間延長機能、カウント表示機能等の整備	中期
		音響信号機の音の改善（歩車分離式信号機の音を通常の交差点と変える、ボリュームを大きくする等）	短期
		音響信号機の設置位置の改善を検討（横断歩道に近い場所に設置）	中期
		押しボタンの位置の改善を検討（20cm程低く）	短期
		押しボタン信号の横に点字表示の設置を検討（上では分かりにくい）	短期
		信号機に設置されているボックスの設置位置の改善	短期
	横断歩道	横断歩道の設置	短期
		横断歩道の設置位置の改善（歩道からの動線を考慮して設置）	短期
		（横断歩道におけるエスコートゾーンの設置を検討）	短期
	その他	路肩線のひきなおし（輝度比2.0以上）	短期
		わかりやすい道路標識や道路標示の整備	短期

6 - 4 その他の事業の概要

その他の事業としては、官公庁施設や商業施設などの建築物、都市公園、路外駐車場等の生活関連施設に関するバリアフリー化が挙げられます。

これらの施設についても今後、各施設管理者と調整を図りながら、これまでに示した事業と同様に、段差の解消や点字ブロックの設置など、可能な限り移動経路のバリアフリー化を行うとともに、わかりやすい案内表示や職員教育を行い、「すべての人が利用しやすい施設」を目指します。

なお、各施設について実施・検討すべき事業は次のとおりです。

その他の事業の概要

対象	項目	整備内容	目標年次
草津駅 南草津駅 周辺地区 共通	建築物 都市公園 路外駐車場 共通	段差の解消	長期
		段差に対する注意喚起対策（ライン等の設置）	長期
		誘導用ブロックの設置	長期
		通路における障害物の撤去	長期
		休憩施設（ベンチ等）の設置	長期
		多目的トイレの設置	長期
		駐車場における身体障害者用スペースの設置	長期
		移動経路等に関するわかりやすい案内表示の設置	長期
		職員教育（案内を必要とする方への声掛けの実施）（提案）	継続実施
		職員教育（障害者へのサポート方法に関する研修）	継続実施

6-5 こころのバリアフリーの推進施策

これまでに各事業者が実施すべき事業について整理を行いました。事業者が道路や施設、または職員に対するバリアフリー化事業や教育を実施するのみでは、十分なバリアフリー化がなされたとはいえません。

基本構想の理念である「すべての人が心地よく移動できるまち“草津”」を目指していくためには、お互いのことを理解し合い、お互いのことを思いやり、そして必要なときにはお互いに助け合うことで、すべての人が主体となって移動の円滑化を目指していく「こころのバリアフリー」を推進することが大切です。

そこでここでは、こころのバリアフリーを推進するために実施・検討すべきソフト施策を定めます。

ソフト施策（こころのバリアフリー）の推進施策

対象	項目	整備内容	目標年次
草津駅 南草津駅 周辺地区 共通	こころの バリア フリー	草津市バリアフリー基本構想策定に関する広報（草津市が全市的にバリアフリーに取り組むことを市民に周知し、バリアフリー意識の向上を目指す）	継続実施
		生活関連施設の従業員や生活関連経路の沿道住民（商店主など）に対するバリアフリーの理解促進	継続実施
		小・中学校や高校、大学等におけるバリアフリー教室の開催	継続実施
		点字、手話、介助などの講座・講習会の開催	継続実施
		駐輪・駐車マナーの向上を目指した広報・啓発活動	継続実施
		バリアフリーマップの作成	短期
		安心して声をかけられるように、駅構内にボランティアを活用した案内所を設置（提案）	継続実施
		同趣旨の活動を行うNPO・ボランティア等への活動支援や連携	継続実施
		高齢者、障害者等に対する地域を挙げた「地域で支えあう社会」の育成	継続実施
		エレベーターや多目的トイレ等の利用については、本当に必要としている方にゆずるといった「ゆずり合う心」を持った行動を推進するための広報・啓発活動	継続実施
		草津市と近鉄百貨店、エルティ932の施設管理者とで構成する「バリアフリーパートナーシップ(仮)」で、草津市と施設管理者との協働により、各施設のエレベーター運行時間の延長を検討する	短期

6 - 6 事業実施における一般的留意事項及び検討課題

これまでに駅やバス停、道路等に関して実施する事業内容を示しましたが、ここでは、タウンウォッチング等を通じて挙げられた様々な意見を参考に、事業実施における一般的留意事項や今後の検討課題について整理を行います。

(1) 草津駅東口エレベーターについて

草津駅東口には、地下駐車場用のエレベーターがあり、地上部が車いす利用者用の一般車乗降場になっていますが、その案内は乗降場にあるのみで、車いす利用者の方から「今まで知らなかった」という意見が挙がっています。

昼間の時間帯については、遠回りにはなるものの近鉄百貨店やエルティ 932 のエレベーターを利用することができますが、夜間はこれらのエレベーターが利用できないため、車いす利用者にとって地上部～ペDESTリアンデッキ間の移動が困難な状況です。

また、東口エレベーターの地上部周辺はタクシーや一般車両の通路になっており、駅前広場の歩道との間に横断帯を設けることは非常に危険です。

そこで、今後の検討課題として以下の点を検討します。

草津駅東口エレベーターに関する検討課題

東口駅前広場へのエレベーター設置を検討

地下駐車場用エレベーター地上部にある車いす利用者用の一般車乗降場に関する案内の充実

地下駐車場用エレベーター地上部におけるタクシー利用（乗車・降車ともに）

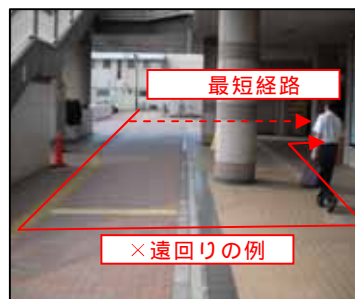
地下駐車場用エレベーター地上部の状況



(2) 視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する一般的留意事項

設置ルートについて

誘導用ブロックは極力最短経路を通るように設置します。



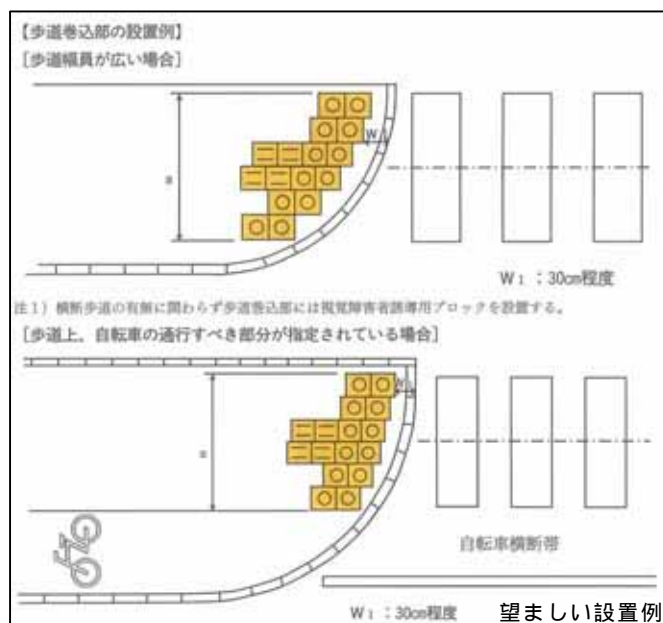
交差点部について 1

誘導用ブロックは、横断歩道と同じ幅で設置します。



交差点部について 2

誘導用ブロックは、
 ・横断歩道に垂直に
 ・階段状にしない
 という意見が出ています。しかし、階段状にせず、横断歩道に垂直に設置すると、写真のように足を踏み出しても車道部に届かず利用者に不安感を与えることにもなるので、歩車道境界と誘導用ブロックの間隔は30cm程度とするのが望ましいとされています。(視覚障害者誘導ブロック設置指針・同解説) 従って、今後交差点部における誘導用ブロックの設置方法については、どちらを採用するか調整を図る必要があります。



階段状ではなく、横断歩道に垂直に設置した例

ブロックの色について

弱視の方が誘導用ブロックを認識できるように、歩道舗装と同系色のものは使用しません。(輝度比2.0以上のものを使用し、できる限り黄色を使用するのが望ましい。)



×ブロック舗装と同系色の誘導用ブロック



×ブロック舗装と同系色の誘導用ブロック

設置方法について

誘導用ブロックは、直線で設置することを基本とし、カーブ等が必要な区間では緩やかなカーブで設置します。



×誘導用ブロックがジグザグ



×誘導用ブロックが急カーブ



×誘導用ブロックが階段状



誘導用ブロックが緩やかなカーブで設置

ブロックの設置位置について1

視覚障害者は誘導用ブロックの上を歩く人、片足を乗せて歩く人等様々です。そして、例えば片足を乗せてブロックの右側を歩く人がある道路を往復した場合、その方はブロックの両側を歩くことになります。そのため、誘導用ブロックの両脇は最低でも30cm以上開ける必要があります。



×誘導用ブロックの片側にスペースがない



×誘導用ブロックの横にボールあり



×誘導用ブロックの横に植樹帯の段差あり



×誘導用ブロックの横に段差あり

ブロックの設置位置について2

視覚障害者は、誘導用ブロックがあるとその先に横断歩道があるものと思います。

そのため、横断歩道がない箇所にはブロックを設置しません。



(3) 歩道に飛び出した民地の樹木に関する一般的留意事項

民地に植えてある樹木の枝が歩道上に飛び出し、歩道スペースを狭めている箇所があります。また、視覚障害者の顔や目にあたることもあります。

歩道への飛び出しが著しい箇所については、樹木の枝を伐採してもらうよう、道路管理者から指導してもらいます。



(4) 段差に関する一般的留意事項

歩道上にある段差はつまずきや転倒の原因となります。また、誘導用ブロックの延長上にある階段は視覚障害者にとって転落につながりかねません。

そのため、歩道上にある段差については、オレンジ、黄色等のマーキングを行い、段差に関する注意喚起を行います。



(5) 車止めに関する一般的留意事項

歩道上（横断歩道の延長上）にある車止めは目立たないものが多く、視覚障害者にとってバリアとなっています。

そのため、車止めについては必要最低限の設置に留めるとともに、車止めを設置する際にはぶつかっても痛くない柔らかい材質のものを使用し、注意喚起のために車止めの付け根（路面）を白や黄色のラインで囲います。



(6) 音響式信号に関する一般的留意事項及び検討課題
歩車分離式信号の音について（検討課題）

視覚障害者にとって、歩車分離式信号が否かを判断することは困難です。今後、国（警察庁）が定める「視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針」に則る音響に変更するよう検討していきます。



視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針の概要

【同種鳴き交わし方式】 「ピヨ」又は「カッコー」の音響を約 1.5 秒間隔で交互に出力する方式	【異種鳴き交わし方式】 「ピヨ」及び「ピヨピヨ」又は「カッコー」及び「カカッコー」の音響を約 1.5 秒間隔で交互に出力する方式
<p>今後、【異種鳴き交わし方式】を設置するものとし、既設装置についても、逐次この方式に統一するものとする。また、歩車分離制御方式の信号交差点においては、今後、「ピヨ」「ピヨピヨ」「カッコー」「カカッコー」の音響を順次出力する方式により本装置を設置するものとし、既設装置についても、逐次この方式に統一するものとする。</p>	

音響式信号機の設置位置について（一般的留意事項）

音響式信号機のついた交差点では、視覚障害者は音を頼りにして横断するため、音の発生位置が横断歩道から離れていると正しく横断できないことがあります。音響式信号機は横断歩道の近くに設置することを検討します。



×音響式信号機が車道側に設置されている
交差点中心部の方向に誘導されてしまう（対岸の誘導用ブロックに辿りつけない）



音響式信号機が横断歩道付近に設置されている
横断歩道を正しく渡ることができる（対岸の誘導用ブロックに辿りつける）

(7) 交通量の少ない市道との交差部における歩道のあり方（検討課題）

駐車場出入口部などの車両乗り入れ部では歩道が途切れず整備され、車両が歩道上を走行する一方、交通量の少ない市道等との交差部においては歩道が途切れています。歩行者の安全を優先するために、交通量の少ない市道との交差部においては、歩道を連続して設置することができないかについて今後検討していきます。



車両乗り入れ部（駐車場）
（歩道が連続している）



市道との交差部
（歩道が途切れている）

(8) 歩行者と自転車の通行帯の分離（検討課題）

国土交通省、滋賀県、草津市、警察庁が合同で取り組んでいる「自転車通行環境整備モデル地区」に南草津地区が選ばれ、今後、歩行者と自転車の通行帯の分離が今後行われます。そこで、他の地区においても歩行者と自転車の通行帯分離を検討していきます。



危険な歩道上の走行

【施行前】自転車は車道通行が原則となっていますが、安全に走行できる空間が確保されていないため、歩道部や車道部を走行することにより、自転車に関わる事故が多くなっています。



（検討案）

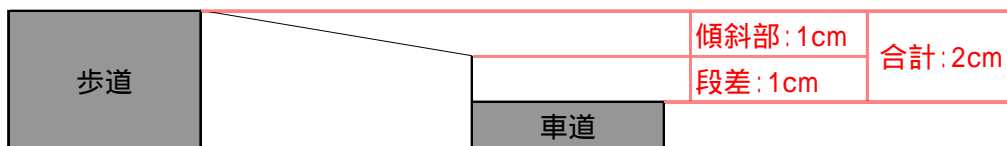
【施行後】自転車が安全に走行できる空間が確保されるため、自転車事故が減少します。また、歩行者は歩道を安心・安全・快適に通行できます。

(9) 交差点部における段差に関する一般的留意事項

交差点部における歩道と車道との段差については、「車道に出たことが認識できるように段差があった方がよい」とする視覚障害者と、「できるだけ段差はない方がよい」とする車いす利用者との間で議論が行われてきました。（『移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令』第九条第一項では「横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとする。」と規定されていますが、この二センチメートルが車いす利用者にとっては振動をきつく感じる段差です。）

そこで、滋賀県では両者の妥協点を探り、平成16年5月に策定（平成19年3月一部改定）した『滋賀県歩道整備マニュアル』の中で、次に示す基準を滋賀県の標準仕様として定めています。

『滋賀県歩道整備マニュアル』における交差点部の段差



草津市においても、上記基準に従って歩道整備事業を推進します。

(10) 知的障害、発達障害、精神障害のある方へのサポート

外見からは障害のあることがわかりにくい知的障害、発達障害、精神障害のある人は、人との関わりあいやコミュニケーションが苦手であるといった特徴があります。しかし、公共交通機関や公共施設、商業施設などを利用する際に、障害により手を貸してほしい場面や、コミュニケーションの困難さから通常と違う対応が必要な場面があります

草津市でバリアフリー化を推進していくにあたっては、国土交通省が発行している『知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック』等を参考に、知的障害、発達障害、精神障害のある方への対応方法について市民への周知を図るとともに、「ゆっくり」、「ていねいに」、「くりかえし」を対応の基本として、市域を挙げてサポートを行っていきます。

第7章 バリアフリー化事業の推進

基本構想に定めた各種事業を円滑かつ効果的に推進するためには、市民をはじめとする利用者、関連組織・機関が連携・調整・合意を図りつつ、基本構想の実現に向けて事業を実施していくことが必要です。そこで以下では、事業推進に係る取組み方針について整理を行います。

7-1 バリアフリー化事業の推進に向けた今後の取り組み

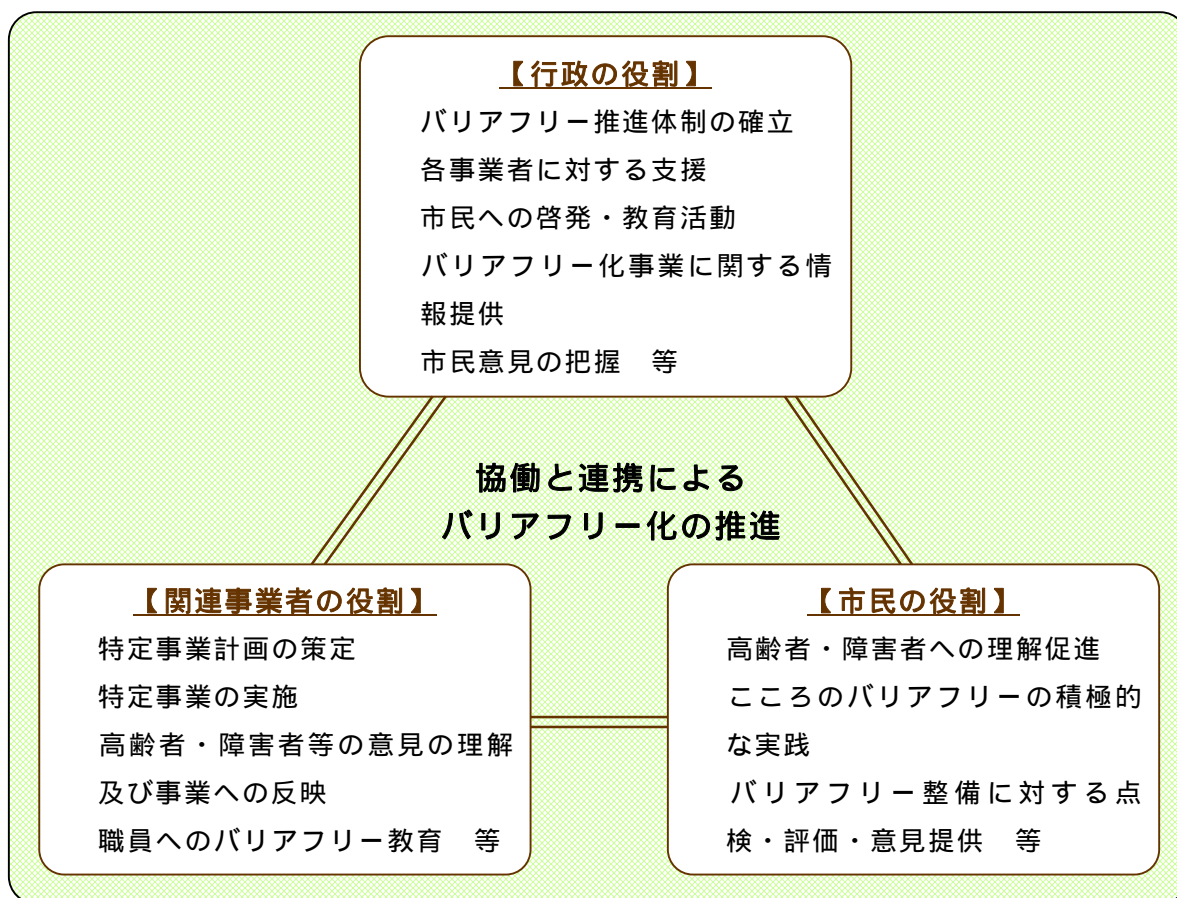
基本構想策定後、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業等の各関連事業者は、基本構想に即して事業を実施するための詳細な計画(特定事業計画)を作成し、事業を実施していきます。

行政は、バリアフリーの推進体制(連絡協議会の設置等)を確立し、事業の円滑な推進を図るとともに、各事業者に対する支援や市民への啓発・教育活動を行います。

市民は、高齢者や障害者に対する理解を深め、こころのバリアフリーを積極的に実践するとともに、草津市におけるバリアフリー化事業が高齢者や障害者の実情に即したよりよいものとなるよう事業に対する点検・評価を行います。

そして、関連事業者、行政、市民が協働・連携して草津市のバリアフリー化に携わり、「すべての人が心地よく移動できるまち“草津”」の実現を目指します。

関連事業者・行政・市民の役割



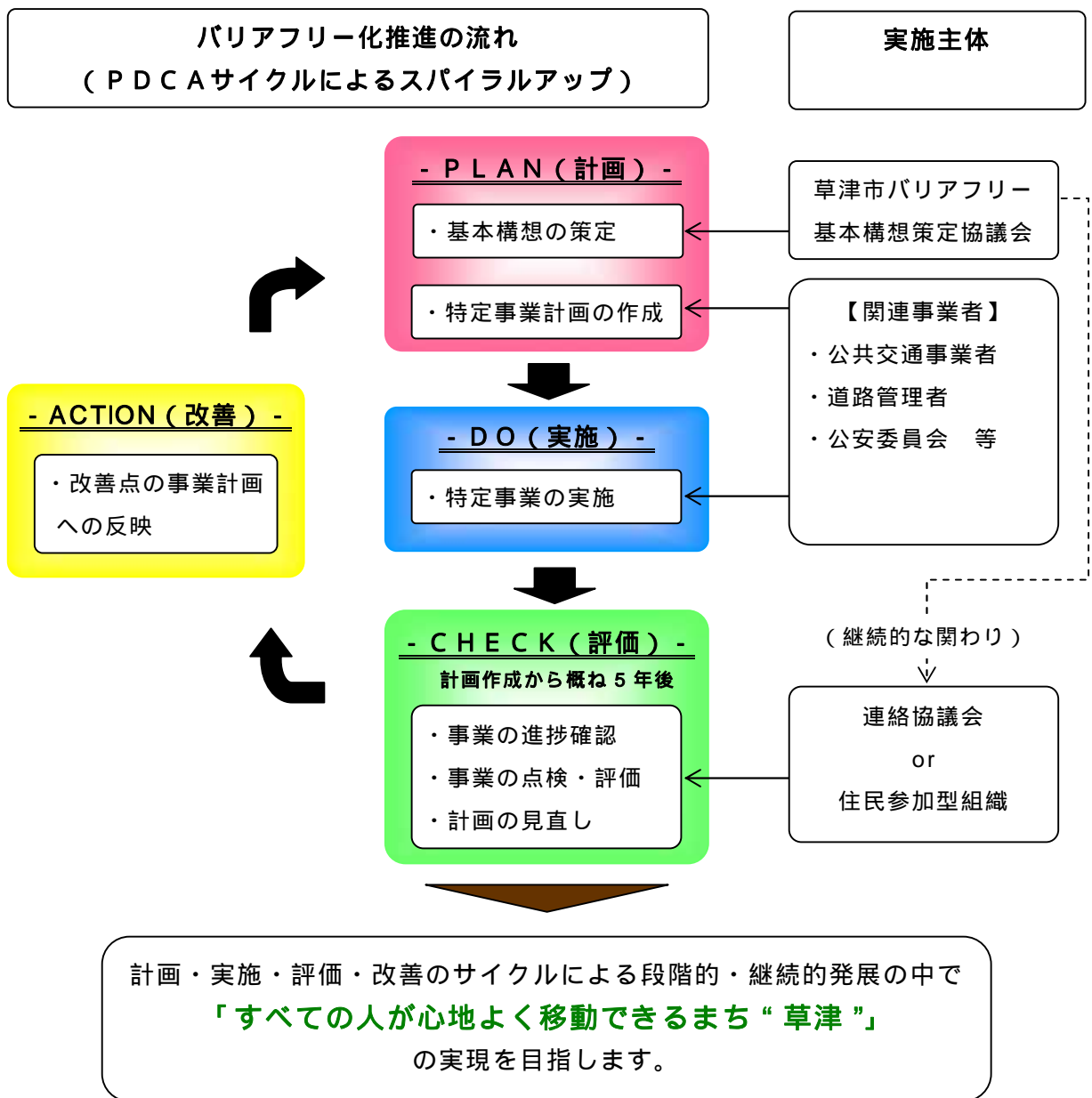
7-2 バリアフリー化推進の流れ（段階的・継続的發展）

バリアフリー基本構想や特定事業計画を作成し、そこに定められたバリアフリー化事業を実施することは、すべての人が安全・安心・快適に暮らせるまちづくりに向けた第一歩にすぎません。

本当の意味での「すべての人が心地よく移動できるまち“草津”」を実現するためには、今後の社会情勢を加味しつつ、また、今後も市民の意見を計画に反映しながら、長期的スパンの中でバリアフリー化を推進していく必要があります。

草津市では、事業実施後においても計画策定後概ね5年を目途に、住民参加型の組織による計画の見直し及び事業の進捗管理や事業の評価を行い、そこで挙げられた改善点を計画に反映させることによって、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図っていきます。

バリアフリー化推進の流れ



7-3 特定事業に関する主な公的支援措置

限られた予算の中で着実・円滑にバリアフリー化を推進していくためには、バリアフリー化事業に関する公的な支援措置を有効に活用していくことが重要です。

そこで、実際の事業実施にあたり、導入可能性のある主な支援措置を次ページ以降に整理します。

なお、ここで取り上げる支援措置の一覧は次のとおりです。

(1) 公共交通に関する支援事業

交通施設バリアフリー化設備整備費補助金制度
鉄道駅総合改善事業費補助制度（鉄道駅移動円滑化施設整備事業）
公共交通移動円滑化設備整備費補助制度（LRTの整備、ノンステップバス等の導入等）
鉄道駅のバリアフリー施設整備に対する日本政策投資銀行による融資制度（交通・物流ネットワーク枠、地域社会基盤整備枠）
バス利用促進等総合対策事業
バス関係バリアフリー施設整備に対する日本政策投資銀行による融資制度
都市交通システム整備事業
地域公共交通活性化・再生総合事業
オムニバスタウンの整備（バスを中心としたまちづくり）

(2) 道路のバリアフリー化を支援する事業

特定交通安全施設等整備事業
道路交通環境改善促進事業
交通結節点改善事業
道路開発資金制度
電線共同溝整備事業

(3) その他の支援（中心市街地活性化のまちづくりを支援する事業）

まちづくり交付金
街路事業
バリアフリー環境整備促進事業（旧 人にやさしいまちづくり事業）

(1) 公共交通特定事業に関する支援措置

交通施設バリアフリー化設備整備費補助金制度

1. 支援策の概要

高齢者や障害者等が鉄道や軌道を安全かつ円滑に利用できるよう、鉄軌道事業者が実施する駅におけるバリアフリー化設備の整備に対して補助を行う。

2. 補助の内容

(1)対象事業者

鉄道事業者及び軌道事業者（帝都高速度交通営団及び地下高速鉄道を営む地方公共団体を除く）

(2)補助対象事業

駅のバリアフリー化設備の整備事業（エレベーター、エスカレーター、誘導・警告ブロック、障害者対応型トイレ等の整備）

(3)補助対象経費

補助対象施設購入費、補助対象施設工事費、補償費、事務費（補助対象施設の整備に直接要する経費に限る）

(4)補助率

国：1 / 3、地方公共団体：1 / 3

(5)補助金額（予算額（国費））

平成13年度	35億円
平成14年度	73億円
平成15年度	34億円

(6)補助実績

平成12年度	78駅
平成13年度	77駅
平成14年度	152駅

3. 問い合わせ先

国土交通省鉄道局業務課（電話：03-5253-8111 内線40613）

鉄道駅総合改善事業費補助制度（鉄道駅移動円滑化施設整備事業）

1．支援策の概要

高齢者や障害者等の鉄道駅における移動を円滑にするため、鉄道駅周辺における駅前広場や自由通路等の整備事業と一体的に行われる駅の総合的な改善事業のうち、バリアフリー化を図るために通路、階段等を新設又は改良し、これらの施設と一体的に行うエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化のために必要な設備の整備に対して補助を行う。

2．補助の内容

(1)対象事業者

第三セクター

(2)補助対象事業

鉄道駅において通路、階段等を新設又は改良し、これらの施設と一体的に行うエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化のために必要な施設整備事業。

(3)補助対象経費

本工事費、附帯工事費、用地費

(4)補助率

国：1 / 3、地方公共団体：1 / 3

(5)補助金額（予算額（国費））

平成13年度 4億円

平成14年度 13億円

平成15年度 7億円

(6)補助実績

平成12年度 11駅

平成13年度 3駅

平成14年度 17駅

3．問い合わせ先

国土交通省鉄道局業務課（電話：03-5253-8111 内線40613）

公共交通移動円滑化設備整備費補助制度（LRTの整備、ノンステップバス等の導入等）

1. 支援策の概要

高齢者、身体障害者等の移動制約者の円滑な移動に寄与するための以下のバリアフリー化事業に対し、国と地方公共団体が協調して補助を行う。

2. 補助の内容

(1)対象事業者

鉄軌道事業者、乗合バス事業者、バスターミナル事業者

(2)補助対象事業

補助対象施設（設備）

- a. ノンステップバス等の導入
 - b. 乗継等情報提供システムの整備
 - c. 鉄軌道とバス相互の共通乗車カードシステムの整備
 - d. 鉄道駅周辺等のバスターミナルのバリアフリー化
 - e. 低床式路面電車システム（LRT）整備事業
- d、eは平成13年度からの対象事業

補助対象要件（基準）

バリアフリー化された又はされる計画のある鉄軌道駅を利用する旅客の運送を行う鉄軌道又は乗合バスに関する事業

補助対象経費（経費の種別）

車両本体、車載機器類、車載機器、中央処理装置、端末機器等（dについては、エレベーター、エスカレーター、視覚障害者誘導用ブロックその他の設備）

(3)補助率

国：1/4、地方公共団体：1/4

LRT、ノンステップバス等車両の導入については、通常車両価格の差額に1/2を乗じた額と通常補助額のいずれか低い額とする。

鉄道駅周辺等のバスターミナルのバリアフリー化については、国1/3、地方公共団体1/3

(4)補助金額（予算額（国費））

平成13年度	15億円
平成14年度	17億円
平成15年度	18億円

3. 問い合わせ先

国土交通省鉄道局財務課（電話：03-5253-8111 内線40532）

国土交通省自動車交通局旅客課（電話：03-5253-8111 内線41232）

**鉄道駅のバリアフリー施設整備に対する日本政策投資銀行による融資制度
(交通・物流ネットワーク枠、地域社会基盤整備枠)**

1. 支援策の概要

鉄道事業者が行うエレベーター、エスカレーター、スロープ等の交通弱者対応工事に対して、長期低利子の融資を行う。

2. 融資の内容

(1)対象事業者

鉄道事業者

(2)融資対象事業

融資対象施設(設備)

エレベーター、エスカレーター、スロープ等の交通弱者対応工事

融資対象金額

融資対象工事に係る設備費

(3)融資率

対象工事費の50%

(4)融資金額(各枠から鉄道事業者に対する総融資金額)

交通・物流ネットワーク枠

平成12年度 1,424億円

平成13年度 1,131億円

平成14年度 1,091億円

地域社会基盤整備枠

平成12年度 5億円

平成13年度 21億円

平成14年度 10億円

(5)金利(別紙参照)

交通・物流ネットワーク枠 政策金利

地域社会基盤整備枠 政策金利

(6)融資実績(箇所数)

交通・物流ネットワーク枠

平成12年度 42社

平成13年度 47社

平成14年度 39社

地域社会基盤整備枠

平成12年度 4社

平成13年度 9社

平成14年度 7社

3. 問い合わせ先

国土交通省鉄道局財務課(電話:03-5253-8111 内線40512)

バス利用促進等総合対策事業

1. 支援策の概要

バス等公共交通機関の利用促進等、都市交通の安全・円滑化に資する事業に対し、国と地方公共団体が協調して補助を行う。

2. 補助の内容

(1)対象事業

補助対象施設（設備）

ノンステップバス等の導入等

補助対象要件（基準）

当該事業が自動車事故防止対策とあわせ行われること等

補助対象経費（経費の種別）

車両本体、車載機器類

(2)補助率

国：1 / 5、地方公共団体：1 / 5

ノンステップバス等車両の導入については、通常車両価格との差額の1 / 2 ずつを、国と地方公共団体で補助する。

(3)補助金額（予算額（国費））

平成13年度 19億円の内数

平成14年度 17億円の内数

平成15年度 17億円の内数

3. 問い合わせ先

国土交通省自動車交通局総務課企画室（電話：03-5253-8111 内線41163）

バス関係バリアフリー施設整備に対する日本政策投資銀行による融資制度

1. 支援策の概要

バス事業者が行う高齢者・身体障害者等のバスの利用を容易にするための施設の整備に対して、日本政策投資銀行による低利子の融資を行う。

2. 補助の内容

(1)対象事業者

バス事業者等

(2)融資対象事業

融資対象施設（設備）

- ・ノンステップバス、リフト付きバス、スロープ付きバス
- ・バスターミナルにおけるバリアフリー施設 等

(3)融資率

50%以内

(4)金利

政策金利

3. 問い合わせ先

国土交通省自動車交通局旅客課（電話：03-5253-8111 内線 41254）

都市交通システム整備事業

1. 支援策の概要

都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編による都市再生を推進するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共空間や公共交通からなる都市の交通システムの整備に対して支援を行う。

2. 支援策の内容

(1)事業主体

地方公共団体、協議会、独立行政法人都市再生機構 等

(2)整備地区

都市交通システム整備事業を実施する整備地区は、1)又は2)に掲げる条件に該当する地区。

1) 次の要件のいずれかに該当する地区

a) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条第6項に規定する認定を受けた基本計画において定められている又は定められることが確実と見込まれる同条第2項第二号の区域

b) 都市鉄道等利便増進法(平成17年法律第41号)第14条第11項に規定する認定を受けた交通結節機能高度化計画において定められている又は定められることが確実と見込まれる同条第2項第二号の区域

c) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第25条第1項に規定する基本構想において定められている又は定められることが確実と見込まれる同条第2項第二号の区域

2) 都市・地域の将来像実現のための都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域

3) 先導的都市環境形成促進事業により策定される先導的都市環境形成計画に定められる又は定められることが確実と見込まれる区域(区域内で整備される施設等と密接に関連して区域外で整備される施設も含む)

(3)対象事業

1) 整備計画の作成に関する事業

2) 公共的空間等の整備に関する事業

a) 公共的空間等が整備される敷地の整備

b) 公共的空間の整備

c) 駐車場の整備

d) 駐車場有効利用システムの整備

e) 荷捌き駐車場の整備

f) 自転車駐車場の整備

g) バリアフリー交通施設の整備

h) 路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備

i) (a)から(g)の施設の代替となる又は(a)から(h)と一体となった鉄道施設等の整備

3) 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される次の事業

a) 都市情報提供システムの整備

b) 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備

c) 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備

整備地区により対象事業が異なる

(4)補助率

1/3 以内

3. 問合せ先

国土交通省 都市・地域整備局 街路交通施設課 整備室

(電話:03-5253-8111 内線32-854)

地域公共交通活性化・再生総合事業

1. 支援策の概要

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)を活用し、地域の多様なニーズに応えるため、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む法定協議会に対し、パッケージで一括支援することにより、地域の創意工夫ある自主的な取り組みを促進し、地域公共交通の活性化及び再生を図る。

2. 支援策の内容

(1)対象者

法定協議会

(2)支援事業

地域公共交通総合連携計画策定調査

「地域公共交通総合連携計画」(法定計画)の策定に必要な調査等の事業

地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業

法定計画において、協議会が合意した取り組みのうち、協議会が実施することが適当な事業について、協議会は、「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」をとりまとめ、本事業計画に基づき、協議会が取り組む、地域の多様なニーズに応じた事業をパッケージで支援する。

- ・ 鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船の実証運行(運航)
- ・ 車両関連施設整備等
- ・ スクールバス、福祉バス等の活用
- ・ 乗継円滑化等
- ・ 公共交通の利用促進活動 他

(3)補助率

地域公共交通総合連携計画策定調査

- ・ 定額(上限額2000万円)

地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業

- ・ 実証運行(運航): 1/2
- ・ 実証運行(運航)以外の事業: 1/2(政令指定都市の設置する協議会にあっては1/3)

3. 問合せ先

国土交通省 総合政策局 交通計画課

(電話: 03-5253-8111 内線 24-619)

オムニバスタウンの整備（バスを中心としたまちづくり）

1．支援策の概要

バスの有する多様な社会的意義を発揮し、快適な交通・生活を実現するため、市町村が主体となって策定するオムニバスタウン計画に基づき実施される事業に対して警察庁、国土交通省が支援・整備を行う。

2．支援策の内容

(1)警察庁

補助対象者

都道府県公安委員会

対象地域

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条第1項の規定に基づく指定道路

対象施設

交通安全施設等

補助対象経費

特定交通安全施設等整備事業に係る経費

補助率

5/10

(2)国土交通省都市・地域整備局

補助対象者

地方公共団体、法律に基づく協議会等

対象事業

総合的な都市交通の戦略に基づく公共交通に関する施設（車両を除く）の整備

補助率

1/3 以内

(3)国土交通省道路局

補助対象者

道路管理者

対象事業

バスレーンのカラー舗装化、バス停のハイグレード化等、バス路線に係る道路整備

補助率

（地方公共団体が整備する場合） 1/2 等

(4)国土交通省自動車交通局

補助対象者

地方公共団体（自動車運送事業者としての地方公共団体を除く）、自動車運送事業者、バス協会、トラック協会及びこれらに準ずるものとして国土交通大臣が認定した者

対象事業

オムニバスタウン計画を策定し、これに基づいて事業を実施する場合、必要な調査、施設整備等事業全体に対して補助する。

補助率

国：1/3 地方公共団体：1/3（但し、調査については国：1/2）

3．問合せ先

警察庁 交通局 交通規制課（電話：03-3581-0141）

国土交通省 都市・地域整備局 街路交通施設課 整備室

（電話：03-5253-8111 内線 32-854）

国土交通省 道路局 企画課 道路経済調査室（電話：03-5253-8111 内線 37-633）

国土交通省 自動車交通局 総務課 企画室（電話：03-5253-8111 内線 41-163）

(2) 道路のバリアフリー化を支援する事業

特定交通安全施設等整備事業

1. 目的

交通事故が多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を実施することにより、これらの道路における交通環境の改善を行い、もって交通事故の防止を図り、併せて交通の円滑化に資することを目的とする。

2. 支援策の内容

(1) 対象事業

一種事業

歩道、歩行者専用道路、自転車歩行者道、自転車道、自転車歩行者専用道路、自転車専用道路、歩車共存道路、横断歩道橋、地下横断歩道、中央帯、交差点の改良、視距改良、路肩改良、車両停車帯、登坂車線、付加車線

二種事業

道路照明、道路標識、自転車駐車場、道路情報提供装置、自動車駐車場、防護柵、区画線、視線誘導標、道路反射鏡、地点標

(2) 補助率

- ・交通安全施設等整備事業費（直轄国道）1/2、2/3、8/10、9.5/10
- ・交通安全施設等整備事業費補助 1/2、5.5/10、2/3、9/10

3. 問合せ先

非掲載

道路交通環境改善促進事業

1. 目的

市街地における安全かつ円滑・快適な道路交通環境を効率的に確保するために必要となる事業について、国が必要な助成を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

2. 補助の内容

(1)対象事業者

地方公共団体

(2)補助対象事業

交通安全施設等整備事業等による整備と併せ、市街地における安全かつ円滑・快適な道路交通環境を効率的に確保するために必要となる、道路空間と一体となって機能する歩行者通路や交通広場など交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法に基づき整備される交通安全施設と同等の機能を有する施設の整備に関する事業であって次に掲げるもの。

歩行者・自転車の用に供する空間の整備

安全かつ快適な歩行空間等をネットワークとして確保し、機能を強化するために行われる、歩行者用デッキ、歩行者用通路等の歩行者・自転車の用に供する空間の整備。

自動車の滞留等の用に供する空間の整備

道路における自動車の安全かつ円滑な通行を確保するために行われる交通広場等の自動車の滞留等の用に供する空間の整備

(3)補助率

1 / 2

3. 問い合わせ先

非掲載

交通結節点改善事業

1. 目的

鉄道駅等の交通結節点における円滑な乗り継ぎや乗り換えを効率的に確保することにより、利用者の視点に立った交通機関間の連携強化や移動の連続性の強化を図るために必要となる事業を総合的かつ集中的に実施し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 補助の内容

(1) 補助対象事業

交通機関間の連携強化や移動の連続性の強化を図るために必要となる以下に定義する事業（特定交通安全施設等整備事業で実施するものを除く。）とする。

自動車滞留等空間の整備

交通結節点において、道路における自動車の安全かつ円滑な通行を確保するために行われる交通広場等の自動車の滞留等の用に供する空間の整備（道路敷地外の空間を活用するものを含む。）

歩行者・自転車空間の整備

交通結節点において、安全かつ快適な歩行者空間等をネットワークとして確保し、機能を強化するために行われる、歩行者用デッキ、歩行者通路等の歩行者・自転車の用に供する空間（以下、「歩行者・自転車空間」という。）の整備（道路敷地外の空間を活用するものを含む。）

交通結節点に直接接続する幹線道路の整備

交通結節点に直接接続し、円滑な乗り換えや乗り継ぎを確保するために必要となる幹線道路のうち別の幹線道路との交差点までの区間、又は交通結節点直近のバス停留所（交通結節点外であっておおむね交通結節点から300mの範囲内に設置されたものに限る。）が設置された幹線道路であって、当該バス停留所から次の幹線道路との交差点までの区間の整備

パークアンドライドのための公共駐車場の整備

交通結節点の近傍における、パークアンドライドのための公共駐車場の整備。

ただし、交通結節点は、異なる交通機関を相互に連絡し、様々な交通需要に対応した体系的な交通サービスを提供するものであって、相当程度の利用者が期待される、次に掲げるもの及びこれらに付随する駅前広場等の関連施設をいう。

(ア) 鉄道事業法による鉄道施設（おおむね乗降客5,000人/日以上のものに限る。）

(イ) 軌道法による軌道施設（おおむね乗降客5,000人/日以上のものに限る。）

(ウ) 自動車ターミナル法に基づくバスターミナル

(エ) バス停留所（おおむね運行便数100便/日以上のものに限る。）、高速道路バス停留所

(オ) 海上運送法による運輸施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）

(カ) 航空旅客の取扱施設

なお、交通結節点改善事業を実施する地区（整備地区）は、以下に掲げる計画・構想が策定されている地域内であって、全体計画・構想において、円滑な乗り継ぎや乗り換えを効率的に確保するために改善すべきものとして位置づけられている交通結節点を含む地区とする。

A 都市圏交通円滑化総合計画

B 駅周辺交通環境改善計画

C 広域交通基盤連携強化計画

D 国際交流インフラ推進計画

E オムニバスタウン構想等バスの利用促進に関する計画

(2) 補助率

自動車滞留等空間の整備、歩行者・自転車空間の整備、交通結節点に直接接続する幹線道路の整備については、一般国道（指定区間）は2/3又は5.5/10、一般国道（指定区間外）、都道府県道、市町村道、街路は5.5/10又は1/2（ただし道路敷地外については1/2（用地費は除く））、パークアンドライドのための公共駐車場の整備については1/2（いずれも内地のみ）。

3. 問い合わせ先

非掲載

道路開発資金制度

1. 目的

道路に関する公共の利益に資する事業への民間活力等の導入を促進するため、長期かつ低利の融資を行い、もって道路の機能開発と高度利用の促進に寄与することを目的とする。

2. 補助の内容

道路開発資金貸付要綱第3条に定める貸付対象事業に対し、道路整備特別会計からの貸付金（道路開発資金貸付金）及びこれと原則として同額の民間資金を一体的に貸し付ける。（昭和60年度創設）

(1) 対象事業

歩行空間のバリアフリー化に資する主な事業

オープンスペース等整備事業

駅前など歩行者空間の著しい道路において緑地豊かな歩行者空間（オープンスペース）を生み出すセットバック型の建築物の建築又は路上駐停車が著しい道路における一時停車施設の整備等への貸付けを行う。

道路空間高度利用事業

経済社会の高度化や情報化は、道路空間の多様で高度な利用を求めつつあることから、共同溝、電線共同溝の整備に伴う建設負担金や高速道路等を利用した高度情報通信システム（情報ハイウェイ）の整備等への貸付けを行う。

駐車場等整備事業

増大する駐車需要に対応し、計画的に整備される駐車場、駐車場を付置する建築物、「道の駅」等の駐車場又は休憩所の整備等への貸付けを行う。

自転車駐車場（サイクルイン）整備事業

駅前や商店街などにおける自転車の駐車需要の増大に対応し、放置自転車の解消に資する自転車駐車場又はこれを付置する建築物の整備への貸付けを行う。

くらしのみちづくり事業

地域の特性を活かした個性的で質の高い道づくりを推進するため、地域の計画（くらしのみちづくり計画）に基づき行われる道路の快適性の向上又は道路景観の整備に関する事業への貸付けを行う。

まちづくり促進道路整備用地取得事業

土地区画整理事業又は市街地再開発事業として行われる道路の整備のための用地の先行取得への貸付けを行う。

施設周辺交通対策事業

著しく歩行者又は自転車の交通量が多い道路において、その沿道に立地する商業施設等に起因する交通渋滞等を防止するために行う道路の改築への貸付けを行う。

(2) 貸付条件等

貸付対象事業者：民間事業者、公社等

貸付金利：道路開発資金貸付金（無利子又は財投金利（2.1%））と民間資金（長期プライムレート（2.2%）又は短期プライムレート＋0.7%（2.075%））の合成金利（平成12年4月7日現在）

償還期間：7～20年以内

貸付率：10分の4以内～10分の10以内

3. 問い合わせ先

非掲載

電線共同溝整備事業

1. 目的

電線類地中化を一層促進するとともに、高度情報通信社会の早期実現に資するため、道路の地下空間を活用して、電力線・通信線等をまとめて収容する「電線共同溝（C・C・BOX）」を整備する。これにより、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、地域活性化等を図る。平成11年度からは「新電線類地中化計画」に基づき、従来の大規模商業系地域における整備に加え、新たに中規模程度の商業系地域や、住居系地域における幹線道路なども対象として、より一層積極的に推進している。

2. 補助の内容

(1) 補助対象事業

電線共同溝は、安全かつ円滑な道路の交通の確保とその景観の整備等を図るため、電線類の地中化を図る必要性が高い道路の区間において、道路の地下に、電線を共同して収容するものである。

整備に当たっては、電線共同溝に入溝する電線の管理者より応分の負担を求め、残りに道路事業費を充当して、道路事業として整備する。

(2) 補助率

補助率及び国庫負担率については、1/2（指定区間内の一般国道のうち、北海道にあっては2/3、沖縄にあっては9.5/10）とする。ただし、道路の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該道路の新設又は改築に係る補助率及び国庫負担率とする。

(3) 低利融資制度

電線共同溝整備事業に係る電力・通信事業者の建設負担金及び関連施設（ケーブル（電力線、通信線等）、関連機器等）の整備に対する道路開発資金及び日本政策投資銀行の低利融資制度が認められている。

道路開発資金

貸付率 10 分の 4 以内

貸付利率 2.15%（民間資金との合成利率。平成12年4月7日現在）

日本政策投資銀行

貸付率 10 分の 4（ただし、長期資金の調達力の特に強い企業については 10 分の 3.5）

貸付利率年 2.20%（平成12年4月7日現在）

(4) 税制

電線類地中化設備について特別償却制度（特別償却率7%）及び固定資産税の課税標準の軽減措置（4/5 又は 9/10）が講じられている。

3. 問い合わせ先

非掲載

(3) その他の支援（事業中心市街地活性化のまちづくりを支援する事業）

まちづくり交付金

1. 支援策の概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする交付金である。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体：市町村、NPO等（間接交付）

(2) 概要：市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付する交付金。

都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成。

交付金の交付

国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針等に適合している場合、交付金を年度ごとに地区単位で一括交付。

事後評価

国は、交付期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価を求めることとし、その結果等について確認し公表。

(3) 対象事業

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業等
- ・地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等
- ・市町村の提案に基づく事業
- ・各種調査や社会実験等のソフト事業

(4) 支援措置

各地区に交付される交付金の額は、一定の算定方法により算出されるが、事業費に対して概ね4割。

(5) 特徴

- ・従来の補助制度のように対象施設を限定するのではなく、市町村の提案に基づく事業等についても支援対象。
- ・施設毎に定められた補助率にしばられることなく、交付金を何にどれだけ充当するかを市町村の自由な選択に委ねる。
- ・個別施設に関して国が事前の詳細な審査は行わず、市町村自身が設定した目標・指標をもとにした事後評価を実施し、公表する。

3. 問合せ先

国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 都市総合事業推進室
(電話：03-5253-8111 内線 32-563)

街路事業

1. 支援策の概要

都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行う。

2. 支援策の内容

(1)事業主体

都道府県、市町村

(2)補助対象

中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部または一部が中心市街地の区域内に存するもの。

- ・ 中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路の整備
- ・ 交通結節点の整備
- ・ 公共交通機関を支援する街路の整備
- ・ 駐車場の整備
- ・ 自転車駐車場の整備
- ・ 連続立体交差事業
- ・ 歩行者空間を創出する街路の整備
- ・ 電線共同溝整備事業
- ・ 沿道の土地利用を促進する街路の整備
- ・ その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の通過交通を排除することで歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部が中心市街地の区域外に存するもの。

- ・ 中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路、公共交通機関を支援する街路、交通結節点、パークアンドライド等駐車場・自転車駐輪場等の整備
- ・ 中心市街地の通過交通を排除するなどの、中心市街地の交通円滑化に資する街路の整備、連続立体交差事業
- ・ その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

(3)補助率

1/2 等

3. 問合せ先

国土交通省 都市・地域整備局 街路交通施設課
(電話：03-5253-8111 内線 32-845)

バリアフリー環境整備促進事業（旧 人にやさしいまちづくり事業）

1. 支援策の概要

バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定、及び基本構想等に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備に対し支援を行う。

2. 支援策の内容

(1)対象者

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間事業者等、協議会

(2)対象地域

三大都市圏の既成市街地等
人口5万人以上の市
厚生労働省事業等の実施都市
一定の要件を満たす中心市街地

(3)補助対象

市街地における道路空間等と一体となった移動ネットワークの形成
基本構想の策定
基本構想等に基づく以下の移動システム等の整備

- ・屋外の移動システム整備（スロープ、エレベータ等）
- ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備
（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース
（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ、身障者用駐車施設等）
- ・移動案内装置の設置
不特定多数の者が利用する建築物の整備

バリアフリー法認定特定建築物に係る以下の整備費

- ・屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）
- ・屋内の一定の移動システム整備（特別特定建築物の用途（但し、店舗、飲食店、ホテル等専ら商業用に供するものを除く）に至る経路に係るものに限る。）
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース
（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）
- ・移動案内装置の設置

(4)補助率

1/3

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課
phone 03-5253-8111(内線 39-654) fax 03-5253-1631

参 考 资 料

参考資料 1：用語の解説

用語	解説
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除く（フリー）という意味で、1974年（昭和49年）に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出した頃から、この言葉が使用されるようになった。もとは建築用語として登場したが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられている。
ノーマライゼーション	デンマークのバンク・ミケルセンが精神薄弱者の処遇に関して提唱した、障害者福祉の最も重要な理念で、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ標準（ノーマル）であるという考え。
ユニバーサルデザイン	まちづくりやものづくりを進めるにあたり、年齢、性別、体格や障害の有無など、人々が持つ様々な特性を超えて、「初めからできる限り全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮した」環境、施設、製品等のデザインを進めることで、障害のある米国人建築家ロン・メイスにより提唱され、1990年代から広く使われ始めた考え。
交通バリアフリー法	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」のこと。高齢者や障害者などの公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため制定された。バリアフリー新法の施行に伴い、平成18年12月20日に廃止された。
ハートビル法	「高齢者、身体障害者等の円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」のこと。病院や劇場、ショッピングセンターなど、不特定多数の人が利用する政令で定める建築物に、高齢者や障害者などが利用しやすいように、いくつかの基準が設定されており、その基準を満たした建物がハートビル法認定建築物として都道府県より認定される。「ハートビル」というのは愛称で「全ての人が利用しやすいハートのあるビルをつくらう」という意味。バリアフリー新法の施行に伴い、平成18年12月20日に廃止された。
バリアフリー新法	「高齢者、身体障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」のこと。平成17年7月に国土交通省が策定した「ユニバーサルデザイン政策大綱」を踏まえ、旅行施設や車両などを対象とした「交通バリアフリー法」と建築物を対象とした「ハートビル法」を統合・拡充したもので平成18年12月20日に施行された。
都市計画マスタープラン	1992年（平成4年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のことで、「都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする市町村のマスタープラン」とされる。
旅客施設	駅、バスターミナル、港、空港など公共交通機関を利用する旅客の乗降や待合などに利用される施設のこと。
路外駐車場	道路の路面外に設置される、不特定多数の者が利用できる一般公共の用に供される駐車場のこと。一般的には、「時間貸し」や「買い物客以外にも利用可能な商業施設」の駐車場などがこれにあたり、月極め駐車場などは除かれる。
移動等円滑化基準	バリアフリー法の施行に伴い国が定めるバリアフリー化基準のことで、高齢者や障害者などが容易かつ安全に移動または利用できるようにするため、車両や施設などの新設または改良時に義務づけられるバリアフリー化措置を規定したもので下記のものがある。 公共交通移動等円滑化基準 路外駐車場移動等円滑化基準 建築物移動等円滑化基準 都市公園移動等円滑化基準 道路移動等円滑化基準
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者などに対して、誘導や段差の存在などを知らせるため、路面に敷かれたブロックのこと。黄色やその他の周囲の路面との輝度比（明るさの差）の大きい色で、移動方向を指示するもの（平行する線状の突起をつけたもの）と段差の存在などを知らせるもの（点状の突起をつけたもの）がある。
多機能（多目的）トイレ	トイレ内が広く、手すりや水洗装置が設置されているなど、身体障害者やオストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方などの使用に配慮したトイレ。
音響信号	視覚障害者に歩行用信号が青になっていることを伝達するため、音声（鳥の鳴き声やメロディー）を発する信号機。
グレーチング	道路の排水施設（側溝や排水柵）等の路面部分に、路面排水を集水するために設置される金属製の蓋のことをいう。

参考：歩道の形式について

歩道は、フラット、セミフラット、マウントアップの3つの形式に区分され、滋賀県ではセミフラット形式を原則としています。

なお、歩道形式毎の特性は次のとおりです。

		フラット	セミフラット	マウントアップ
略図				
波打ち		発生しない。	発生しない。	発生する可能性がある。
車両乗入れ部	視覚障害者	歩車道境界の認識がしづらい。	縁石の構造によっては、横断歩道接続部等との区別がつかない場合がある。	-
	車いす使用者	-	-	すりつけ勾配が発生するため、通行性が劣る。
	高齢者	-	-	すりつけ勾配が発生するため、通行性が劣る。
横断歩道接続部等	視覚障害者	歩車道境界の認識がしづらい。	縁石の構造によっては確認しづらい場合がある。	-
	車いす使用者	-	フラットと比較すると通行性が劣る。(段差)	段差と勾配により通行性が劣る。
	高齢者	-	段差によりつまずく可能性がある。	段差と勾配により通行性が劣る。
排水処理		雨水が車道側から流入する可能性がある。	-	-

出典：道路の移動円滑化整備ガイドライン

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項および第2項の規定に基づき、草津市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想の案（以下「バリアフリー基本構想」という。）の策定に関する事項
- (2) バリアフリー基本構想の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) その他、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱しまたは任命する。

- (1) 草津市職員
- (2) 施設設置管理者
- (3) 公安委員会
- (4) 公共交通事業者等
- (5) 高齢者、障害者等
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から平成22年3月31日までとする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で同意を得て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験者として委嘱された委員の代理出席については、この限りでない。
- 6 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。
- 7 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、都市建設部交通政策課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成 2 1 年 8 月 1 日から施行し、平成 2 2 年 3 月 3 1 日をもって効力を失うものとする。

参考資料 3 : 草津市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

役 職	分 野	氏 名	備 考
1号委員	草津市職員	小 嶋 正 隆	草津市健康福祉部副部長(福祉推進担当)
1号委員	草津市職員	林 隆一郎	草津市健康福祉部副部長(長寿・保険担当)
1号委員	草津市職員 (市 道路・公園管理者)	浅 見 善 廣	草津市都市建設部副部長(建設担当)
1号委員	草津市職員 (市 路外駐車場管理者)	入 江 満	草津市都市建設部副部長(都市政策担当)
1号委員	草津市職員 (市 特定行政庁)	内 田 收	草津市都市建設部主監 (建築指導課長事務取扱)
2号委員	(国)道路管理者	澤 崎 広一郎	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 交通対策課長
2号委員	(県)道路管理者	藤 野 喜多郎	滋賀県南部土木事務所 建設管理部管理調整課長
2号委員	公安委員会 (所轄交通警察)	北 川 郁 夫	滋賀県草津警察署交通課長
3号委員	一般乗合 旅客自動車運送事業者	辻 利 秋	近江鉄道株式会社 取締役運輸本部長
3号委員	一般乗合 旅客自動車運送事業者	隠 岐 公 史	滋賀バス株式会社 代表取締役
3号委員	一般乗合 旅客自動車運送事業者	中 島 与司男	帝産湖南交通株式会社 常務取締役営業部長
3号委員	バス協会	樋 口 俊 助	(社団)滋賀県バス協会 専務理事
4号委員	障害当事者団体	前 野 奨	(特活)滋賀県脊髄損傷者協会 理事
4号委員	障害当事者団体	研 谷 三 枝	(社福)滋賀県視覚障害者福祉協会
4号委員	障害当事者団体	岡 猪三郎	(社団)滋賀県ろうあ協会 理事
4号委員	住民・旅客(高齢者)	石 本 吉 孝	前 草津市老人クラブ連合会会長
4号委員	住民・旅客(障害)	垣 見 節 子	滋賀自立生活センター 代表
5号委員	所轄運輸行政	野 村 義 明	近畿運輸局滋賀運輸支局 首席運輸企画専門官
5号委員	学識経験者	村 井 龍 治	龍谷大学社会学部臨床福祉学科教授
5号委員	関係団体 (中心市街地活性化)	桂 田 博	(特活)草津まちづくりNPO 理事
5号委員	関係団体 (福祉まちづくり)	宮 下 千代美	(特活)ディフェンス 理事
事務局	草津市都市建設部 交通政策課	西 岡 善 和	交通政策課長
		田 中 好 紀	交通政策課副参事
		川 元 康 弘	交通政策課主査